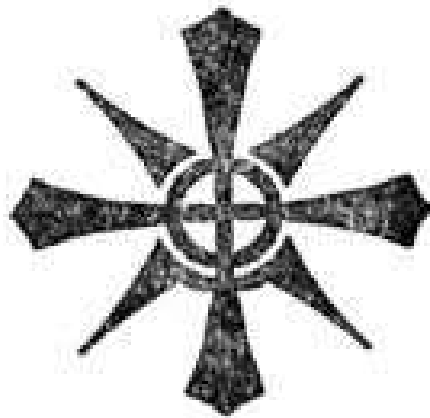


# 半田市国民保護計画



半 田 市

# 目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ等	1
1	市の責務	1
2	市国民保護計画の位置づけ	1
3	国民保護措置等の対象	2
4	市国民保護計画の見直し及び変更手続き	2
第2章	国民保護措置等に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	国民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	国民の協力	3
6	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	4
8	国民保護措置等に従事する者等の安全の確保	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	7
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	9
1	武力攻撃事態等	9
2	緊急対処事態	9
第2編	平素からの備えや予防	11
第1章	組織・体制の整備等	11
第1	市における組織・体制の整備	11
1	市の各部課等における平素の業務	11
2	職員の参集基準等	11
3	知多中との連携	13
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	14
第2	関係機関との連携体制の整備	15
1	基本的な考え方	15
2	県との連携	15
3	近接市町との連携	16
4	指定公共機関等との連携	16
5	ボランティア団体等に対する支援	17

第3章	通信の確保	18
第4章	情報収集・提供等の体制整備	19
1	基本的な考え方	19
2	警報等の伝達に必要な準備	20
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	21
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	22
第5章	研修及び訓練	23
1	研修	23
2	訓練	23
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	25
1	避難に関する基本的事項	25
2	避難実施要領のパターンについて	26
3	救援に関する基本的事項	26
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	26
5	避難施設の指定への協力	26
6	生活関連等施設の把握等	27
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	28
1	市における備蓄	28
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	28
第4章	国民保護に関する啓発	30
1	国民保護措置等に関する啓発	30
2	武力攻撃事態等及び緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発	30
第3編	武力攻撃事態等への対処	31
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	31
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	31
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	33
第2章	市対策本部の設置等	34
1	市対策本部の設置	34
2	通信の確保	38
第3章	関係機関相互の連携	40
1	国・県の対策本部との連携	40
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	40
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	41
4	他の市町村に対する応援の要求、事務の委託	41
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	42
6	市の行う応援等	42
7	ボランティア団体等に対する支援等	42
8	住民への協力要請	43

第4章	警報及び避難の指示等	44
第1	警報の伝達等	44
1	警報の内容の伝達等	44
2	警報の内容の伝達の方法	45
3	緊急通報の伝達及び通知	46
第2	避難住民の誘導等	47
1	避難の指示の通知・伝達	47
2	避難実施要領の策定	48
3	避難住民の誘導	50
第5章	救援	56
1	救援の実施	56
2	関係機関との連携	56
3	救援の内容	57
第6章	安否情報の収集・提供	58
1	安否情報の収集	58
2	県に対する報告	59
3	安否情報の照会に対する回答	59
4	日本赤十字社に対する協力	60
第7章	武力攻撃災害への対処	61
第1	武力攻撃災害への対処	61
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	61
2	武力攻撃災害の兆候の通報	61
第2	応急措置等	62
1	退避の指示	62
2	警戒区域の設定	63
3	応急公用負担等	63
4	消防に関する措置等	64
第3	生活関連等施設における災害への対処等	66
1	生活関連等施設の安全確保	66
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	66
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	67
第4	NBC攻撃による災害への対処等	68
1	NBC攻撃による災害への対処	68
第8章	被災情報の収集及び報告	71
第9章	保健衛生の確保その他の措置	72
1	保健衛生の確保	72
2	廃棄物の処理	73
第10章	国民生活の安定に関する措置	74
1	生活関連物資等の価格安定	74
2	避難住民等の生活安定等	74

3 生活基盤等の確保	74
第11章 特殊標章等の交付及び管理	75

第4編 復旧等	77
第1章 応急の復旧	77
1 基本的な考え方	77
2 公共的施設の応急の復旧	77
第2章 武力攻撃災害の復旧	78
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	79
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	79
2 損失補償及び損害補償	79
3 総合調整及び指示に係る損失の補填	79
第5編 緊急対処事態への対処	81
1 緊急対処事態	81
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	81

別添資料 半田市避難実施要領パターン

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 市の責務、計画の位置づけ等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務、計画の位置づけ等について定める。

### 1 市の責務

#### (1) 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における責務

市長及びその他の執行機関（以下「市」という。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 緊急対処事態における責務

市は、国が定める緊急対処事態対処方針及び県国民保護計画を踏まえ、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

### 2 市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条第1項の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項及び第182条第2項に基づき、次の事項について定める。

- ① 本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 本市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項
- ⑦ 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

### 3 国民保護措置等の対象

市は、国民保護法により、本市の区域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を実施することとされているため、国民保護措置等の実施に当たっては、市民に限らず本市の区域に係る全ての国民を対象とする。

また、本市に居住し、又は滞在している外国人についても対象とする。

### 4 市国民保護計画の見直し及び変更手続き

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、指定地方行政機関、他の地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聴くなど、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続き

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置等に関する基本方針

市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置等に関する基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、広域にわたる避難、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害等の特有な事項に対応できるよう、国、県、近隣市町村、消防業務を処理する知多中部広域事務組合（以下「知多中」という。）並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。



## 6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

## 8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

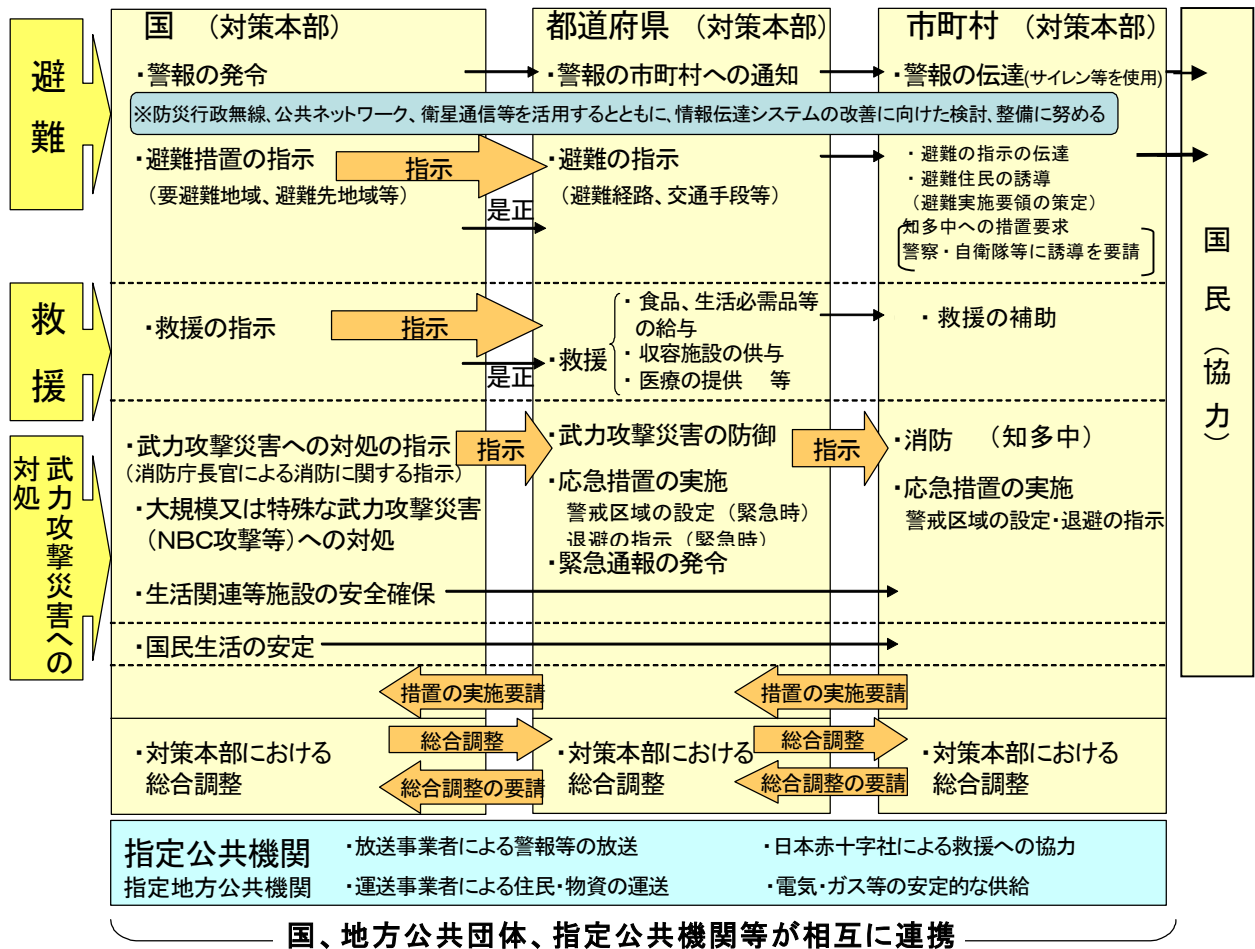
市は、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置等の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



※ 緊急対処保護措置についても、上記と同様の仕組みで実施される。

ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。

## 市の事務又は業務

<p>事務又は業務の大綱</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（消防に関する事務については、知多中において処理）</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
------------------	---

## 県の事務又は業務

<p>事務又は業務の大綱</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集・整理及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示（緊急時）、警戒区域の設定（緊急時）、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
------------------	---

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置等を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置等の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

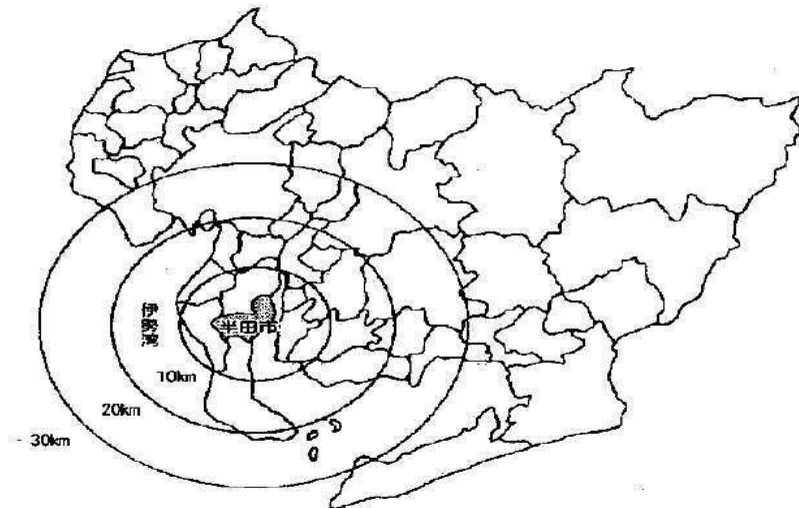
半田市は、愛知県の南西、知多半島のほぼ中央部に位置し、東は衣浦湾を挟んで碧南市、高浜市に接し、西は知多丘陵地を境に常滑市、北は阿久比町、東浦町、南は武豊町と接している。

知多丘陵地等により、市内の北部及び西部の土地が比較的高く、阿久比川、神戸川を始めとする2級河川及び平地川、板山川を始めとする準用河川が、市内の中心地域を北から南又は西から東に向かって流れ、衣浦湾に注ぎ込んでいる。

面積は、47.42k㎡あり、そのうち住宅系地域が27.9%の約13.2k㎡、商業系地域が2.7%の1.3k㎡、工業系地域が27.1%の約12.9k㎡、農業系地域が42.3%の20.0k㎡となっているが、市の東部に住宅系地域、商業系地域、工業系地域のほとんどが、西部に農業系地域のほとんどが占める状況になっている。

#### 1. 位置と地勢

- (1) 半田市役所の所在地  
半田市東洋町二丁目1番地
- (2) 半田市役所の位置  
東経 136度56分16秒  
北緯 34度53分33秒



- (3) 面積  
面積 47.42km<sup>2</sup>  
広ぼう 東西最長 9.76km  
南北最長 8.22km  
海岸線 10.70km  
海拔最高 83.7 m (行人町15番地の11)

## (2) 気候

半田市の気候は、太平洋を流れる暖流、黒潮の影響を受け、全般に温暖で、暖候期高温多雨・寒候期少雨乾燥型といえる。

## (3) 人口分布

人口は、約12万人で、合併等により市が形成されたときの集落又は開発等により形成された集落等により、亀崎地区、乙川地区、半田地区、成岩地区、青山地区と大別できる。地区別の人口では、半田地区が約3万人、乙川地区が約3万1千人、青山地区約2万3千人、成岩地区約2万3千人、亀崎地区約1万3千人となっており、比較的地区間の人口格差は小さいといえる。

## (4) 道路及び鉄道の位置等

本市には、知多半島全体の社会経済を支え、名古屋圏へと繋がる南北軸の道路及び鉄道が貫き、当該方向の道路及び鉄道は比較的整備されているといえる。

南北軸以外の方向については、東に衣浦湾、西に知多丘陵地を控えているため、当該方向の市内の交通網は比較的整備されているものの、市外と連絡する交通網については、比較的限定されたものとなっている。

何れにしても、本市が国民保護措置等を円滑に実施するためには、幹線的な道路及び鉄道について把握しておく必要がある。

## (5) 港湾の位置等

本市は、重要港湾である衣浦港を有しているため、その概要について把握する。

## (6) 石油コンビナート等特別防災区域

本市は、石油コンビナート等特別防災区域の衣浦地区に指定されており、本市を含めた衣浦地区の状況について把握する。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり国が定める基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態等

市国民保護計画においては、武力攻撃事態等として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

### 2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、次に掲げる事態例が対象として想定されている。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来



## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置等の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部課等における平素の業務

市の各部課等は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務については、半田市地域防災計画風水害・原子力等災害対策計画第3編第1章第2節災害対策本部の設置・運営に定める災害対策本部任務分担表（以下「防災組織計画」という。）に準じて行う。ただし、当該分担表での対処が困難な事態が発生した場合には、当該分担表以外の体制も活用する。

この場合において、国民保護に関する業務の総括、各部課等間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

##### 2 職員の参集基準等

###### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

###### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災に関する体制を活用しつつ、知多中との連携を図り、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保するとともに国民の権利利益の救済手続き等について迅速な対応を行うよう努める。

###### ①市部局での対応充実

知多中との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、2



4時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時においては、職員参集メールを活用し、迅速に連絡が取れる体制であることに留意する。

## ②知多中との連携強化

市は、夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長その他関係機関（自主防災組織、消防団等）への連絡）に限定して知多中に事務を要請する。

初動の連絡を受領した後は、速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は、知多中より国民保護措置等を引き継ぐこととする。

そのために市は、知多中に対し、市長への連絡を迅速に行うよう要請するとともに、住民等への初動連絡が可能となるよう、平素より、知多中との連携を密にするよう努める。

## (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

### 職員参集基準

体制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

### 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①

	市の全部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市は、幹部職員及び国民保護担当職員に対し、常時、連絡できる通信手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。）、市国民保護対策副本部長（以下「市対策副本部長」という。）及び市国民保護対策本部員（以下「市対策本部員」という。）の代替職員の指定については、特に配慮するものとする。

(6) 職員の服務基準

市は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市長は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）又は市緊急対処事態対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保 等

### 3 知多中との連携

(1) 知多中における体制

市は、知多中の管理者に対し、消防本部及び消防署が、市における参集基準等との整合性が確保されるように、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるよう要請する。

その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置等が実施できる体制を整備するよう努める。

## (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、知多中及び県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、知多中及び県と連携し、消防団に対する国民保護措置等についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続き等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の認定があった場合には、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、半田市文書取扱規程（平成17年3月8日訓令第1号）の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続きに関連する文書について、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が継続している場合及び国民保護措置等に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置等を実施するに当たり、国、県、知多中、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置等の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の知事への協議

市長は、知事との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置等と市の行う国民保護措置等との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、

道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近接市町との連携

#### (1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関による連携体制の整備の要請

市は、知多中に対し、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により、既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るよう要請する。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るよう要請する。

### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置等の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置等についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等又は緊急対処事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置等の実施に関し、防災行政無線、愛知県高度情報通信ネットワークシステム等を活用するなど、非常通信体制の整備、重要通信の確保を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、国民保護措置等に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等、障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>
備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害時又は緊急処理事態における災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置等の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置等の実施のため必要な情報として、平素から、人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市長は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう周知を図る。この場合において、関係機関等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の整備に努める。

また、既存の防災行政無線について、デジタル化を推進するなど可聴率の向上及び可聴域の拡大に努める。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）（国において開発された、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム）の運用を確実に実施する。

### (3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて第四管区海上保安本部名古屋海上保安部衣浦海上保安署（以下「海上保安署」という。）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音「国民保護に係る警報のサイレンについて」（平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設を、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報システムの利用

市は、総務省（消防庁）が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）に規定する様式により、県に報告する。

また、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いて行う。

(3) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

**4 被災情報の収集・報告に必要な準備**

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置等の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等及び緊急対処事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置等に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、知多中、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、知多中、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練のシナリオ作成等既存のノウハウを活用するとともに、知多中、県警察、海上保安署、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部及び市緊急対処事態対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練並びに市対策本部及び市緊急対処事態対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置等と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置等についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、国、県、関係機関等の協力を得て、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障がい者等への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するものとする。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンについて

市は、別添「国民保護計画に係る半田市避難実施要領パターン」に基づき、市民の避難を実施する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安署との連携を図る。



## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているため、市は、国及び県の整備の状況等も踏まえ、国、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 国、県その他関係機関との連携

市は、国民保護措置等のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置等に必要な物資及び資材を調達することができるよう、国、県、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置等を実施するため、平素から、その管理する施設及び設備を整備し、又は点検するものとする。

(2) 上下水道施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、その機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市有財産に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めるものとする。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等及び緊急処理事態において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置等に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置等の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市国民保護計画について周知を図る。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うよう配慮する。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うよう努める。

### 2 武力攻撃事態等及び緊急処理事態において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生し又は建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

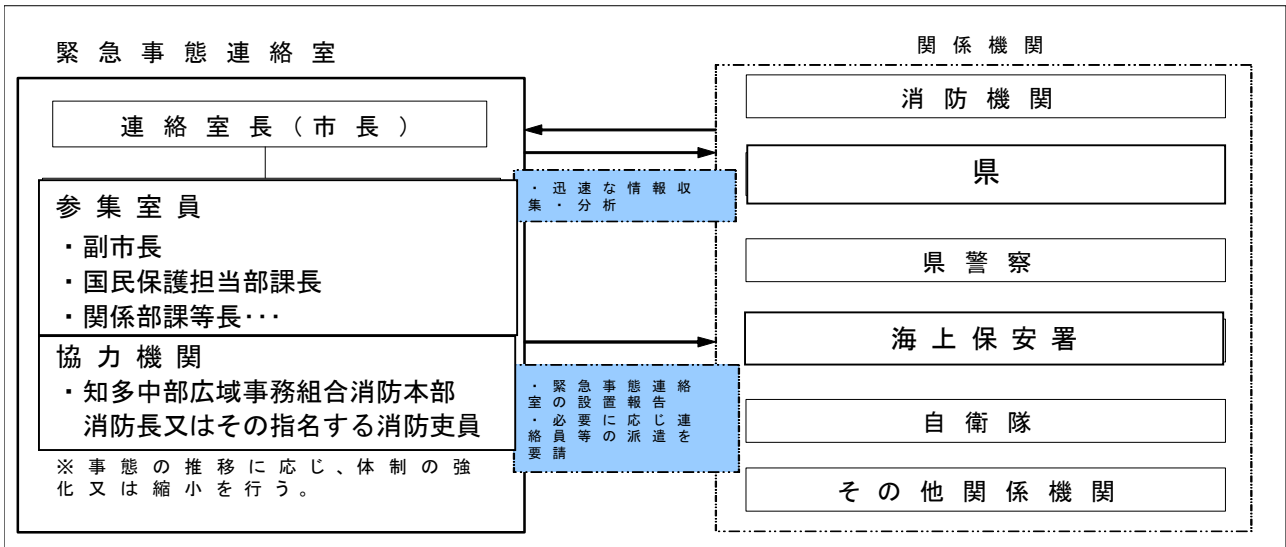
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

### 1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

#### (1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### 市緊急事態連絡室の構成等



② 「緊急事態連絡室」は、知多中等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、知多中と連携し、現場における通信を確保する。

## (2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

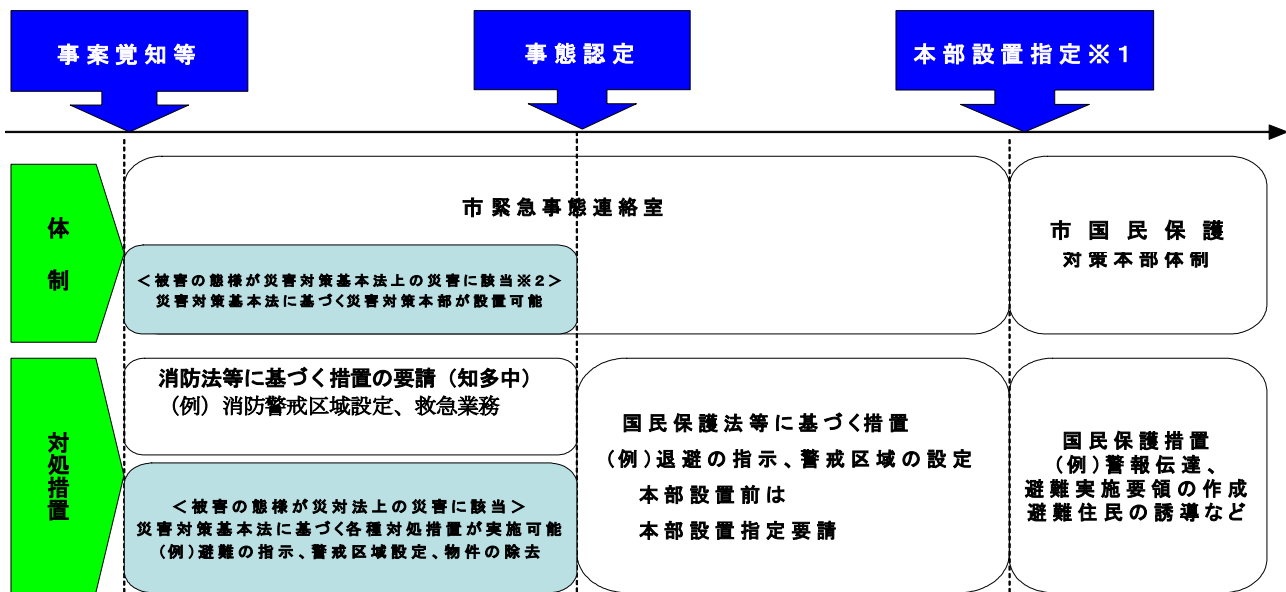
## (4) 市対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

## (5) 災害対策基本法との関係

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎災害対策室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備等の確保に努める。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定しておく。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により指定の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

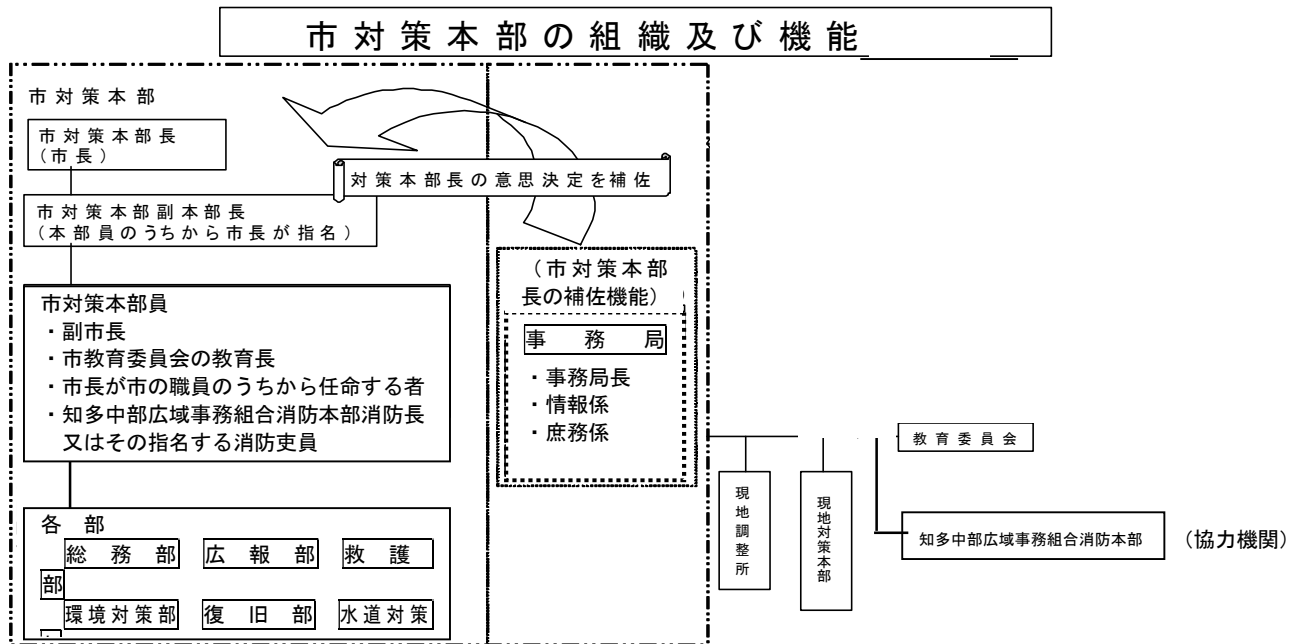
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、防災組織計画に準じ、以下のとおりとする。

①市対策本部の組織構成及び各組織の機能



※ 市対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課等において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

②武力攻撃事態等における市各部の業務

部等名	武力攻撃事態等における業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部に関すること。</li> <li>避難実施要領の策定に関すること。</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること。</li> <li>国民保護措置についての訓練に関すること。</li> <li>関係機関等との連絡に関すること。</li> <li>各部との連絡調整に関すること。</li> <li>被害調査に関すること。</li> <li>被害情報の記録に関すること。</li> <li>武力攻撃事態に係る予算措置に関すること。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送計画に関すること。</li> <li>・ 義援金品、見舞金の受付並びに出納に関すること。</li> </ul>
広 報 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安否情報の収集に関すること。</li> <li>・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。</li> <li>・ 住民に対する退避の指示の伝達に関すること。</li> <li>・ 被災者のニーズ把握に関すること。</li> <li>・ 災害支援ボランティアの受入れに関すること。</li> <li>・ 視察及び応接に関すること。</li> <li>・ 本部長・副本部長の秘書に関すること。</li> <li>・ 国民保護措置に従事する職員の把握及び手当に関すること。</li> <li>・ 公務災害に関すること。</li> <li>・ 労務者の雇用に関すること。</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請及び受入配置に関すること。</li> </ul>
救 護 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難施設の運営体制の整備に関すること。</li> <li>・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。</li> <li>・ 給与物資の配給に関すること。</li> <li>・ 死体確認、身元不明死体の収容に関すること。</li> <li>・ 義援金品、見舞金の配分計画に関すること。</li> <li>・ 防疫その他衛生対策に関すること。</li> <li>・ 感染症予防に関すること。</li> <li>・ 保健所との連絡調整に関すること。</li> </ul>
環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理に関すること。</li> <li>・ し尿処理に関すること。</li> <li>・ 給与物資の調達に関すること。</li> </ul>
復 旧 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧に関すること。</li> <li>・ 緊急道路の確保に関すること。</li> <li>・ 応急仮設住宅の整備に関すること。</li> </ul>
水道対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水の安定的な供給に関すること。</li> </ul>
医 務 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。</li> <li>・ 医師会との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 応急救護所の運営に関すること。</li> </ul>
教 育 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難施設の整備に関すること。</li> <li>・ 避難施設の運営体制の整備に関すること。</li> <li>・ 避難施設の運営体制の整備に関すること。</li> <li>・ 炊出し、その他食料品の調達及び給与に関すること。</li> </ul>

※ 上図については、防災組織計画に準じ、国民保護措置が必要となる部課等を想定し示したものであるため、不測の事態には、図中の部課等以外を活用した体制も有り得る。

③武力攻撃事態等において協力機関へ実施を要請する業務

機関名	武力攻撃事態等における業務
知多中部広域事務組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）。</li> <li>・ 住民の避難誘導に関すること。</li> <li>・ 他消防機関への応援に関すること。</li> <li>・ 被害情報の収集及び報告に関すること。</li> <li>・ 行方不明者等の捜索に関すること。</li> <li>・ 消防団の活動に関すること。</li> </ul>

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

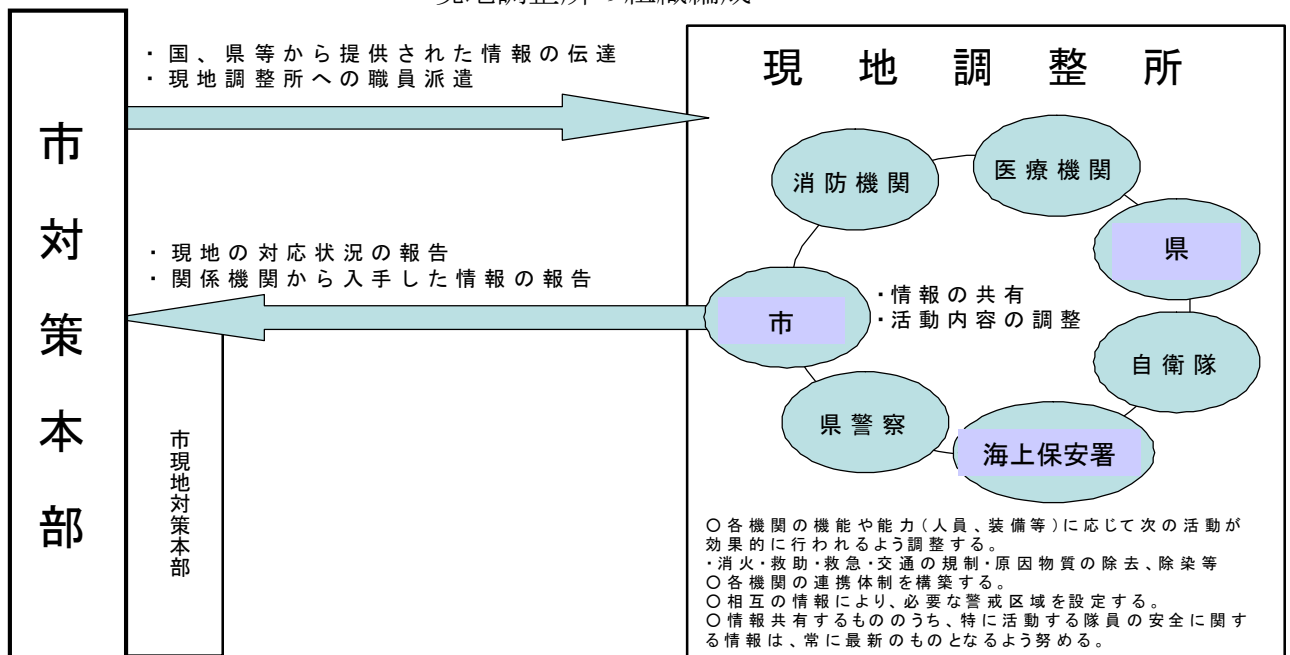
市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

なお、現地調整所の編成は、次のとおり。

現地調整所の組織編成



## (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### ③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

### ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

## (8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、

インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

## （２）情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに県及び総務省東海総合通信局にその状況を連絡する。

## （３）通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

また、市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

### 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国・県の対策本部との連携

##### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

なお、国・県の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、市対策本部長又は市対策本部が指名する本部員が出席する。

#### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### (1) 知事等への措置要請

市は、区域内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### (2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

##### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

なお、要請を行う場合には次の事項を明らかにするとともに文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話その他の通信手段により行うことができる。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市を担当区域とする自衛隊愛知地方協力本部長又は協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては中部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託

#### （1）他の市町村への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### （2）県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### （3）事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、仲介を求める。

## 6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する自発的な協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

## (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市の災害ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

## (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保



## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

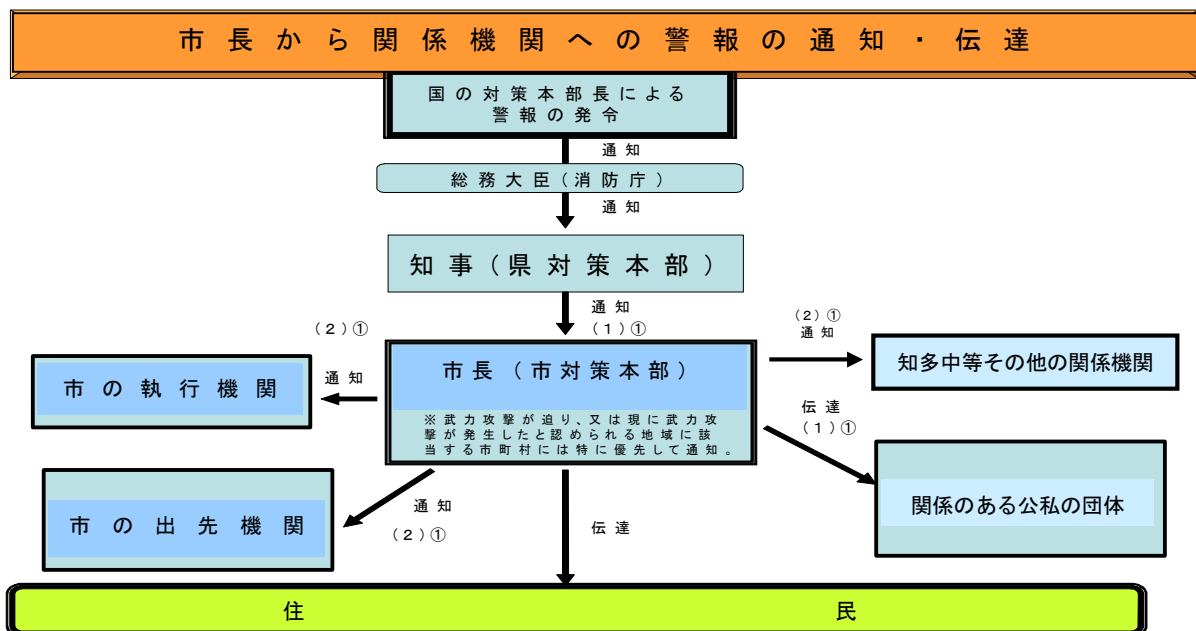
##### (1) 警報の内容の伝達

市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※ 市長は、ホームページ (<http://www.city.handa.aichi.jp>) に警報の内容を掲載する。  
※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、防災行政無線、広報車又はその他の通信手段で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、半田市防災・災害情報ツイッター、緊急速報メール、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応

全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

(3) 市長は、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、知多中の管理者に対して、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団へは、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うよう指示するなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

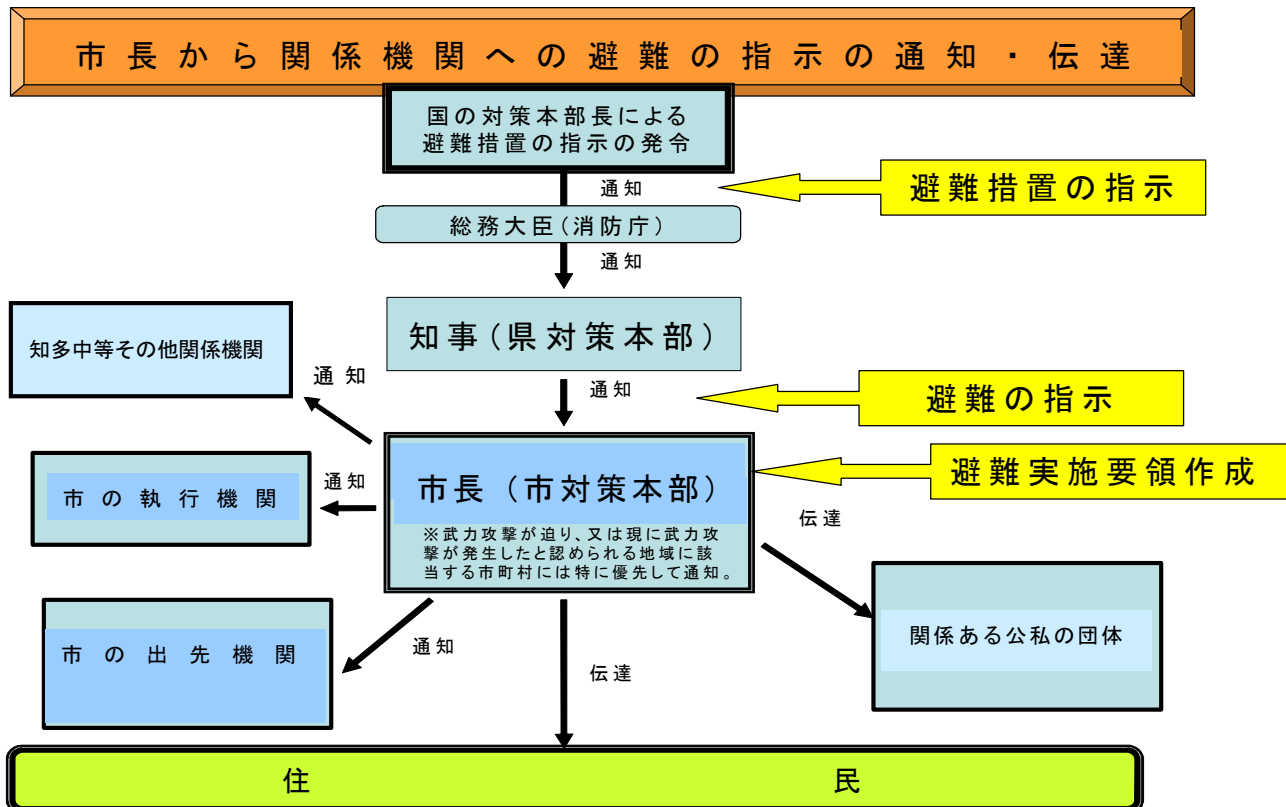
## 第2 避難住民の誘導等

市は、県からの避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



\*市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### ①避難実施要領に定める事項（法定事項）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項</li><li>・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項</li><li>・ その他避難の実施に関し必要な事項</li></ul> |
|---|

#### ②避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、次に掲げる項目を記載して策定するよう努めるものとする。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容にすることもできる。

#### ③避難実施要領に記載すべき項目

- ・ 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ・ 避難先
- ・ 一時集合場所及び集合方法
- ・ 集合時間
- ・ 集合に当たっての留意事項
- ・ 避難の手段及び避難の経路
- ・ 市職員、消防職団員の配置等
- ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ・ 要避難地域における残留者の確認
- ・ 避難誘導中の食料等の支援
- ・ 避難住民の携行品、服装
- ・ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

## (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

## (3) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

## (4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防機関の管理者、消防団長、警察署長、海上保安署長及び自衛隊愛知地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。また、市長は、避難実施要領で定めるところにより、知多中の管理者に、消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するよう要請する。その際、避難実施要領の内容に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずるよう努める。

#### (2) 消防機関の活動

市長は、知多中の管理者に対し、必要に応じ次の措置を講ずべきことを要請する。

- ① 知多中が、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施すること。
- ② 自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うこと。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、知多中と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、知多中の管理者、警察署長、海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

### (6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

### (7) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

### (8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。



#### (9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

#### (10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### (11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

#### (12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

#### (14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

事態の類型等に応じた避難指示に当たっての留意事項

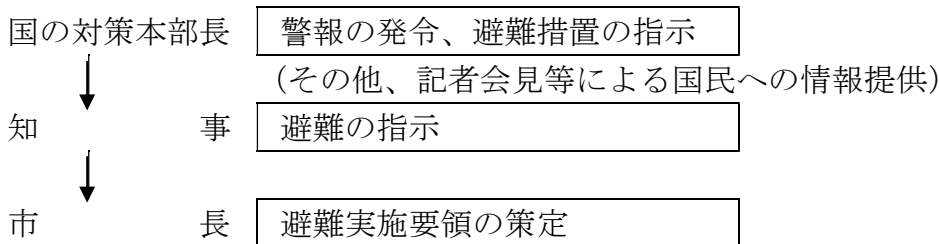
弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。  
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、トンネル、鉄道施設等ガード下に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

- ③ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
  - ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安署及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
  - ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることが望ましい。
- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応
- 「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応
- 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。
- 特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。
- ④ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、生活関連等施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

## 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の

運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における県との連携

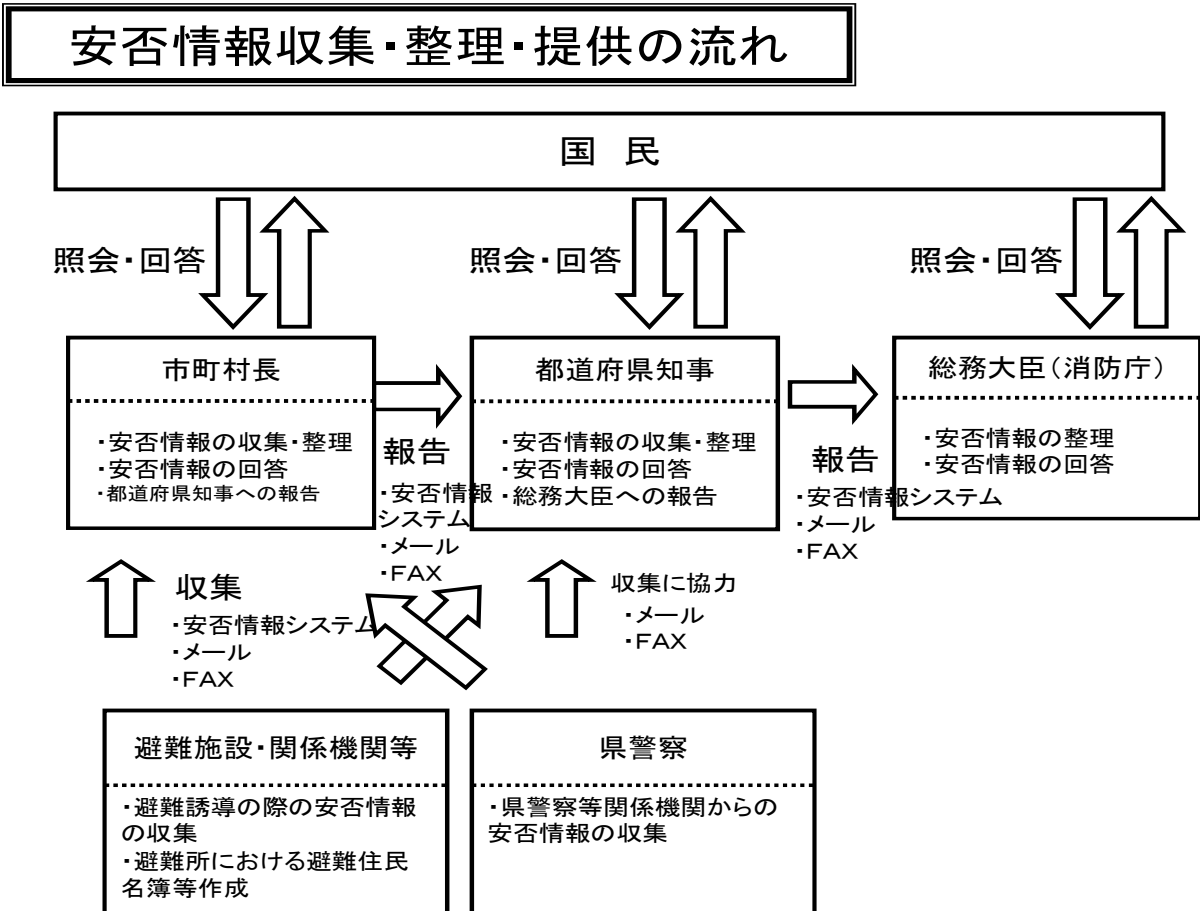
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、知多中及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

なお、安否情報の収集に際しては、安否情報省令に規定する様式を用いる。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

## (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

## (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第3条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール等により送付する。なお、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 市長は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 安否情報の回答

- ① 市長は、住民から安否情報の照会のあった者に係る情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式により、次の事項を回答する。

- ・ 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か
- ・ 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別

- ② 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安



否情報項目を安否情報省令に規定する様式により回答する。

- ③ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

市長は、日本赤十字社県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しつつ他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報することとされている。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### (2) 退避の指示に伴う措置等

① 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて、知多中、県警察、海上保安署、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

## (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

また、市長は、知多中の管理者に対し、消防長等に必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行い、消防団は、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行うこととされている。

### (3) 消防に関する応援要請等

武力攻撃災害の規模が大きい場合など、市が組織する消防組合の消防力のみをもってしては対処できないと判断されるような場合は、市長は、知多中の管理者と連携して、速やかに、相互応援協定等に基づく消防の応援を受けるために必要な措置を講ずる。

さらに、必要な場合は、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動等の応援等を受けるための必要な措置を講ずる。

### (4) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援を受ける場合、消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事及び知多中の管理者と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (5) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示が、知多中の管理者に対して行われた場合には、知多中の管理者に対し、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行おう要請する。

#### (6) 医療機関との連携

市長は、消防機関と連携し、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (7) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う消防機関及び消防団の要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、知多中と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 市長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市長は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 知多中による支援の要請

市長は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、知多中による指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など必要な支援が可能な限り行われるよう、知多中の管理者に要請する。

また、市長自らが必要と認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

知多中の管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずることとされている。

なお、当該物質等の運送などの措置において、住民の避難が必要となる場合は、関係機関と市町村対策本部で所要の調整を行う。

##### (2) 危険物質等について知多中の管理者が命ずることができる対象及び措置

対象

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域

のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

#### 措置

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

#### （3）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知多中の管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めることとされている。また、知多中の管理者は、国民保護法第103条第3号を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることとされている。

### 3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。



## 第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### ① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行い、保健所による消毒等の措置を県へ要請する。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び知多中の管理者の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

また、知多中の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使することができる。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に

掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

また、知多中の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、市長と同様に次の表に掲げる権限を行使することができる。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

#### （6）要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安署との連絡を密にする。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁国民保護・防災部（以下「消防庁」という。）に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し保健師等保健医療関係者による巡回健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県へ要請し、保健所と連携した食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県及び関係団体と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「半田市災害廃棄物処理計画」（令和元年12月半田市市民経済部クリーンセンター）等を踏まえつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市長は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### （1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### （2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### （1）水の安定的な供給

水道事業者として市長は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### （2）公共的施設の適切な管理

道路管理者として市長は、施設の状況確認、安全確認を行い当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### (2) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

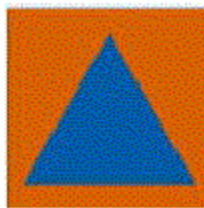
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

表面		裏面	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書）



### (3) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

#### ① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### ② 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (4) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替機器又は多ルート化した通信回線を活用するとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。ただし、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに、県及び総務省東海総合通信局にその状況を連絡する。

#### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### 2 公共的施設の応急復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する上下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされているため、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害によりその管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償を行う。

##### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補填

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。



# 第5編 緊急処理事態への対処

## 1 緊急処理事態

### (1) 武力攻撃事態等への措置の準用

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、第3編及び第4編の武力攻撃事態等への対処に係る規定を準用する。ただし、緊急処理事態においては、国の緊急処理事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われなことから、これに関する事項を除く。

なお、警報の通知及び伝達については、2に定めるところによる。

### (2) 読替規定

準用に当たっては、次の表の左欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

武力攻撃事態等	緊急処理事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
市国民保護対策本部	市緊急処理事態対策本部
市緊急事態連絡室	市緊急処理事態連絡室
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害

## 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

また、緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

# 資料編

# 目 次

1	関係機関の連絡先（第1編第3章関係）	1
	①関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等	1
	②関係県機関（県警察含む）	2
	③関係市町村機関	3
	④その他の機関	4
2	本市の気候（第1編第4章関係）	6
	①月別気温状況	6
	②月別降雨量状況	6
	③月別平均風向と風速	7
3	町丁別町別人口（第1編第4章関係）	8
4	幹線的な道路及び鉄道（第1編第4章関係）	19
	①道路等	19
	②鉄道	19
5	港湾の概要（第1編第4章関係）	20
6	石油コンビナート等特別防災区域の概要（第1編第4章関係）	20
7	市対策本部長、市対策本部副本部長及び市対策本部員の代替職員（第2編第1章関係）	20
8	国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧（第2編第1章関係）	21



9	安否情報として収集・報告すべき情報（第2編第1章関係）	21
	（1）収集様式	21
	（2）報告様式	21
	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	22
	安否情報収集様式（死亡住民）	23
	安否情報報告様式	24
10	職員等の研修で活用できるもの（第2編第1章関係）	25
11	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握における留意点（第2編第1章関係）	25
12	生活関連等施設の種類及び所管官庁（第2編第2章関係）	25
13	国民保護措置等のために特に必要な物資及び資材の例（第2編第3章関係）	26
14	市対策本部の予備施設（第3編第2章関係）	26
15	市対策本部長の補佐機能（第3編第2章関係）	26
	①対策本部事務局	26
	②事務局協力機関	27
16	市対策本部における広報体制に係る留意点（第3編第2章関係）	27
	①広報責任者の設置	27
	②広報手段	27
	③留意事項	27
	④その他関係する報道機関	28
17	現地調整所の性格（第3編第2章関係）	28
18	国民保護等派遣に基づく自衛隊の活動内容の例示（第3編第3章関係）	29
19	安否情報の収集・提供（第3編第6章関係）	29
	（1）安否情報の収集様式	29
	（2）安否情報の報告様式	29
	（3）安否情報の照会様式	29
	安否情報照会書	30
	安否情報回答書	31
20	退避の指示に係る留意事項（第3編第7章関係）	32
	（1）退避の指示について	32

(2) 退避の指示の例	3 2
(3) 屋内退避の指示について	3 2
21 警戒区域の設定に係る留意事項（第3編第7章関係）	3 3
22 生物剤を用いた攻撃の場合における対応に係る留意点（第3編第7章関係）	3 3
23 被災情報の収集及び報告様式（第3編第8章関係）	3 3
(1) 火災・災害等即報要領第3号様式	3 3
(2) 被災情報報告書（県様式第4）	3 3



# 1 関係機関の連絡先（第1編第3章関係）

## ①関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等

名称	担当部署	所在地	電話（T）・FAX（F） メールアドレス（M）	その他の 連絡方法
総務省 消防庁	国民保護・防災部 ・国民保護室 ・国民保護運用室	東京都千代田区霞が関2- 1-2 中央合同庁舎第2号館	T:03-5253-5111（代表） 03-5253-7550（直通） 03-5253-7551（直通） F:03-5253-7543	愛知県経由
総務省	東海総合通信局 無線通信部陸上課	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号 館	T:052-971-9620	愛知県経由
第四管区海上 保安本部	名古屋海上保安部 衣浦海上保安署	半田市11号地2	T:22-4999 F:25-5207	愛知県経由
陸上自衛隊	中部方面隊第10師団 第35普通科連隊 ・重迫撃砲中隊 ・第2科	名古屋市守山区守山3-12 -1	T:052-791-2191（内451） F:052-791-2191	愛知県経由
	愛知地方協力本部 半田地域事務所	半田市星崎町3-22-8	T:21-0004 F:21-0004	

②関係県機関（県警察含む）

名称	担当部署	所在地	電話（T）・FAX（F） メールアドレス（M）	その他の 連絡方法
愛知県	防災安全局災害対策課 国民保護グループ	名古屋市中区三の丸1-2	T:052-954-6147(内2545) F:052-954-6912 M:saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	無線 T: #8-600-2545（上） T:9-600-2545（衛） 愛知県高度情報通信ネットワーク
	知多県民事務所 県民防災安全課	半田市出口町1-36	T:21-8111（内378） F:23-2354 M:chita@pref.aichi.lg.jp	無線 T: #8-604-378（上） 愛知県高度情報通信ネットワーク
	知多建設事務所	半田市瑞穂町2-2-1	T:21-3231 F:21-3232 M:chita-kensetsu@pref.aichi.lg.jp	無線 T: #8-615-9（上） 愛知県高度情報通信ネットワーク
	知多農林水産事務所	半田市出口町1-36	T:21-8111 F:22-9982 M:chita-nourin@pref.aichi.lg.jp	無線 T: #8-604-9（上） 愛知県高度情報通信ネットワーク
	半田保健所	半田市出口町1-45-4	T:21-3341 F:24-7142 M:handa-hc@pref.aichi.lg.jp	愛知県高度情報通信ネットワーク
	衣浦港務所	半田市11号地1-1	T:21-2451 F:21-2459 M:kinuura-komu@pref.aichi.lg.jp	愛知県高度情報通信ネットワーク
愛知県警察	半田警察署 警備課	半田市出口町1-32	T:21-0110 F:24-0110	無線 ・はんだ851（地）

### ③関係市町村機関

名称	担当部署	所在地	電話 (T) ・ F A X (F) メールアドレス (M)	その他の 連絡方法
知多中部 広域事務組合	消防本部 総務課 半田消防署 警防課通信指令室	半田市東洋町1-6	T:21-0119 F:22-7420 M:chitachu@cac-net.ne.jp	無線 ・はんだ301 (移) ・はんだ861 (地) ・はんだ862 (地) 亀崎Ⓞ ・はんだ863 (地) 成岩Ⓞ 愛知県高度情報通信ネットワーク
常滑市	総務部交通防災課	常滑市新開町4-1	T:35-5111 (内153) F:35-7879	無線 T: #8-716-2-153 (上) 愛知県高度情報通信ネットワーク
碧南市	総務部防災課	碧南市松本町28	T:0566-41-3311 (内229) F:0566-48-0077	無線 T: #8-709-229 (上) 愛知県高度情報通信ネットワーク
高浜市	都市政策部 都市防災グループ	高浜市青木町4-1- 2	T:0566-52-1111 (内332) F:0566-52-1110	無線 T: #8-727-2-332 (上) 愛知県高度情報通信ネットワーク
阿久比町	総務部防災交通課	知多郡阿久比町大字 卯坂字殿越50	T:48-1111 (内277) F:48-0229	無線 T: #8-757-2-277 (上) 愛知県高度情報通信ネットワーク
東浦町	総務部防災交通課	知多郡東浦町大字 緒川字政所20	T:0562-83-3111 (内235) F:0562-83-9756	無線 T: #8-757-2-235 (上) 愛知県高度情報通信ネットワーク
武豊町	総務部防災交通課	知多郡武豊町大字 長尾山2	T:72-1111 (内233) F:72-1115	無線 T: #8-757-2-233 (上) 愛知県高度情報通信ネットワーク

※ 本市に隣接する市町村

④その他の機関

名称	担当部署	所在地	電話 (T) ・ F A X (F) メールアドレス (M)	その他の 連絡方法
東海旅客鉄道 (株)	半田駅	半田市御幸町110	T : 21-0125 F :	無線 ・はんだ802 (地)
名古屋鉄道 (株)	知多半田駅	半田市広小路町12 5	T : 21-2000 F : 21-2000	無線 ・はんだ803 (地)
知多乗合 (株)	本社	半田市昭和町1-34 (半田名鉄南館3 階)	T : 21-5231 (代表) F : 22-8295	
	半田営業所	半田市住吉町2-16 3-7	T : 21-5234 F : 26-3841	
愛知県道路公 社	知多有料道路事務所	半田市彦洲町3-10 0	T : 21-2721 F : 21-2712	
(株) C A C		半田市有楽町8-26 -2	T : 21-0070 (代表) F : 23-3226	
(社) 愛知県ト ラック協会	知多支部	名古屋市緑区鳴海 町字中汐田 270-1  (名古屋南部トラ ック輸送サービス センター内)	T : 052-622-1301  F : 052-622-6165	
中部電力 (株)	半田営業所	半田市東洋町1-3- 3	T : 21-5111 F : 23-7125	無線 ・はんだ801
東邦ガス (株)	半田営業所	半田市東新町41	T : 21-1526	無線 ・はんだ804
(株) N T T 西 日本ー東海	名古屋支店 設備部災害対策室	名古屋市中区大須 4-9-60 (N T T 上前津ビ ル5F)	T : 052-291-3226 F : 052-262-9057	無線 ・はんだ805 N T T 西日本名古屋支店 (半田ビル) 経由
	半田設備サービスセ ンタ	半田市旭町4-30	T : 21-1649 F : 22-8642	
(社) 半田市医 師会	事務局	半田市雁宿町1-54 -8 半田市医師会館	T : 21-3411 F : 21-4328	無線 ・はんだ851 (地)
半田市区長連 絡協議会	事務局	半田市東洋町2-1 (半田市企画部市 民協働課内)	T : 21-3111 F : 23-6061	無線 (会長) ・はんだ232 (移)

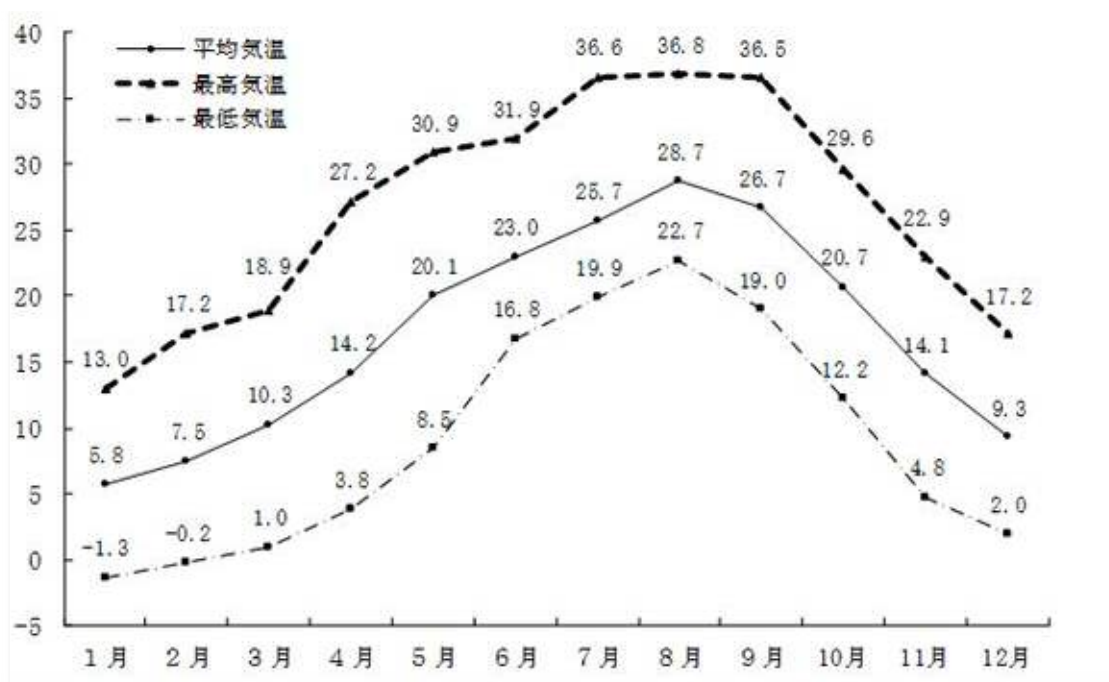
半田市赤十字奉仕団	事務局	半田市雁宿町1-22 -1 (半田市社会福祉協議会内)	T:23-7361 F:23-7745	無線 ・はんだ921 (地)
半田港水防団	団長付事務局	半田市11号地1-4 (半田港運(株)内)	T:23-2301 F:23-4030	無線 ・はんだ924 (地)

※ (上) は地上系、(衛) は衛星系、(移) は移動系、(地) は地域系の無線を表わす。



## 2 本市の気候（第1編第4章関係）

### ①月別気温状況



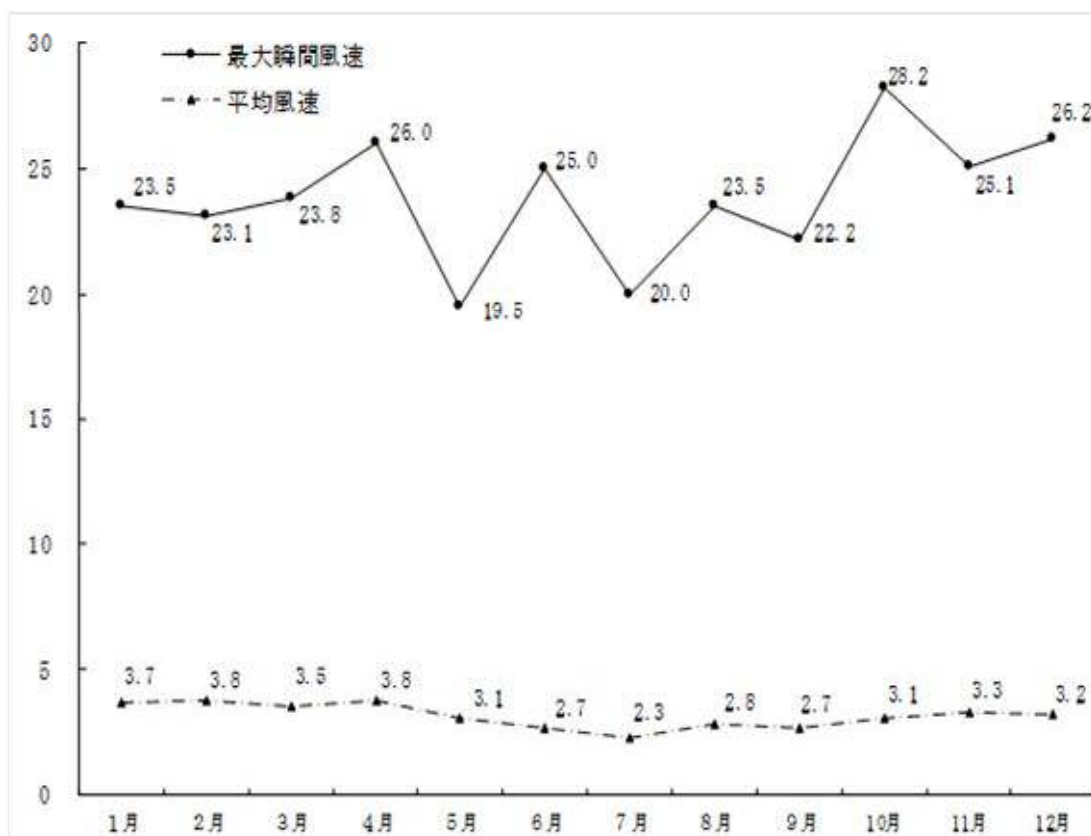
### ②月別降雨量状況

月別区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
総雨量 (mm)		16.0	50.0	66.5	117.5	158.5	179.0	258.0	151.5	78.0	340.5	18.0	52.0	<b>1,485.5</b>
最多雨量	日	31	28	10	30	21	27	4	16	4	12	22	22	
	mm	15.0	27.5	30.0	35.0	87.5	60.5	42.0	43.5	47.0	134.5	4.5	17.5	

③月別平均風向と風速

月別 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平均風 向	北西	北西	北西	北西	南南東	北西	南南東	南南東	南南東	北西	北西	北西

(m/s)



### 3 町丁別人口（第1編第4章関係）

（令和2年4月1日現在）

町丁目別	男	女	計	世帯数
亀崎大深町2丁目	4	2	6	3
亀崎大深町3丁目	25	57	82	74
亀崎大深町4丁目	11	14	25	9
亀崎大深町5丁目	3	3	6	1
亀崎大深町7丁目	14	8	22	15
亀崎北浦町1丁目	69	51	120	60
亀崎北浦町2丁目	70	60	130	44
亀崎北浦町3丁目	362	353	715	336
亀崎新田町4丁目	21	24	45	19
亀崎新田町5丁目	1	1	2	1
亀崎月見町1丁目	91	90	180	75
亀崎月見町2丁目	43	54	97	44
亀崎月見町3丁目	5	8	13	6
亀崎月見町4丁目	114	135	249	99
洲の崎町	14	9	23	21
亀崎和生町1丁目	85	95	180	68
亀崎和生町2丁目	67	53	120	51
亀崎和生町3丁目	162	154	316	139
亀崎常盤町1丁目	47	18	65	29
亀崎常盤町2丁目	62	80	142	62
亀崎常盤町3丁目	109	97	206	85
亀崎常盤町4丁目	123	136	259	113
亀崎高根町1丁目	14	17	31	12
亀崎高根町2丁目	149	141	290	143
亀崎高根町3丁目	168	149	317	143
亀崎高根町4丁目	117	108	225	123
亀崎高根町5丁目	90	83	173	77
亀崎高根町6丁目	230	219	449	207
亀崎高根町7丁目	209	213	422	189
亀崎高根町8丁目	286	309	595	244
亀崎町1丁目	73	75	148	61
亀崎町2丁目	88	107	195	91
亀崎町3丁目	129	104	233	121
亀崎町4丁目	114	129	243	129
亀崎町5丁目	113	112	225	96
亀崎町6丁目	69	72	140	63
亀崎町7丁目	76	66	142	29
亀崎町8丁目	115	116	231	111
亀崎町9丁目	79	68	148	54
亀崎町10丁目	226	225	451	192
阿原町	162	130	292	103
緑ヶ丘1丁目	20	23	43	17
緑ヶ丘2丁目	13	24	37	37
緑ヶ丘3丁目	19	14	33	12
緑ヶ丘4丁目	27	25	52	18
緑ヶ丘5丁目	3	1	4	2
緑ヶ丘6丁目	4	2	6	1
緑ヶ丘7丁目	2	2	4	2

集計単位		男	女	計	世帯数
町丁目別	緑ヶ丘8丁目	2 ( )	1 ( )	3 ( )	2
	緑ヶ丘9丁目	24 ( )	17 ( )	41 ( )	13
	緑ヶ丘10丁目	35 ( )	30 ( )	65 ( )	23
	緑ヶ丘11丁目	16 ( )	17 ( )	33 ( )	13
	緑ヶ丘12丁目	17 ( )	22 ( )	39 ( )	16
	緑ヶ丘13丁目	77 ( )	83 ( 1)	160 ( 1)	76
	上定光町1丁目	6 ( )	5 ( )	11 ( )	4
	上定光町2丁目	2 ( )	4 ( )	6 ( )	3
	石塚町1丁目	167 ( )	190 ( )	357 ( )	150
	石塚町2丁目	16 ( )	11 ( )	27 ( )	11
	石塚町3丁目	22 ( )	20 ( )	42 ( )	18
	石塚町4丁目	18 ( )	22 ( )	40 ( )	12
	稲穂町1丁目	31 ( )	31 ( )	62 ( )	24
	稲穂町2丁目	21 ( )	21 ( )	42 ( )	15
	稲穂町9丁目	5 ( )	5 ( )	10 ( )	4
	稲穂町11丁目	1 ( )	( )	1 ( )	1
	稲穂町12丁目	6 ( )	9 ( )	15 ( )	5
	稲穂町13丁目	10 ( )	11 ( )	21 ( )	7
	稲穂町14丁目	33 ( )	27 ( )	60 ( )	19
	有脇町1丁目	41 ( )	44 ( )	85 ( )	38
	有脇町2丁目	38 ( )	44 ( 1)	82 ( 1)	36
	有脇町3丁目	36 ( 1)	27 ( )	63 ( 1)	25
	有脇町4丁目	46 ( )	47 ( )	93 ( )	33
	有脇町5丁目	47 ( 1)	44 ( 2)	91 ( 3)	34
	有脇町6丁目	20 ( )	23 ( 1)	43 ( 1)	15
	有脇町7丁目	27 ( )	32 ( 1)	59 ( 1)	22
	有脇町8丁目	8 ( )	6 ( )	14 ( )	5
	有脇町9丁目	41 ( 1)	44 ( )	85 ( 1)	41
	有脇町10丁目	50 ( )	47 ( )	97 ( )	35
	有脇町11丁目	33 ( )	34 ( )	67 ( )	25
	有脇町12丁目	67 ( 7)	70 ( 7)	137 ( 14)	46
	有脇町13丁目	12 ( )	11 ( )	23 ( )	8
	有脇町14丁目	53 ( 3)	43 ( 1)	96 ( 4)	37
	有脇町15丁目	23 ( )	32 ( )	55 ( )	23
	のぞみが丘1丁目	266 ( )	287 ( )	553 ( )	161
	のぞみが丘2丁目	302 ( 5)	287 ( 4)	589 ( 9)	185
	のぞみが丘3丁目	325 ( 4)	312 ( 3)	637 ( 7)	180
	乙川町	240 ( 17)	218 ( 13)	458 ( 30)	232
	乙川深田町1丁目	52 ( )	54 ( )	106 ( )	34
	乙川深田町2丁目	26 ( )	34 ( )	60 ( )	22
	乙川一色町	26 ( )	26 ( )	52 ( )	20
	乙川吉野町	15 ( )	13 ( )	28 ( )	13
	高砂町	1 ( )	1 ( )	2 ( )	1
	東徳田町	29 ( 28)	( )	29 ( 28)	29
	西徳田町	4 ( 2)	2 ( )	6 ( 2)	4
	川田町	19 ( 3)	10 ( 1)	29 ( 4)	20
	八軒町	8 ( 1)	5 ( )	13 ( 1)	6
	上浜町	33 ( )	27 ( )	60 ( )	25

集計単位		男	女	計	世帯数
町丁目別	浜田町1丁目	97 ( 14)	69 ( 8)	166 ( 22)	94
	浜田町2丁目	165 ( 34)	140 ( 30)	305 ( 64)	148
	浜田町3丁目	18 ( )	14 ( )	32 ( )	16
	相賀町	556 ( 23)	527 ( 21)	1083 ( 44)	441
	乙川末広町	2 ( )	4 ( )	6 ( )	3
	古浜町	11 ( )	7 ( )	18 ( )	8
	乙川新町1丁目	311 ( 57)	366 ( 44)	677 ( 101)	318
	乙川新町2丁目	74 ( 8)	61 ( 4)	135 ( 12)	74
	乙川新町3丁目	69 ( 1)	78 ( 1)	147 ( 2)	64
	乙川栄町	50 ( 2)	62 ( )	112 ( 2)	44
	乙川薬師町1丁目	39 ( 4)	48 ( 2)	87 ( 6)	37
	乙川薬師町2丁目	32 ( 1)	37 ( 1)	69 ( 2)	28
	乙川西ノ宮町1丁目	35 ( )	49 ( )	84 ( )	27
	乙川西ノ宮町2丁目	84 ( 8)	76 ( 6)	160 ( 14)	76
	乙川西ノ宮町3丁目	76 ( 5)	80 ( 3)	156 ( 8)	64
	乙川畑田町1丁目	64 ( 8)	63 ( )	127 ( 8)	56
	乙川畑田町2丁目	62 ( )	71 ( )	133 ( )	52
	乙川畑田町3丁目	136 ( 1)	171 ( 2)	307 ( 3)	123
	乙川源内林町1丁目	115 ( 1)	121 ( 2)	236 ( 3)	89
	乙川源内林町2丁目	202 ( 9)	215 ( 10)	417 ( 19)	176
	乙川源内林町3丁目	190 ( 6)	180 ( 6)	370 ( 12)	155
	大池町1丁目	207 ( 32)	164 ( 23)	371 ( 55)	168
	大池町2丁目	243 ( 7)	254 ( 8)	497 ( 15)	205
	大池町3丁目	37 ( )	29 ( )	66 ( )	30
	大池町4丁目	309 ( 15)	308 ( 26)	617 ( 41)	253
	大高町1丁目	182 ( 5)	201 ( 9)	383 ( 14)	168
	大高町2丁目	191 ( 12)	191 ( 17)	382 ( 29)	176
	大高町3丁目	187 ( 5)	199 ( 6)	386 ( 11)	170
	土池町1丁目	237 ( 6)	219 ( )	456 ( 6)	190
	土池町2丁目	554 ( 58)	442 ( 30)	996 ( 88)	424
	土池町3丁目	162 ( 9)	156 ( 15)	318 ( 24)	132
	土池町4丁目	141 ( 2)	140 ( 9)	281 ( 11)	136
	土池町5丁目	148 ( 4)	134 ( 3)	282 ( 7)	124
	一ノ草町	124 ( 21)	125 ( 10)	249 ( 31)	102
	新池町1丁目	117 ( 4)	107 ( 6)	224 ( 10)	92
	新池町2丁目	223 ( 4)	206 ( 7)	429 ( 11)	190
	七本木町1丁目	92 ( 11)	66 ( 8)	158 ( 19)	75
	長根町1丁目	236 ( 5)	205 ( 5)	441 ( 10)	192
	長根町2丁目	303 ( 41)	306 ( 22)	609 ( 63)	269
	長根町3丁目	255 ( 86)	304 ( 100)	559 ( 186)	290
	大伝根町1丁目	297 ( 12)	294 ( 14)	591 ( 26)	215
	大伝根町2丁目	310 ( 20)	282 ( 8)	592 ( 28)	227
	苗代町1丁目	154 ( 10)	142 ( 6)	296 ( 16)	122
	苗代町2丁目	168 ( 10)	156 ( 8)	324 ( 18)	150
	横松上町	12 ( )	11 ( )	23 ( )	6
	東大矢知町1丁目	7 ( )	8 ( )	15 ( )	6
	東大矢知町2丁目	35 ( 4)	31 ( )	66 ( 1)	29
	東大矢知町3丁目	45 ( )	45 ( )	90 ( )	34



集計単位	男	女	計	世帯数
町丁目別				
西大矢知町1丁目	16 ( )	9 ( )	25 ( )	12
西大矢知町3丁目	15 ( )	12 ( )	27 ( )	11
西大矢知町4丁目	13 ( )	17 ( )	30 ( )	9
北大矢知町1丁目	7 ( )	5 ( )	12 ( )	4
北大矢知町2丁目	5 ( )	4 ( )	9 ( )	2
北大矢知町3丁目	3 ( )	4 ( )	7 ( )	3
南大矢知町1丁目	15 ( )	13 ( )	28 ( )	12
南大矢知町2丁目	24 ( 2)	25 ( )	49 ( 2)	24
南大矢知町3丁目	199 ( 12)	181 ( 9)	380 ( 21)	152
南大矢知町4丁目	267 ( 11)	267 ( 15)	534 ( 26)	224
庚申町1丁目	92 ( 1)	103 ( 2)	195 ( 3)	74
庚申町2丁目	113 ( 13)	111 ( 8)	224 ( 21)	103
美原町1丁目	313 ( 34)	267 ( 16)	580 ( 50)	258
美原町2丁目	298 ( 11)	279 ( 7)	577 ( 18)	224
横川町1丁目	302 ( 15)	285 ( 11)	587 ( 26)	232
横川町2丁目	311 ( 10)	310 ( 3)	621 ( 13)	256
横川町3丁目	294 ( 26)	259 ( 16)	553 ( 42)	260
元山町	17 ( )	13 ( )	30 ( )	12
飯森町	155 ( 9)	156 ( 7)	311 ( 16)	127
乙川若宮町	151 ( 5)	146 ( 3)	297 ( 8)	109
乙川太田町1丁目	212 ( )	229 ( 4)	441 ( 4)	133
乙川太田町2丁目	206 ( 2)	225 ( 5)	431 ( 7)	180
小神町	54 ( )	36 ( )	90 ( )	51
乙川北側町1丁目	58 ( )	53 ( 1)	111 ( 1)	44
乙川北側町2丁目	58 ( )	60 ( 1)	118 ( 1)	57
乙川市場町1丁目	59 ( )	60 ( 2)	119 ( 2)	49
乙川市場町2丁目	27 ( )	32 ( )	59 ( )	27
乙川殿町	71 ( )	80 ( )	151 ( )	65
乙川高良町	67 ( 3)	87 ( 3)	154 ( 6)	71
乙川内山町	53 ( )	56 ( )	109 ( )	44
乙川八幡町1丁目	49 ( 1)	48 ( 3)	97 ( 4)	46
乙川八幡町2丁目	75 ( 5)	62 ( 3)	137 ( 8)	60
乙川八幡町3丁目	59 ( )	49 ( )	108 ( )	49
乙川浜側町1丁目	66 ( )	48 ( )	114 ( )	58
乙川浜側町2丁目	99 ( 15)	95 ( 11)	194 ( 26)	77
乙川稗田町	327 ( 9)	296 ( 10)	623 ( 19)	274
乙川向田町1丁目	205 ( 7)	177 ( 6)	382 ( 13)	161
乙川向田町2丁目	81 ( 2)	72 ( 3)	153 ( 5)	68
向山町1丁目	195 ( 12)	177 ( 16)	372 ( 28)	133
向山町2丁目	203 ( 4)	209 ( 7)	412 ( 11)	168
向山町3丁目	81 ( )	76 ( 2)	157 ( 2)	77
祿宜町	152 ( 13)	111 ( 5)	263 ( 18)	135
太松町1丁目	196 ( 17)	174 ( 11)	370 ( 28)	168
太松町2丁目	154 ( 5)	160 ( 4)	314 ( 9)	129
中午町	254 ( 7)	255 ( 7)	509 ( 14)	185
新居町1丁目	142 ( 34)	102 ( 8)	244 ( 42)	121
新居町2丁目	47 ( 5)	42 ( 1)	89 ( 6)	43
新居町3丁目	106 ( 4)	110 ( 9)	216 ( 13)	91

集計単位		男	女	計	世帯数
町丁目別	新居町4丁目	156 ( 2)	173 ( 5)	329 ( 7)	151
	新居町5丁目	83 ( 11)	50 ( 3)	133 ( 14)	69
	新居町6丁目	95 ( 3)	97 ( 1)	192 ( 4)	73
	新居町7丁目	49 ( 16)	37 ( 12)	86 ( 28)	43
	平地町1丁目	222 ( 3)	198 ( 6)	420 ( 9)	151
	平地町2丁目	169 ( 3)	102 ( 2)	271 ( 5)	82
	平地町3丁目	162 ( 7)	138 ( 2)	300 ( 9)	118
	平地町4丁目	364 ( 18)	341 ( 19)	705 ( 37)	257
	平地町5丁目	144 ( 7)	145 ( 1)	289 ( 8)	120
	花田町1丁目	181 ( 2)	179 ( 1)	360 ( 3)	146
	花田町2丁目	225 ( 15)	220 ( 13)	445 ( 28)	188
	前田町	238 ( 6)	229 ( 9)	467 ( 15)	191
	一本木町1丁目	115 ( 21)	99 ( 14)	214 ( 35)	98
	一本木町2丁目	221 ( 17)	240 ( 18)	461 ( 35)	199
	一本木町3丁目	180 ( 5)	181 ( 6)	361 ( 11)	158
	西生見町	26 ( )	23 ( )	49 ( )	21
	東生見町	11 ( )	10 ( )	21 ( )	9
	中生見町	9 ( )	5 ( )	14 ( )	5
	平地馬場町2丁目	52 ( )	51 ( 1)	103 ( 1)	54
	平和町1丁目	20 ( )	18 ( )	38 ( )	14
	平和町2丁目	30 ( )	29 ( 1)	59 ( 1)	23
	平和町3丁目	7 ( 1)	6 ( 1)	13 ( 2)	6
	平和町5丁目	17 ( )	19 ( 5)	36 ( 5)	20
	平和町6丁目	32 ( )	48 ( 12)	80 ( 12)	34
	平和町7丁目	44 ( )	52 ( )	96 ( )	31
	平和町8丁目	1 ( )	1 ( )	2 ( )	1
	平井町1丁目	49 ( )	48 ( 2)	97 ( 2)	41
	平井町2丁目	30 ( )	29 ( )	59 ( )	17
	平井町3丁目	13 ( )	19 ( )	32 ( )	11
	平井町4丁目	3 ( )	4 ( )	7 ( )	4
	平井町5丁目	11 ( )	13 ( )	24 ( )	7
	平井町6丁目	17 ( )	11 ( )	28 ( )	11
	平井町7丁目	4 ( )	4 ( )	8 ( )	2
	新生町1丁目	40 ( )	41 ( )	81 ( )	30
	新生町2丁目	22 ( )	25 ( )	47 ( )	17
	新生町3丁目	24 ( )	22 ( )	46 ( )	20
	新生町4丁目	8 ( )	4 ( )	12 ( )	5
	新生町5丁目	7 ( )	6 ( )	13 ( )	5
	新生町6丁目	33 ( )	31 ( )	64 ( )	28
	新生町7丁目	22 ( )	16 ( )	38 ( )	13
	宝来町5丁目	6 ( 4)	16 ( 14)	22 ( 18)	19
	奥町3丁目	3 ( )	6 ( 2)	9 ( 2)	5
	奥町4丁目	7 ( 3)	7 ( )	14 ( 3)	7
	岩滑北浜町	12 ( )	12 ( )	24 ( )	11
	岩滑南浜町	27 ( 1)	24 ( 1)	51 ( 2)	27
	岩滑東町1丁目	194 ( 10)	202 ( 3)	396 ( 13)	169
	岩滑東町2丁目	147 ( 9)	145 ( 18)	292 ( 27)	112
	岩滑東町3丁目	215 ( 8)	206 ( 6)	421 ( 14)	158

集計単位		男	女	計	世帯数
町丁目別	岩滑東町4丁目	242 ( 10)	231 ( 6)	473 ( 16)	195
	岩滑東町5丁目	224 ( 8)	239 ( 18)	463 ( 26)	207
	岩滑西町1丁目	2 ( )	1 ( )	3 ( )	1
	岩滑西町2丁目	88 ( )	90 ( )	178 ( )	79
	岩滑西町3丁目	53 ( )	55 ( )	108 ( )	42
	岩滑西町4丁目	59 ( )	55 ( )	114 ( )	42
	岩滑西町5丁目	11 ( )	8 ( )	19 ( )	8
	岩滑西町6丁目	2 ( 1)	2 ( )	4 ( 1)	1
	岩滑西町7丁目	5 ( )	7 ( )	12 ( )	4
	岩滑西町8丁目	7 ( )	9 ( )	16 ( )	5
	岩滑西町9丁目	19 ( )	18 ( 2)	37 ( 2)	16
	岩滑中町1丁目	99 ( 11)	93 ( 11)	192 ( 22)	122
	岩滑中町2丁目	105 ( )	107 ( )	212 ( )	88
	岩滑中町3丁目	167 ( 7)	184 ( 7)	351 ( 14)	160
	岩滑中町4丁目	222 ( 5)	257 ( 8)	479 ( 13)	211
	岩滑中町5丁目	224 ( )	236 ( 1)	460 ( 1)	197
	岩滑中町6丁目	142 ( 2)	150 ( 2)	292 ( 4)	114
	岩滑中町7丁目	122 ( 3)	136 ( 2)	258 ( 5)	110
	岩滑高山町1丁目	52 ( )	49 ( 6)	101 ( 6)	48
	岩滑高山町2丁目	232 ( 4)	266 ( 2)	498 ( 6)	231
	岩滑高山町3丁目	164 ( 4)	160 ( 4)	324 ( 8)	130
	岩滑高山町4丁目	136 ( 3)	142 ( 3)	278 ( 6)	119
	岩滑高山町5丁目	196 ( 6)	202 ( 4)	398 ( 10)	168
	岩滑高山町6丁目	70 ( 2)	62 ( 2)	132 ( 4)	49
	岩滑高山町7丁目	45 ( )	56 ( )	101 ( )	46
	岩滑高山町8丁目	58 ( )	47 ( )	105 ( )	37
	清水北町	98 ( )	99 ( )	197 ( )	81
	清水東町	66 ( )	73 ( )	139 ( )	67
	清水西町	90 ( 2)	81 ( 4)	171 ( 6)	79
	出口町1丁目	188 ( 6)	198 ( 4)	386 ( 10)	176
	出口町2丁目	354 ( 3)	368 ( 6)	722 ( 9)	339
	宮路町	272 ( 19)	203 ( 6)	475 ( 25)	232
	滑楚町	4 ( )	2 ( )	6 ( )	2
	深谷町	3 ( )	3 ( )	6 ( )	4
	枝山町	21 ( )	15 ( )	36 ( )	12
	終町1丁目	235 ( 2)	197 ( )	432 ( 2)	200
	終町2丁目	140 ( 11)	142 ( 6)	282 ( 17)	135
	終町3丁目	184 ( 1)	192 ( 1)	376 ( 2)	157
	終町4丁目	368 ( 14)	356 ( 13)	724 ( 27)	304
	終町5丁目	421 ( 5)	416 ( 15)	837 ( 20)	361
	清城町1丁目	262 ( 8)	249 ( 4)	511 ( 12)	230
	清城町2丁目	325 ( 8)	339 ( 5)	664 ( 13)	278
	清城町3丁目	156 ( 1)	160 ( 3)	316 ( 4)	118
	雁宿町1丁目	189 ( 16)	164 ( 2)	353 ( 18)	158
	雁宿町2丁目	119 ( 1)	115 ( 4)	234 ( 5)	104
	雁宿町3丁目	370 ( 15)	346 ( 2)	716 ( 17)	310
	星崎町1丁目	78 ( 1)	102 ( )	180 ( 1)	86
	星崎町2丁目	219 ( 2)	222 ( 1)	441 ( 3)	173



町丁目別	集計単位	男	女	計	世帯数
	星崎町3丁目	160 ( 1)	145 ( 2)	305 ( 3)	159
	前崎東町	82 ( 1)	83 ( )	165 ( 1)	64
	前崎西町	58 ( )	76 ( )	134 ( )	61
	天王町1丁目	62 ( 2)	55 ( 1)	117 ( 3)	54
	天王町2丁目	66 ( 1)	51 ( 1)	117 ( 2)	64
	堀崎町1丁目	47 ( )	40 ( 1)	87 ( 1)	38
	堀崎町2丁目	169 ( 6)	183 ( 3)	352 ( 9)	166
	榎下町	55 ( 1)	47 ( )	102 ( 1)	52
	西新町	88 ( )	84 ( 1)	172 ( 1)	76
	東新町	22 ( )	21 ( )	43 ( )	16
	大坪町	1 ( )	1 ( )	2 ( )	1
	住吉町1丁目	154 ( 25)	129 ( 21)	283 ( 46)	144
	住吉町2丁目	533 ( 12)	391 ( 7)	924 ( 19)	488
	住吉町3丁目	384 ( 16)	346 ( 33)	730 ( 49)	366
	住吉町4丁目	313 ( 3)	324 ( 2)	637 ( 5)	270
	住吉町5丁目	126 ( 17)	111 ( 9)	237 ( 26)	114
	住吉町6丁目	49 ( )	58 ( )	107 ( )	51
	住吉町7丁目	51 ( )	44 ( )	95 ( )	36
	住吉町8丁目	84 ( 14)	100 ( 14)	184 ( 28)	85
	勘内町	71 ( 2)	67 ( 3)	138 ( 5)	58
	東天王町1丁目	130 ( )	138 ( 1)	268 ( 1)	97
	東天王町2丁目	13 ( )	12 ( )	25 ( )	11
	本町1丁目	14 ( )	10 ( )	24 ( )	11
	本町2丁目	58 ( 1)	54 ( 7)	112 ( 8)	50
	本町3丁目	36 ( )	37 ( )	73 ( )	30
	本町4丁目	22 ( )	25 ( )	47 ( )	25
	本町5丁目	26 ( )	23 ( )	49 ( )	22
	本町6丁目	30 ( )	26 ( )	56 ( )	26
	本町7丁目	18 ( )	22 ( )	40 ( )	20
	東本町1丁目	86 ( 4)	67 ( )	153 ( 4)	81
	東本町2丁目	23 ( )	25 ( )	48 ( )	21
	銀座本町1丁目	14 ( )	12 ( )	26 ( )	10
	銀座本町2丁目	24 ( )	30 ( )	54 ( )	24
	銀座本町3丁目	5 ( )	6 ( )	11 ( )	5
	銀座本町4丁目	14 ( )	13 ( 1)	27 ( 1)	12
	銀座本町5丁目	19 ( )	16 ( )	35 ( )	17
	中村町1丁目	16 ( )	18 ( )	34 ( )	13
	御幸町	44 ( 5)	36 ( 2)	80 ( 7)	36
	山崎町	18 ( )	16 ( )	34 ( )	11
	新川町	160 ( 2)	159 ( 2)	319 ( 4)	171
	南本町1丁目	165 ( 1)	164 ( 6)	329 ( 7)	128
	南本町2丁目	7 ( )	12 ( 1)	19 ( 1)	11
	荒古町1丁目	17 ( )	16 ( 1)	33 ( 1)	13
	荒古町2丁目	5 ( )	12 ( )	17 ( )	8
	船入町	57 ( 3)	42 ( 5)	99 ( 8)	44
	浜町	32 ( 3)	28 ( )	60 ( 3)	35
	妙見町	36 ( 1)	42 ( 1)	78 ( 2)	40
	西端町	30 ( 1)	31 ( 1)	61 ( 2)	31

集計単位	男	女	計	世帯数
町丁目別				
山ノ神町	20 ( 1)	37 ( )	57 ( 1)	31
北末広町	31 ( )	35 ( )	66 ( )	43
南末広町	355 ( 3)	391 ( 8)	746 ( 11)	320
泉町	136 ( 1)	143 ( 4)	279 ( 5)	122
広小路町	81 ( )	76 ( 1)	157 ( 1)	77
新栄町	52 ( 3)	58 ( 4)	110 ( 7)	59
日ノ出町	42 ( 6)	44 ( 9)	86 ( 15)	28
東雲町	106 ( 1)	99 ( )	205 ( 1)	85
源平町	47 ( 2)	45 ( 2)	92 ( 4)	35
東洋町1丁目	22 ( )	23 ( )	45 ( )	17
東洋町2丁目	202 ( 64)	244 ( 78)	446 ( 142)	204
東洋町3丁目	27 ( 2)	29 ( 1)	56 ( 3)	26
幸町1丁目	38 ( )	39 ( 1)	77 ( 1)	46
幸町2丁目	48 ( 8)	35 ( 4)	83 ( 12)	42
東浜町1丁目	20 ( 1)	16 ( )	36 ( 1)	15
東浜町2丁目	33 ( 1)	18 ( )	51 ( 1)	26
十一号地	2 ( )	1 ( )	3 ( )	1
瑞徳町1丁目	107 ( 4)	118 ( 5)	225 ( 9)	98
瑞徳町2丁目	314 ( 13)	272 ( 17)	586 ( 30)	241
瑞徳町3丁目	296 ( 23)	228 ( 20)	524 ( 43)	246
瑞徳町4丁目	340 ( 37)	290 ( 18)	630 ( 55)	298
瑞徳町5丁目	202 ( 28)	157 ( 5)	359 ( 33)	193
瑞徳町6丁目	276 ( 55)	247 ( 48)	523 ( 103)	225
瑞徳町7丁目	183 ( 5)	161 ( 5)	344 ( 10)	133
瑞徳町8丁目	242 ( 19)	201 ( 7)	443 ( 26)	189
瑞徳町9丁目	387 ( 64)	309 ( 46)	696 ( 110)	330
瑞徳町10丁目	301 ( 53)	227 ( 21)	528 ( 74)	276
白山町1丁目	329 ( 18)	332 ( 21)	661 ( 39)	298
白山町2丁目	71 ( )	69 ( 1)	140 ( 1)	75
白山町3丁目	325 ( 1)	347 ( )	672 ( 1)	243
白山町4丁目	245 ( 1)	270 ( 3)	515 ( 4)	252
白山町5丁目	496 ( 3)	540 ( 4)	1036 ( 7)	412
北二ツ坂町1丁目	251 ( 1)	293 ( 4)	544 ( 5)	212
北二ツ坂町2丁目	535 ( 3)	551 ( 7)	1086 ( 10)	403
北二ツ坂町3丁目	236 ( 2)	251 ( 2)	487 ( 4)	182
昭和町1丁目	12 ( )	11 ( )	23 ( )	12
昭和町2丁目	93 ( 2)	72 ( 1)	165 ( 3)	85
昭和町3丁目	76 ( 3)	78 ( 1)	154 ( 4)	71
昭和町4丁目	141 ( 2)	89 ( 1)	230 ( 3)	171
土井山町1丁目	234 ( 5)	200 ( 3)	434 ( 8)	165
土井山町2丁目	20 ( )	36 ( )	56 ( )	34
土井山町3丁目	19 ( )	34 ( )	53 ( )	49
霞谷町1丁目	2 ( )	1 ( )	3 ( )	1
霞谷町2丁目	3 ( )	1 ( )	4 ( )	1
馬捨町	( )	1 ( )	1 ( )	1
砂谷町	( )	1 ( )	1 ( )	1
更生町1丁目	74 ( 1)	70 ( 1)	144 ( 2)	72
更生町2丁目	90 ( )	95 ( )	185 ( )	75

集計単位		男	女	計	世帯数
町丁目別	天和町1丁目	168 ( 6)	167 ( 6)	335 ( 12)	170
	天和町2丁目	57 ( 1)	57 ( 1)	114 ( 2)	50
	協和町1丁目	36 ( )	38 ( )	74 ( )	33
	協和町2丁目	109 ( )	129 ( 2)	238 ( 2)	92
	中町1丁目	65 ( )	60 ( )	125 ( )	51
	中町2丁目	32 ( )	31 ( )	63 ( )	30
	中町3丁目	107 ( 3)	108 ( 2)	215 ( 5)	92
	中町4丁目	36 ( )	32 ( )	68 ( )	35
	郷中町1丁目	70 ( )	81 ( 8)	151 ( 8)	74
	郷中町2丁目	73 ( 1)	67 ( 2)	140 ( 3)	59
	郷中町3丁目	48 ( 1)	50 ( 1)	98 ( 2)	47
	畑合町	84 ( 1)	74 ( 1)	158 ( 2)	68
	港町1丁目	30 ( )	27 ( 2)	57 ( 2)	27
	港町2丁目	135 ( 17)	88 ( 2)	223 ( 19)	124
	港町3丁目	37 ( 2)	54 ( 3)	91 ( 5)	50
	港本町1丁目	117 ( 4)	106 ( 4)	223 ( 8)	85
	港本町2丁目	54 ( )	51 ( )	105 ( )	54
	港本町3丁目	92 ( 5)	110 ( 1)	202 ( 6)	86
	港本町4丁目	50 ( 1)	35 ( )	85 ( 1)	44
	中島町	100 ( )	109 ( 4)	209 ( 4)	82
	板山町1丁目	59 ( 8)	53 ( )	112 ( 8)	46
	板山町2丁目	170 ( 18)	169 ( 6)	339 ( 24)	153
	板山町3丁目	127 ( 2)	114 ( 3)	241 ( 5)	107
	板山町4丁目	107 ( )	123 ( 1)	230 ( 1)	104
	板山町5丁目	95 ( )	84 ( 4)	179 ( 4)	74
	板山町6丁目	136 ( 5)	148 ( 5)	284 ( 10)	130
	板山町7丁目	59 ( )	67 ( )	126 ( )	54
	板山町8丁目	128 ( )	123 ( 1)	251 ( 1)	100
	板山町9丁目	168 ( 3)	145 ( 1)	313 ( 4)	130
	板山町10丁目	84 ( )	94 ( 1)	178 ( 1)	82
	板山町11丁目	82 ( )	89 ( )	171 ( )	61
	板山町12丁目	174 ( 3)	176 ( 3)	350 ( 6)	135
	板山町13丁目	192 ( 1)	191 ( 1)	383 ( 2)	129
	板山町14丁目	110 ( )	135 ( )	245 ( )	100
	板山町15丁目	82 ( )	81 ( )	163 ( )	65
	黒石町	1 ( )	2 ( )	3 ( )	1
	君ヶ橋町1丁目	64 ( )	68 ( 1)	132 ( 1)	50
	君ヶ橋町2丁目	19 ( )	20 ( )	39 ( )	17
	君ヶ橋町3丁目	96 ( 3)	136 ( 5)	232 ( 8)	132
	吉田町1丁目	4 ( )	8 ( )	12 ( )	3
	吉田町2丁目	43 ( 4)	34 ( 1)	77 ( 5)	33
	吉田町3丁目	55 ( 1)	55 ( 2)	110 ( 3)	41
	吉田町4丁目	32 ( )	33 ( )	65 ( )	26
	吉田町5丁目	14 ( )	16 ( 1)	30 ( 1)	11
	吉田町6丁目	6 ( )	6 ( )	12 ( )	5
	吉田町7丁目	5 ( )	4 ( )	9 ( )	4
	田代町	( )	2 ( 2)	2 ( 2)	2
	椎ノ木町1丁目	19 ( )	77 ( 1)	96 ( 1)	95

集計単位	男	女	計	世帯数
町丁目別				
権ノ木町2丁目	6 ( )	8 ( )	14 ( )	6
権ノ木町3丁目	5 ( )	7 ( )	12 ( )	6
権ノ木町4丁目	7 ( )	4 ( 1)	11 ( 1)	4
神田町1丁目	15 ( )	8 ( )	23 ( )	8
神田町2丁目	68 ( 7)	70 ( )	138 ( 7)	57
神代町1丁目	20 ( )	24 ( )	44 ( )	16
神代町2丁目	4 ( )	6 ( )	10 ( )	5
池田町1丁目	18 ( 1)	22 ( )	40 ( 1)	18
池田町2丁目	10 ( )	5 ( )	15 ( )	6
高峯町	79 ( 1)	83 ( 11)	162 ( 2)	67
大湯町1丁目	53 ( )	59 ( )	112 ( )	43
大湯町2丁目	1 ( )	( )	1 ( )	1
大湯町4丁目	14 ( )	13 ( 1)	27 ( 1)	13
大湯町5丁目	17 ( )	17 ( )	34 ( )	16
新野町1丁目	48 ( )	46 ( )	94 ( )	31
新野町2丁目	5 ( )	12 ( )	17 ( )	8
四方木町	34 ( )	39 ( )	73 ( )	29
横山町	1 ( )	2 ( )	3 ( )	2
縛ノ池町	6 ( )	3 ( )	9 ( )	2
十三塚町	6 ( )	5 ( )	11 ( )	5
東郷町1丁目	42 ( 14)	36 ( 5)	78 ( 19)	41
東郷町2丁目	99 ( 3)	91 ( 1)	190 ( 4)	97
東郷町3丁目	46 ( 1)	32 ( )	78 ( 1)	39
東郷町4丁目	115 ( 2)	92 ( 3)	207 ( 5)	101
春日町1丁目	48 ( )	47 ( )	95 ( )	38
春日町2丁目	181 ( 1)	141 ( 1)	322 ( 2)	162
春日町3丁目	143 ( 1)	141 ( 2)	284 ( 3)	130
宮本町1丁目	141 ( )	146 ( 1)	287 ( 1)	124
宮本町2丁目	242 ( 2)	208 ( 4)	450 ( 6)	188
宮本町3丁目	323 ( 10)	311 ( 12)	634 ( 22)	281
宮本町4丁目	194 ( 3)	204 ( 9)	398 ( 12)	160
宮本町5丁目	435 ( 4)	440 ( 10)	875 ( 14)	358
宮本町6丁目	272 ( 11)	262 ( 7)	534 ( 18)	201
彦洲町1丁目	172 ( 4)	167 ( 1)	339 ( 5)	123
彦洲町2丁目	7 ( )	4 ( )	11 ( )	4
彦洲町3丁目	14 ( )	13 ( 1)	27 ( 1)	11
彦洲町4丁目	17 ( )	31 ( 6)	48 ( 6)	24
山代町1丁目	146 ( 3)	164 ( 1)	310 ( 4)	139
山代町2丁目	106 ( 3)	120 ( 9)	226 ( 12)	95
山代町3丁目	( )	1 ( )	1 ( )	1
山代町4丁目	9 ( )	9 ( )	18 ( )	4
南二ツ坂町1丁目	226 ( 4)	216 ( 1)	442 ( 5)	182
南二ツ坂町2丁目	120 ( 1)	131 ( 1)	251 ( 2)	98
新宮町2丁目	27 ( )	26 ( 1)	53 ( 1)	21
新宮町3丁目	20 ( )	21 ( )	41 ( )	17
新宮町4丁目	46 ( )	47 ( )	93 ( )	38
新宮町5丁目	76 ( 1)	69 ( )	145 ( 1)	61
稲荷町1丁目	38 ( )	45 ( )	83 ( )	35



集計単位		男	女	計	世帯数
町丁目別	稲荷町2丁目	19 ( )	21 ( )	40 ( )	18
	稲荷町3丁目	70 ( )	57 ( 5)	127 ( 5)	56
	鶴根町1丁目	53 ( )	74 ( )	127 ( )	52
	鶴根町2丁目	219 ( 6)	216 ( 5)	435 ( 11)	264
	鶴根町3丁目	142 ( 1)	132 ( 1)	274 ( 2)	217
	鶴根町4丁目	4 ( )	5 ( 2)	9 ( 2)	6
	有楽町1丁目	122 ( 1)	107 ( 1)	229 ( 2)	102
	有楽町2丁目	281 ( 11)	277 ( 8)	558 ( 19)	265
	有楽町3丁目	190 ( 2)	200 ( 15)	390 ( 17)	189
	有楽町4丁目	186 ( 7)	148 ( 3)	334 ( 10)	156
	有楽町5丁目	265 ( 1)	250 ( 4)	515 ( 5)	240
	有楽町6丁目	227 ( 7)	196 ( 11)	423 ( 18)	201
	有楽町7丁目	157 ( 1)	159 ( 4)	316 ( 5)	138
	有楽町8丁目	55 ( 1)	43 ( 2)	98 ( 3)	50
	旭町1丁目	42 ( )	56 ( )	98 ( )	47
	旭町2丁目	436 ( 11)	413 ( 14)	849 ( 25)	376
	旭町3丁目	32 ( 2)	44 ( 2)	76 ( 4)	41
	旭町4丁目	129 ( 3)	107 ( 5)	236 ( 8)	140
	旭町5丁目	328 ( 2)	313 ( 4)	641 ( 6)	306
	花園町1丁目	430 ( 2)	470 ( 5)	900 ( 7)	407
	花園町2丁目	408 ( )	412 ( 1)	820 ( 1)	365
	花園町3丁目	345 ( 2)	340 ( 3)	685 ( 5)	274
	花園町4丁目	549 ( 5)	532 ( 5)	1081 ( 10)	420
	花園町5丁目	408 ( 3)	451 ( 7)	859 ( 10)	341
	花園町6丁目	737 ( 13)	726 ( 11)	1463 ( 24)	593
	富士ヶ丘6丁目	68 ( )	62 ( )	130 ( )	50
	成岩本町1丁目	100 ( 1)	99 ( 2)	199 ( 3)	89
	成岩本町2丁目	45 ( 8)	38 ( 10)	83 ( 18)	38
	成岩本町3丁目	35 ( )	48 ( 1)	83 ( 1)	34
	成岩本町4丁目	64 ( )	63 ( )	127 ( )	50
	栄町1丁目	140 ( 8)	128 ( 5)	268 ( 13)	140
	栄町2丁目	115 ( )	123 ( )	238 ( )	112
	栄町3丁目	254 ( 5)	288 ( 8)	542 ( 13)	238
	栄町4丁目	272 ( 1)	293 ( 4)	565 ( 5)	240
	成岩東町	142 ( 1)	139 ( )	281 ( 1)	128
	寺町	253 ( 6)	242 ( 8)	495 ( 14)	224
	天神町	284 ( 10)	271 ( 9)	555 ( 19)	283
	仲田町1丁目	226 ( 3)	251 ( 6)	477 ( 9)	202
	仲田町2丁目	135 ( 1)	126 ( 4)	261 ( 5)	112
	桐ヶ丘1丁目	285 ( 3)	307 ( 2)	592 ( 5)	270
	桐ヶ丘2丁目	187 ( 2)	200 ( 2)	387 ( 4)	139
	桐ヶ丘3丁目	321 ( 3)	314 ( )	635 ( 3)	257
	桐ヶ丘4丁目	145 ( )	147 ( 2)	292 ( 2)	121
	桐ヶ丘5丁目	262 ( )	255 ( 8)	517 ( 8)	209
	青山1丁目	136 ( )	109 ( 3)	245 ( 3)	151
	青山2丁目	559 ( 17)	483 ( 8)	1042 ( 25)	541
	青山3丁目	423 ( 7)	391 ( 3)	814 ( 10)	391
	青山4丁目	599 ( 16)	533 ( 12)	1132 ( 28)	505

集計単位	男	女	計	世帯数
町丁目別 青山5丁目	481 ( 8)	498 ( 11)	979 ( 19)	382
青山6丁目	434 ( 15)	402 ( 7)	836 ( 22)	377
青山7丁目	199 ( 9)	184 ( 2)	383 ( 11)	160

※ ( ) は外国人の数

#### 4 幹線的な道路及び鉄道（第1編第4章関係）

##### ①道路等

路線名等	区間（起点～終点）	延長（km）
知多半島・南知多道路	名古屋市 ～ 南知多町	40.5
衣浦海底トンネル	半田市 ～ 碧南市	1.7
一般国道247号	名古屋市 ～ 豊橋市	104.9
一般国道366号	半田市 ～ 名古屋市	23.3
主要地方道半田南知多公園線（7号）	半田市 ～ 南知多町	17.1
主要地方道半田常滑線（34号）	半田市 ～ 常滑市	10.3
主要地方道西尾知多線（46号）	西尾市 ～ 知多市	15.2
主要地方道岡崎半田線（47号）	岡崎市 ～ 半田市	2.8
主要地方道名古屋半田線（55号）	名古屋市 ～ 半田市	26.3
一般県道半田停車場線（112号）	半田市 ～ 半田市	0.6
一般県道亀崎停車場線（260号）	半田市 ～ 半田市	0.3
一般県道半田東浦線（261号）	半田市 ～ 東浦町	9.5
一般県道衣浦西港線（262号）	半田市 ～ 半田市	3.0
一般県道知多半田停車場線（263号）	半田市 ～ 半田市	1.0
一般県道阿久比半田線（264号）	阿久比町 ～ 半田市	3.1
一般県道碧南半田常滑線（265号）	碧南市 ～ 常滑市	16.5
一般県道板山金山線（266号）	半田市 ～ 常滑市	7.6
一般県道南粕谷半田線（464号）	知多市 ～ 半田市	16.8
一般県道半田環状線（467号）	武豊町 ～ 阿久比町	6.7

※ 延長は、当該路線として認定している総延長の数値であり、本線以外のバイパス、有料道路も含む。

##### ②鉄道

事業者	路線名	区間	営業キロ
JR東海	武豊線	大府 ～ 武豊	19.3
名鉄	河和線	太田川 ～ 河和	28.8
衣浦臨海鉄道	半田線	東成岩 ～ 半田埠頭	3.4

## 5 港湾の概要（第1編第4章関係）

港湾名	種類	水域面積	管理者	所在地
衣浦港	重要港湾	4,020ha	愛知県	半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、高浜市、知多郡東浦町、美浜町、武豊町

## 6 石油コンビナート等特別防災区域の概要（第1編第4章関係）

地区名	面積 (千㎡)	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その他 事業所
		石油 (千kl)	高压ガス (千kl)	第1種	第2種	合計	
衣浦	1,056	352	19,399	4	7	11	73

## 7 市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員（第2編第1章関係）

名称	本部員の 平時の職名	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
対策本部長	市長	副市長	教育長
対策副本部長	副市長		
対策副本部長	教育長		
対策副本部長	病院長		
対策副本部長	消防団長	副団長	副団長
対策本部員（総務部）	総務部長	議会事務局長	防災監
対策本部員（広報部）	企画部長	企画課長	秘書課長
対策本部員（環境対策部）	市民経済部長	環境課長	クリーンセンター所長
対策本部員（救護部）	福祉部長	健康子ども部長	地域福祉課長
対策本部員（復旧部）	建設部長	土木課長	都市計画課長
対策本部員（水道対策部）	水道部長	上水道課長	上水道課副主幹
対策本部員（医務部）	副院長	病院事務局長	管理課長
対策本部員（教育部）	教育部長	学校教育課長	給食センター所長
対策本部員（消防部）	消防長	次長	総務課長

## 8 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧（第2編第1章関係）

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

※ 法は、国民保護法を示す。

## 9 安否情報として収集・報告すべき情報（第2編第1章関係）

### (1) 収集様式

- ① 安否情報省令第1条に規定する様式第1号（安否情報収集様式（避難住民・負傷住民））
- ② 安否情報省令第2条に規定する様式第2号（安否情報収集様式（死亡住民））

### (2) 報告様式

安否情報省令第2条に規定する様式第3号（安否情報報告書）



(安否情報省令様式第1号)

安 否 情 報 収 集 様 式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 ( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日 本 その他 ( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負 傷 非 該 当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に、企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

(安否情報省令様式第2号)

## 安 否 情 報 収 集 様 式 (死 亡 住 民)

記入日時 ( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日 本 その他 ( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に、企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪ の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系血族を原則とします。



## 10 職員等の研修で活用できるもの（第2編第1章関係）

- ・ 国民保護ポータルサイト  
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- ・ 総務省消防庁ホームページ  
<http://www.fdma.go.jp/>

## 11 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握における留意点（第2編第1章関係）

○ 輸送力に関する情報
① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
○ 輸送施設に関する情報
① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

## 12 生活関連等施設の種類及び所管省庁（第2編第2章関係）

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省

6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

### 13 国民保護措置等のために特に必要な物資及び資材の例（第2編第3章関係）

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

### 14 市対策本部の予備施設（第3編第2章関係）

第1順位	第2順位	第3順位
市庁舎 災害対策室	半田市福祉文化会館 (雁宿ホール) 視聴覚室	市民交流センター ホール

### 15 市対策本部長の補佐機能（第3編第2章関係）

#### ①市対策本部事務局

職名	充当職	機能
事務局長	総務部 防災監	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>市対策本部長が決定した方針に基づく各部及び情報係に対する具体的な指示</li> <li>市が行う国民保護措置に関する調整</li> </ul>

情報係 (幹事)	総務部 防災交通課長 総務課長 財政課長 税務課長 収納課長 企画部 企画課長 秘書課長 建設部 土木課長 水道部 上水道課長 下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</li> <li>・ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> <li>・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災情報</li> <li>○ 避難や救援の実施状況</li> <li>○ 災害への対応状況</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>・ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置の記録</li> <li>・ 通信回線や通信機器の確保</li> <li>・ 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> </ul>
	庶務係	防災交通課員

## ②事務局協力機関

機関名	充 当 職	機 能
知多中部広域事務組合消防本部	総務課長	対策本部事務局情報係に準ずる。

## 16 市対策本部における広報体制に係る留意点（第3編第2章関係）

### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

### ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、半田市ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

### ③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速かつ定期的に対応すること。

イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

#### ④ その他関係する報道機関

##### 関係報道機関一覧

名 称	連 絡 先 (電話、FAX等)
中部経済新聞知多支社	T : 24-6320、F : 24-6367
読売新聞半田通信部	T : 22-8222、F : 21-3275
NHK中部空港報道室	T : 38-1270、F : 38-1280
朝日新聞中部空港運輸支局	T : 38-1080、F : 38-7371
中日新聞半田支局	T : 21-0021、F : 23-2372
毎日新聞半田駐在兼中部空港支局	T : 21-9044、F : 21-0215
NHK名古屋放送局	T : 052-952-7000
東海テレビ (株)	T : 052-951-2511
テレビ愛知	T : 052-203-0250
中部日本放送 (株) (CBC)	T : 052-241-8111
中京テレビ放送 (株)	T : 052-832-3311
名古屋テレビ放送 (株) (メーテレ)	T : 052-331-8111
(株) CAC	T : 21-0070、F : 23-3226

#### 17 現地調整所の性格 (第3編第2章関係)

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。  
 現地調整所の設置により、市及び知多中は、退避の指示、警戒区域の設定、消火活動及び救助・救急活動の実施等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画さ

せることが必要である。

- ⑤ 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるため、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換に努める。

## 18 国民保護等派遣に基づく自衛隊の活動内容の例示（第3編第3章関係）

- ・ 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・ 避難住民の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・ 武力攻撃災害の応急復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

## 19 安否情報の収集・提供（第3編第6章関係）

### （1）安否情報の収集様式

9 安否情報として収集・報告すべき情報（第2編第1章関係）に同じ

### （2）安否情報の報告様式

9 安否情報として収集・報告すべき情報（第2編第1章関係）に同じ

### （3）安否情報の照会様式

安否情報省令第3条に規定する様式第4号

### （4）安否情報の回答様式

安否情報省令第4条に規定する様式第5号



安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日														
申請者 住所（居所） 氏 名															
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第9条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。															
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 （ ）														
備 考															
被照会者を特定するために必要な事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">氏 名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男 女 の 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small></td> <td style="text-align: center;">日本      その他（      ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> </table>	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男 女 の 別		住 所		国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本      その他（      ）	その他個人を識別するための情報	
氏 名															
フリガナ															
出生の年月日															
男 女 の 別															
住 所															
国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本      その他（      ）														
その他個人を識別するための情報															
※	申請者の確認														
※	備 考														

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

## 安否情報回答書

殿	年 月 日  総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かのべつ		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本      その他（      ）
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要事項	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 20 退避の指示に係る留意事項（第3編第7章関係）

### （1）退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待つかとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

### （2）退避の指示の例

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

### （3）屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## 21 警戒区域の設定に係る留意事項（第3編第7章関係）

### 警戒区域の設定について

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものであ

る。

## 22 生物剤を用いた攻撃の場合における対応に係る留意点（第3編第7章関係）

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

## 23 被災情報の収集及び報告様式

(1) 火災・災害等即報要領第3号様式（救急・救助事故等）

①第1報

②新たに重大な被害が発生した場合

(2) 被災情報報告書（県様式第4）

第2報以降の報告

(火災・災害等即報要領3号様式(救急・救助事故等))

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人)
	計 人	重症	人 ( 人)
	不明 人	中等者	人 ( 人)
		軽症	人 ( 人)
救助活動の要否			
要救護者(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等の欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。)

県様式第 4

被災情報報告書（第 2 報以降の様式）

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
半 田 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時

年 月 日

(2) 発生場所

半田市 町 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	死亡時の概況

半田市国民保護計画

平成18年11月	作成
平成21年7月	修正
平成27年11月	修正
令和3年3月	修正

# 国民保護計画に係る半田市避難実施要領パターン

半田市



## 目次

第1編 総則	2
1. 目的	2
2. 適用範囲	2
第2編 半田市職員の行動規定	3
1. 避難実施要領策定フロー	3
2. 各部の想定事態に対する主要な業務	3
第3編 半田市における想定事態及び事態発生時の影響度	5
1. 半田市で想定される事態	5
2. 想定事態別発生時の影響	6
3. 避難実施要領の避難形態	6
第4編 各事態別の避難実施要領パターン	8
① 武力攻撃事態：弾道ミサイル攻撃	8
② 武力攻撃事態：ゲリラ及び特殊部隊による攻撃	12
ア 亀崎地区	13
イ 乙川地区	20
ウ 半田地区	27
③ 緊急処理事態：大規模集客施設等に対する攻撃が行われる事態	34
ア 半田市役所	34
イ 半田運動公園	41
ウ パワードーム半田	48
④ 緊急処理事態：大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	56
ア 名古屋鉄道河和線「知多半田駅」	56
イ 名古屋鉄道河和線「青山駅」	56
ウ 名古屋鉄道河和線「住吉町駅」	64
⑤ 緊急処理事態：大量殺傷物質等による攻撃が行われる場合	72
第5編 巻末資料	81
1. 参考となる過去の事故・避難事例	81
【不発弾処理】（東京都調布市）	81
【三宅島噴火災害】（東京都三宅村）	82
【新潟県中越地震山古志村全村避難】（新潟県山古志村）	83
2. 過去のテロ事件等	84
3. 愛知県からの避難の指示の様式例	85
4. 弾道ミサイル発射に應ずる避難場所の一例	88

## 第1編 総則

### 1. 目的

市は、県から避難指示の通知を受けた場合、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第61条の規定に基づき、関係機関の意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定めることとされている。また、市国民保護計画により、関係機関（消防機関、県、県警察、海上保安署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成することとしている。

この避難実施要領パターンは、市が住民の生命、身体及び財産を守るため国民保護に係る避難指示・誘導に関し、的確かつ迅速に行動するため、国民保護計画における想定事態に対する避難実施要領のパターンを規定するものである。

### 2. 適用範囲

この要領は、表-1の「国民保護計画において対象とする想定事態」に対し適用するものであり、自然災害や国民保護法で規定しない大規模な火災及び爆発などの事故は、災害対策基本法第2条で定義される災害であるため地域防災計画の適用範囲である。

表-1 国民保護計画において対象とする想定事態

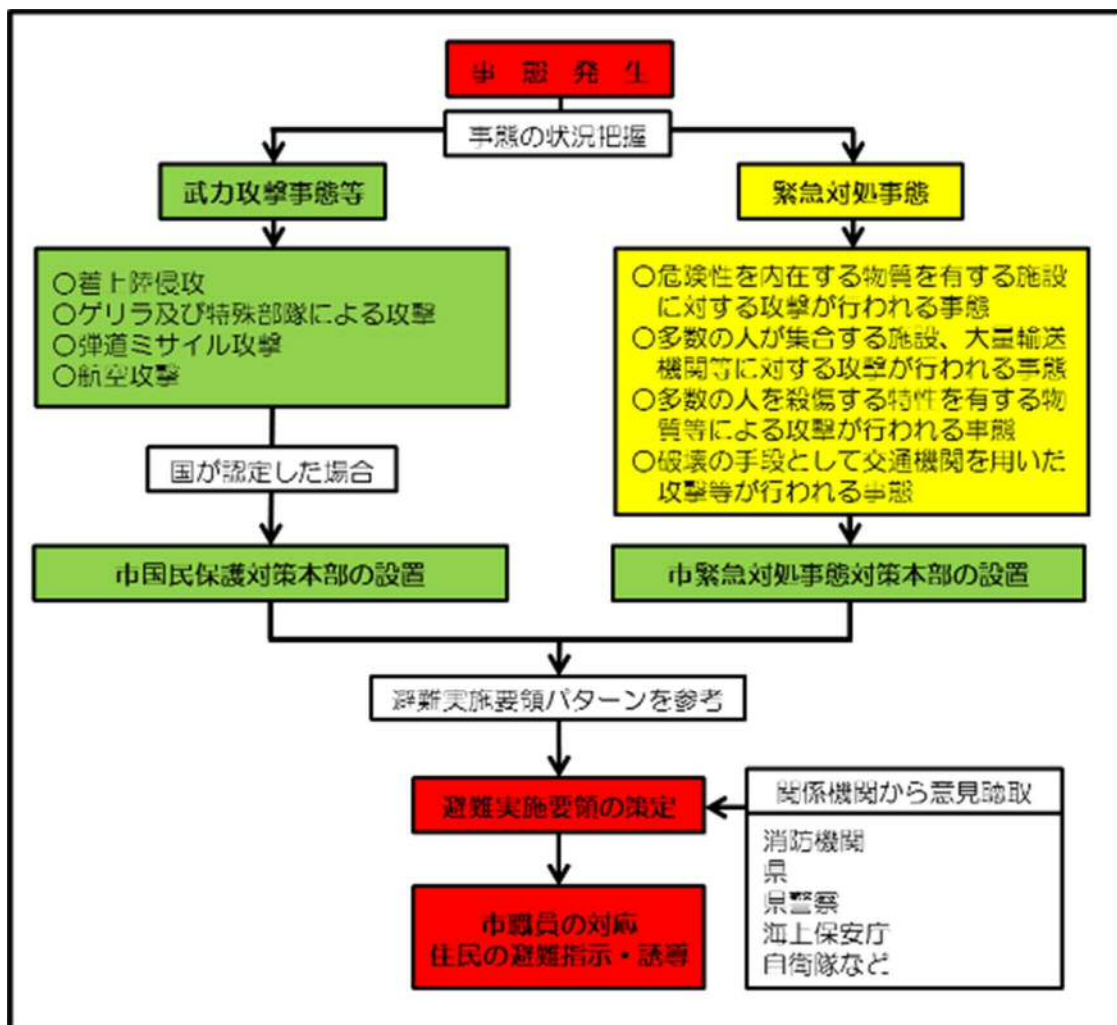
武力攻撃事態等	着上陸侵攻	
	ゲリラ及び特殊部隊による攻撃	
	弾道ミサイル攻撃	
	航空攻撃	
緊急処理事態	攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設に対する攻撃が行われる事態
		多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
	攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
		破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

## 第2編 半田市職員の行動規定

### 1. 避難実施要領策定フロー

避難実施要領策定フロー図は、事態発生から住民の避難指示・誘導に至るまでの措置を簡略化して示したものである。なお、フロー図における「市職員の対応」及び「住民への避難指示・誘導」は、市国民保護対策本部長の指示によるものであるが、市民の生命、身体及び財産を守るため指示を仰ぐ猶予がない場合は、現場の状況を考慮し、臨機の対応を行う。

図一1 避難実施要領策定フロー



### 2. 各部の想定事態に対する主要な業務（半田市国民保護計画抜粋）

部等名	武力攻撃事態等における業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部に関すること。</li> <li>避難実施要領の策定に関すること。</li> </ul>

<p>総務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事。</li> <li>・ 国民保護措置についての訓練に関する事。</li> <li>・ 関係機関等との連絡に関する事。</li> <li>・ 各部との連絡調整に関する事。</li> <li>・ 被害調査に関する事。</li> <li>・ 被害情報の記録に関する事。</li> <li>・ 武力攻撃事態に係る予算措置に関する事。</li> <li>・ 輸送計画に関する事。</li> <li>・ 義援金品、見舞金の受付並びに出納に関する事。</li> </ul>
<p>広報部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安否情報の収集に関する事。</li> <li>・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。</li> <li>・ 住民に対する退避の指示の伝達に関する事。</li> <li>・ 被災者のニーズ把握に関する事。</li> <li>・ 災害支援ボランティアの受入れに関する事。</li> <li>・ 視察及び応接に関する事。</li> <li>・ 本部長・副本部長の秘書に関する事。</li> <li>・ 国民保護措置に従事する職員の把握及び手当に関する事。</li> <li>・ 公務災害に関する事。</li> <li>・ 労務者の雇用に関する事。</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請及び受入配置に関する事。</li> </ul>
<p>救護部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難施設の運営体制の整備に関する事。</li> <li>・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。</li> <li>・ 給与物資の配給に関する事。</li> <li>・ 死体確認、身元不明死体の収容に関する事。</li> <li>・ 義援金品、見舞金の配分計画に関する事。</li> <li>・ 防疫その他衛生対策に関する事。</li> <li>・ 感染症予防に関する事。</li> <li>・ 保健所との連絡調整に関する事。</li> </ul>
<p>環境対策部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理に関する事。</li> <li>・ し尿処理に関する事。</li> <li>・ 給与物資の調達に関する事。</li> </ul>
<p>復旧部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧に関する事。</li> <li>・ 緊急道路の確保に関する事。</li> <li>・ 応急仮設住宅の整備に関する事。</li> </ul>

水道対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>水の安定的な供給に関すること。</li> </ul>
医務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。</li> <li>医師会を始めとした関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>応急救護所の運営に関すること。</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の整備に関すること。</li> <li>避難施設の運営体制の整備に関すること。</li> <li>炊出し、その他食料品の調達及び給与に関すること。</li> </ul>
※協力機関 知多中部広域事務組合 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）。</li> <li>住民の避難誘導に関すること。</li> <li>他消防機関への応援に関すること。</li> <li>被害情報の収集及び報告に関すること。</li> <li>行方不明者等の捜索に関すること。</li> <li>消防団の活動に関すること。</li> </ul>

※不測の事態には、図中の部課等以外を活用した体制も有り得る。

### 第3編 半田市における想定事態及び事態発生時の影響度

#### 1. 半田市で想定される事態

国民保護計画における想定事態に対し、市が避難指示・誘導を実施すべき状況は表-2 に示すとおりである。

表-2 半田市で想定される事態

国民保護計画における想定事態		想定される事態		
武力攻撃事態	①	弾道ミサイル攻撃	着弾若しくは落下	
	②	ゲリラ及び特殊部隊による攻撃	市内施設等に攻撃	
	⑦	航空攻撃	航空機爆撃等	
	⑧	着上陸侵攻	市内への上陸侵攻	
緊急 対処 事態	攻撃対象施設等による分類	③	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設に対する攻撃
		④	事態	主要鉄道駅に対する攻撃する攻撃
	攻撃手段による分類	⑤	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	NBC攻撃
		⑥	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	大規模集客施設に対する攻撃

※1 市内に攻撃を受ける恐れのあるような危険性を内在する物質を有する施設がないため、国民保護計画における想定事態から削除した。

※2 表中の○数字は、事案の選定を行う順に①から記載したものであり、

①～⑤について避難実施要領パターンを記載する。

## 2. 想定事態別発生時の影響

表-2 に基づく事態発生時の避難行動に及ぼす影響は、全域に避難が必要なケースと一部の不特定地域に避難が必要なケース、攻撃目標と成り得る施設周辺の避難が必要なケース及び屋内避難が必要なケースがある。

表-3 想定事態別発生時の地域ごとの避難形態

想定 事態	発生媒体	地域別の影響			
		亀崎地区	乙川地区	半田地区	成岩地区
武力 攻撃 事態	① 諸外国	屋内避難	屋内避難	屋内避難	屋内避難
	② 諸外国	一部避難 不特定	一部避難 不特定	一部避難 不特定	一部避難 不特定
	⑦ 諸外国	屋内避難	屋内避難	屋内避難	屋内避難
	⑧ 諸外国	全域避難	全域避難	全域避難	全域避難
緊急 対処 事態	③ 諸外国 国内団体等		一部避難 パワー ドーム半田	一部避難 市役所	一部避難 半田運動 公園
	④ 諸外国 国内団体等			知多半田駅 住吉町駅	青山駅
	⑤ 諸外国 国内団体等	全域避難	全域避難	全域避難	全域避難
	⑥ 諸外国 国内団体等		一部避難 パワー ドーム半田	一部避難 市役所	一部避難 半田運動 公園
地区別人口(27.10.1)		13,575	30,335	29,859	45,032

## 3. 避難実施要領の避難形態

国民保護に起因する事態が発生した場合、国の指示のもと、住民を避難誘導することとなる。避難を実施するにあたり、次の3形態が考えられる。

### (1) 屋内避難

外へ避難するよりも、屋内に避難することが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕がない場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の形態である。



(2) 市内避難

危険が予想される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場に留まっていた場合は危険な場合等に用いる避難の形態である。



(3) 市外避難（県外避難）

危険が予想される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が市域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合に用いる形態である。市は県と連携して避難先地域を管轄する都道府県又は市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。



図一2 避難形態





## 第4編 各事態別の避難実施要領パターン

### ① 武力攻撃事態：弾道ミサイル攻撃

- 弾道ミサイル攻撃において、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階や窓ガラスの少ない部屋等に避難するのが基本となる。
- 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、取るべき行動を周知することが主な内容となる。
- 国の対策本部長（内閣総理大臣）は、弾道ミサイルの発射が差し迫っている場合に、警報を発令し、避難措置を指示する。そして、実際に発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令する。
- 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射瞬時に攻撃目標を判断することは極めて困難である。このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その主体が保有する弾道ミサイルの精度により、実際の弾着地点は変わってくる。その意味では、半田市に弾着の可能性があり得るものとして対応を考える必要がある。



## 【弾道ミサイル】

避難実施要領				
半田市長				
4月13日 6時 10分現在				
屋内避難				
1 愛知県からの避難の指示の内容				
<p>国の対策本部長は、N国による弾道ミサイル発射が差し迫っているとの警報を6時05分に発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>このために、弾道ミサイルが発射された際に住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以降、警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。</p>				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	30年4月13日（金） 6：05			
発生場所	—			
実行の主体	N国			
事案の概要と被害状況	N国による弾道ミサイル発射の兆候			
今後の予測・影響と措置	発射後、10分ほどで着弾若しくは通過			
気象の状況	天候：晴れ	気温：9℃	風向：東	風速：2m/s
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	市内全域			
避難先と避難誘導の方針	<p>○屋内へ避難する。できる限り近隣の堅牢な建物、地下駐車場等に避難する。</p> <p>○これらの施設等の所有者・管理者は、避難者の受入れに協力すること。</p> <p>○避難する施設は、避難所として指定されているか否かを問わない。</p> <p>○なるべく建物等の中央部に避難すること。また地階を有する建物等では、なるべく地階に避難すること。</p> <p>○余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まること。その際、なるべくガラス張りの建築物の下を避けること。</p>			
避難開始日時	実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたとき			

	ただし、警報発令前であっても、各人がとるべき行動を必ず確認し、必要な準備を行うこと。
避難完了予定日時	弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されてから5分以内
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	—
連絡調整先	連絡先：半田市国民保護計画 資料編 「関係機関の連絡先」のとおり
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>○防災行政無線（拡声子局）、半田市防災・災害情報ツイッター、緊急速報メール、県警察、消防本部及び庁外で勤務する職員による拡声機による広報、自治区及び自主防災会による個別伝達による情報に注意すること。</p> <p>○最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、運転免許証等の身分証明書などを用意しておくこと。</p> <p>○子供がいる場合は、不安解消のため玩具類を用意することが望ましい。</p> <p>○自力での歩行が困難な者については、同居する家族や、入所している施設の職員、町内会や自主防災会が主体となり、屋内へ避難誘導すること。</p> <p>○化学剤弾頭等が着弾する場合に備え、建物等の内部においては、エアコンや換気扇を停止し、必要に応じ、テープ等で目張りを行い、外部から遮断された状態にすること。</p> <p>○弾道ミサイル発射の警報が発令されたときに車両内にいる場合は、車両を道路外に止め、避難を行うこと。</p> <p>○近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた時は、当該現場から離れるとともに、市、消防、警察に連絡し、着弾地点の周辺に興味本位で近づかないこと。</p>	
4 住民の行動	
<p>屋内避難の指示を受けた場合の対応</p> <p>屋内にいる場合</p> <p>ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。</p> <p>テレビ、ラジオ、スマートフォン等からの情報収集に努める。</p> <p>屋外にいる場合</p> <p>できる限り近隣の堅牢な建物、地下駐車場等に避難する。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>○防災行政無線（拡声子局）</p> <p>○半田市防災・災害情報ツイッター</p>

	<p>○緊急速報メール</p> <p>○県警察、消防本部及び庁外で勤務する職員による 拡声機による広報</p> <p>○自治区及び自主防災会による個別伝達</p>
避難実施要領の伝達先	<p>【関係機関】</p> <p>愛知県、愛知県警察（半田警察署）、知多中部広域 事務組合、常滑市、碧南市、高浜市、阿久比町、東 浦町、武豊町、東海旅客鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、 知多乗合(株)、愛知県道路公社（前田建設コンセッ ション）、(株)CAC、(一社)愛知県トラック協会、 中部電力(株)、東邦ガス(株)、(株)NTT西日本— 東海、(一社)半田市医師会、半田市区長連絡協議会、 半田市赤十字奉仕団、半田港水防団、半田市消防団</p> <p>【公共施設等】</p> <p>学校・保育園等、半田病院、社会福祉施設等、自治 区</p>
6 緊急時の連絡先	
半田市 国民保護／緊急処理事案対策本部	<p>電 話：0569-84-0626</p> <p>FAX：0569-84-0640</p>

② 武力攻撃事態：ゲリラ及び特殊部隊による攻撃

- ゲリラ攻撃やテロについては、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であり、少人数のグループにより実行される場合が多く、使用可能な武器等も限定される。

このため、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。特に、最小限の攻撃で、最大の心理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱い事業所などは攻撃対象として考えられることから注意が必要である。

- 急襲的な攻撃に対しては、国からの避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要がある。この場合でも、事後に出される国の対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定して迅速に避難を実施することが基本となる。

なお、緊急の場合は、時間的な余裕がないことから、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡素な内容にすることもあり得る。

- ゲリラ攻撃やテロからの攻撃は、多くの場合に攻撃への対応行動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的に住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、まさに攻撃が行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、**攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後に適当な避難先に避難させることが必要**となる。

- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等や自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。



また、事態の変化に機敏に対応するため、**政府の現地対策本部や現地調整所に派遣**している市職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用や、状況に応じた避難実施要領の内容の修正も行う必要がある。

- NBC攻撃の場合の避難においては、国の対策本部長が攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うとされていることから、市長は当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

一般的には、外気からの密閉性の高い屋内や、風上への避難を行うこととなる。

※NBC攻撃とは「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）を使用した攻撃の総称。

## 【ゲリラ及び特殊部隊による攻撃：亀崎地区】

避難実施要領	
半田市長	
5月3日16時10分現在	
市域内避難	
1 愛知県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、愛知県H市で爆発物を積載した車両が爆発し、実行したテログループの犯行声明により、本市亀崎地区において予定されている潮干祭りで爆破テロを決行する旨を発表したことに伴い、避難措置の指示を行った。</p> <p>これにより、県から以下の内容で避難の指示が通知された。</p> <p>○住民の避難が必要となる地域：半田市亀崎町2丁目、3丁目</p>	
 <p style="text-align: center;">半田市亀崎神前神社から概ね300mの地域</p>	
<p>○住民の避難先となる地域：東生見町、西生見町、亀崎高根町</p> <p>○避難施設：亀崎中学校、半田東高等学校、日本福祉大学半田キャンパス</p> <p>○主要な避難経路：国道247号線～西尾知多線</p>	
	

○避難のための交通手段：自家用車又は徒歩

## 2 関係機関の対応状況

○警察による周辺の交通規制：住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、次の区間で交通規制をしている。



○知多中部広域事務組合による警戒区域の設定：

半田市亀崎神前神社から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定している。

○交通機関：JR武豊線及び知多バスについては運行を停止している。

## 3 事態の状況、関係機関の措置

### 3-1 事態の状況

発生時期	〇〇年 5月 3日(土) 08:00			
発生場所	半田市亀崎神前神社一帯			
実行の主体	—			
事案の概要と被害状況	潮干祭りで爆破テロの決行予告			
今後の予測・影響と措置	12:00に爆破を実行する予告 祭り見物客の地域進入規制と住民の避難を行い、1日程度避難施設に留まることが必要			
気象の状況	天候：晴れ	気温：22℃	風向：北	風速：2m/s

### 3-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	半田市亀崎町2丁目、3丁目
避難先と避難誘導の方針	○半田市亀崎町2丁目、3丁目の住民を東生見町、西生見町、亀崎高根町に避難させる。

	○潮干祭り見物客を半田市亀崎町2丁目、3丁目付近への進入を規制し、東生見町、西生見町、亀崎高根町に一時避難させる。			
避難開始日時	〇〇年 5月 3日(土) 09:00			
避難完了予定日時	〇〇年 5月 3日(土) 11:00			
3-3 関係機関の措置等				
措置の概要	<p>警察：消防の警戒区域に基づき、8箇所では交通規制</p> <p>消防：半田市亀崎県社から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定</p> <p>東海旅客鉄道(株)：JR武豊線東浦～乙川間運行停止</p> <p>知多乗合(株)：亀崎地域の運行停止</p> <p>県対策本部：市職員2名を派遣</p> <p>現地調整所：市職員2名を派遣(亀崎小学校)</p>			
連絡調整先	<p>連絡先：半田市国民保護計画 資料編</p> <p>「関係機関の連絡先」のとおり</p>			
4 事態の特性で留意すべき事項				
<p>○大量殺傷物質(NBC剤)の使用は考えられないため、避難行動に特別な対応は考えられない。</p> <p>○地域の結びつきが強い地域のため、町内単位で避難行動が期待できる。</p> <p>○潮干祭りの見物客は大半が公共交通機関を利用する移動であるため、鉄道及びバスの運行停止により、警戒区域内への進入は少ない。</p> <p>○休日のため事業所の殆どは休業しており、従業員等は殆どいない。</p> <p>○祭りのために先乗りしている露天商への情報提供及び避難誘導が必要である。</p> <p>○春季であり、天候は安定している。避難への影響は少ない。</p>				
5 避難者数				
○ 要避難地域の住民等の数				
		うち自力避難が困難な要配慮者(人)		
町丁字名	総数(人)		入院患者等	外国人(人)
亀崎町2丁目	198	7	××	2
亀崎町3丁目	284	9	××	4

○ 周辺事業従業員数及び祭り関係者数

町丁字名	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	祭り参加 者数 (人)	計
亀崎町 2 丁目	4	18	××××	△△△△
亀崎町 3 丁目	8	35	××××	〇〇〇〇

○ 総括表

地区名	亀崎町 2 丁目	亀崎町 3 丁目		合 計
避難者数 (計)	△△△△	〇〇〇〇		★★★★★
内 要配慮者	7	9		16
内 外国人等	2	4		6

6 避難施設と一時集合場所

6-1 避難施設

避難先地域	東生見町	西生見町	亀崎高根町
避難施設名	日本福祉大	半田東高校	亀崎中学校
所在地	東生見町 26-2	西生見町 30	亀崎高根町 5-40
収容可能人員	125	535	395
連絡先	20-0111	29-1122	28-0313
連絡担当者	市本部	市本部	市本部
その他留意事項等	* * * * 避難先 * * * *	* * * * 避難先 * * * *	* * * * 避難先 * * * *

6-2 一時集合場所

一時集合場所名	—	—	—	—
所在地	—	—	—	—
連絡先	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—
留意事項	—	—	—	—

7 避難手段

避難手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ <u>自家用車</u> ・ <u>徒歩</u> ・ 他			
避難手段 の 詳細	種類 (車種等)	—		
	台数	—		
	輸送可能人員	—		
	連絡先	—		




輸送力配分の考え方	—		
その他 輸送手段	要配慮者 (避難行動要支援者)	努めて隣近所の助け合いにより、自家用車を活用して避難する。	
	その他	自家用車等の手配が困難で自力歩行ができない時は市保有の車両で搬送する。	
8 避難経路			
避難に使用する道路		国道247号線、西尾知多線とする。	
交通規制	実施者の確認	半田警察署	
	規制人員	12人程度	
	規制場所	衣浦大橋交差点、半田港運南側三叉路、亀崎北浦交差点、東生見町交差点、亀崎港交差点、阿原町交差点、亀崎駅前交差点、亀崎横断歩道橋南側交差点	
警備体制	実施者の確認	半田警察署	
	警備人数	12人程度	
	警備場所	交通規制の場所に同じ	
9 避難誘導要領			
9-1 避難輸送要領			
地区		亀崎町2丁目、3丁目	
一時避難場所への避難方法	誘導の実施単位	—	
	輸送手段	—	
	避難先	—	
	集合時間	—	
	その他(責任者)	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	亀崎町2丁目	亀崎町3丁目
	輸送手段	自家用車、徒歩	
	避難経路	国道247号線～西尾知多線	
	避難先	半田東高校	亀崎中学校
	避難開始日時	5月3日(土)09:00	
	避難完了予定日時	5月3日(土)11:00	

要配慮者等の避難方法	誘導の単位	避難行動要支援者名簿に記載した住民で個別に対応
	支援事項	個別支援計画に基づく支援
	輸送手段	救護部
	避難経路	国道247号線～西尾知多線
	避難先	日本福祉大学半田キャンパス
	避難開始日時	5月3日(土)09:00
	避難完了予定日時	5月3日(土)11:00
9-2 職員の配置		
配置場所、職員数 ○避難所(半田東高等学校) ○避難所(亀崎中学校) ○避難所(日本福祉大学半田キャンパス) ○主要交差点 15箇所×2名 30名 ○県対策本部 2名 ○現地調整所(亀崎小学校)2名		
9-3 残留者への対応		
確認者	市職員、消防団(亀崎南分団)	
時期	5月3日(土)09:30開始	
場所	亀崎町2丁目、3丁目	
方法	広報車及び防災行政無線により呼びかけ、戸別訪問	
措置	残留者に対し避難するよう勧告する。	
終了予定日時	5月3日(土)11:00まで	
9-4 避難誘導時の食料の支援・提供		
食事時間	—(避難行動時は提供せず、避難所において提供)	
食事場所	—	
食事の種類	—	
実施担当部署	—	
9-5 追加情報の伝達方法		
避難所担当者を通じ伝達、防災行政無線、広報車、ホームページ等		

10 避難時の留意事項（主に住民）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自宅から避難する場合の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 避難時は、金銭・貴重品・パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、必要最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。</li> <li>b 隣近所に声を掛け合って、相互に助け合って避難する。</li> </ul> </li> <li>・事態の特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし（爆発物は、大量殺傷物質等を用いている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。）</li> </ul> </li> <li>・時期の特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>春季の気候で特に避難行動に影響はない。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 一時集合場所での留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul> </li> </ul>	
11 誘導に際しての留意事項（職員）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は沈着冷静に、毅然たる態度を保つこと</li> <li>○ 防災服又は作業服、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること</li> </ul>	
12 緊急時の連絡先	
半田市 国民保護／緊急処理事案対策本部	電 話：0569-84-0626 FAX：0569-84-0640

## 【ゲリラ及び特殊部隊による攻撃：乙川地区】

避難実施要領	
半田市長	
8月10日10時35分現在	
市域内避難	
1 愛知県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、8月6日三重県紀伊半島沖で座礁したN国潜水艦から武装した10数名が逃走し、本市乙川地区の商業施設において立てこもったことに伴い、避難措置の指示を行った。なお、武装工作員は大量の爆薬と自動小銃及び対戦車火器を携行している。</p> <p>これにより、県から以下の内容で避難の指示が通知された。</p> <p>○住民の避難が必要となる地域：半田市浜田町3丁目、乙川町</p>	
	
<p>○住民の避難先となる地域：乙川北側町、勘内町</p> <p>○避難施設：乙川小学校、半田小学校</p> <p>○主要な避難経路：県道半田東浦線、国道247号線</p>	
	

○避難のための交通手段：徒歩を原則

## 2 関係機関の対応状況

○警察による周辺の交通規制：住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、次の区間で交通規制をしている。



○消防機関等との調整による警戒区域の設定：

乙川地区商業施設から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定している。

○交通機関：JR武豊線及び知多バスについては運行を停止している。

## 3 事態の状況、関係機関の措置

### 3-1 事態の状況

発生時期	〇〇年8月10日（水） 10：18			
発生場所	半田市浜田町3丁目			
実行の主体	N国			
事案の概要と被害状況	座礁した潜水艦から逃走した武装工作員が人質を取って、商業施設に立てこもった。			
今後の予測・影響と措置	武装工作員は爆発物や自動小銃等の武器を携帯しており、付近一帯への進入規制と住民の避難を行い、制圧し安全が確保できるまで避難が必要			
気象の状況	天候：晴れ	気温：32℃	風向：東	風速：1m/s

### 3-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	半田市浜田町3丁目、乙川町
避難先と避難誘導の方針	○警戒区域のうちJR武豊線以南の住民は半田

	<p>小学校へ、JR武豊線以北の住民は乙川小学校へ避難させる。</p> <p>○商業施設から避難した住民も一時的に半田小学校に徒歩で避難させる。その後、本人の希望により自宅へ帰宅させる。なお、自家用車については商業施設に残置させる。</p>
避難開始日時	〇〇年 8月10日(水) 10:40
避難完了予定日時	〇〇年 8月10日(水) 11:20
3-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>警察：消防の警戒区域に基づき、7箇所交通規制</p> <p>消防：乙川地区商業施設から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定</p> <p>東海旅客鉄道(株)：JR武豊線亀崎～半田間運行停止</p> <p>知多乗合(株)：乙川地域の運行停止</p> <p>県対策本部：市職員2名を派遣</p> <p>現地調整所：市職員2名を派遣(半田小学校)</p>
連絡調整先	<p>連絡先：半田市国民保護計画 資料編</p> <p>「関係機関の連絡先」のとおり</p>
4 事態の特性で留意すべき事項	
<p>○大量殺傷物質(NBC剤)の使用は考えられないため、避難行動に特別な対応は考えられない。</p> <p>○大量の爆発物や自動小銃を携行した武装グループのため交戦状態になることも十分考えられる。また、人質を数十人確保しているため自衛隊・警察等との情報共有が必要である。</p> <p>○武装グループが店舗に侵入した際、混乱に紛れて店舗外に出ることができた客が十数名いて、現在、警察の保護のもと半田小学校に避難中である。また、武装グループが進出した店舗以外の店舗にお客が滞在しているため、好機をみて避難させる必要がある。</p> <p>○JR武豊線の南側は事業所や店舗が中心であるが、JR武豊線より北側は住宅地となっている。</p>	

5 避難者数				
○ 要避難地域の住民等の数				
町丁字名	総数 (人)	うち自力避難が困難な 要配慮者(人)		外国人(人)
			入院患者等	
浜田町3丁目	35	1	×	0
乙川町	492	10	×	16
○ 周辺事業従業員数及び買い物者数				
町丁字名	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	買い物客 数(人)	計
浜田町3丁目	12	171	×××	△△△
乙川町	5	15	×××	〇〇〇
○ 総括表				
地区名	浜田町3丁目	乙川町		合計
避難者数(計)	△△△	〇〇〇		★★★★
内 要配慮者	1	10		11
内 外国人等	0	16		16
6 避難施設と一時集合場所				
6-1 避難施設				
避難先地域	勘内町	乙川北側町		
避難施設名	半田小学校	乙川小学校		
所在地	勘内町1	乙川北側町1-1		
収容可能人員	500	365		
連絡先	21-2918	21-0879		
連絡担当者	市本部	市本部		
その他留意事項等	* * * * 避難先 * * * *	* * * * 避難先 * * * *		
6-2 一時集合場所				
一時集合場所名	カーマ半田乙川店駐車場	—	—	
所在地	乙川吉野町43	—	—	
連絡先		—	—	
連絡担当者	地域福祉課 * * * *	—	—	

	留意事項	避難行動要支援者輸送	—	—
7 避難手段				
避難手段	鉄道・ <b>バス</b> ・船舶・自家用車・ <b>徒歩</b> ・他			
避難手段 の 詳細	種類（車種等）	市大型バス		
	台数	1台		
	輸送可能人員	30名		
	連絡先	防災交通課84-0626		
輸送力配分 の考え方	自力歩行ができる住民は徒歩により避難し、避難行動要支援者は市の大型バスにより乙川小学校まで輸送する。			
その他 輸送手段	要配慮者 （避難行動要支援者）	努めて隣近所の助け合いにより、カーマ乙川店駐車場まで避難させる。		
	その他	—		
8 避難経路				
避難に使用する道路		国道247号線、半田東浦線とする。		
交通規制	実施者の確認	半田警察署		
	規制人員	14人程度		
	規制場所	半田大橋交差点、浜田町3交差点、稗田橋交差点、ネオシティ南5叉路、乙川吉野町交差点、乙川新町交差点、乙川薬師町交差点		
警備体制	実施者の確認	半田警察署		
	警備人数	14人程度		
	警備場所	交通規制の場所に同じ		
9 避難誘導要領				
9-1 避難輸送要領				
地区		浜田町3丁目、乙川町		
一時避難場所への 避難方法	誘導の実施単位	乙川町避難行動要支援者		
	輸送手段	個別支援		
	避難先	カーマ乙川店駐車場		
	集合時間	8月10日（水） 11:00		
	その他（責任者）	地域福祉課 ****		
避難施設への避	誘導の実施単位	浜田町3丁目	乙川町	



難方法	輸送手段	徒歩又は市大型バス	
	避難経路	国道247号線、半田東浦線	
	避難先	半田小学校	乙川小学校
	避難開始日時	8月10日(水) 10:40	
	避難完了予定日時	8月10日(水) 11:20	
要配慮者等の避難方法	誘導の単位	乙川町内の避難行動要支援者名簿に記載した住民	
	支援事項	一時集合場所まで個別支援、一時集合場所からバスによる搬送	
	輸送手段	市大型バス	
	避難経路	半田東浦線	
	避難先	乙川小学校	
	避難開始日時	8月10日(水) 10:40	
	避難完了予定日時	8月10日(水) 11:20	
9-2 職員の配置			
配置場所、職員数 ○避難所(半田小学校) ○避難所(乙川小学校) ○主要交差点 15箇所×2名 30名 ○県対策本部 2名 ○現地調整所(半田小学校) 2名			
9-3 残留者への対応			
確認者	市職員、消防団(乙川南分団)		
時期	8月10日(水) 10:35開始		
場所	浜田町3丁目、乙川町		
方法	広報車及び防災行政無線により呼びかけ、戸別訪問		
措置	残留者に対し避難するよう勧告する。		
終了予定日時	8月10日(水) 11:10まで		
9-4 避難誘導時の食料の支援・提供			
食事時間	—(避難行動時は提供せず、避難所において提供)		
食事場所	—		

食事の種類	—
実施担当部署	—
9-5 追加情報の伝達方法	
避難所担当者と同じ伝達、防災行政無線、広報車、ホームページ等	
10 避難時の留意事項（主に住民）	
<p>○ 自宅から避難する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 避難時は、金銭・貴重品・パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、必要最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。</li> <li>b 隣近所に声を掛け合って、相互に助け合って避難する。</li> </ul> </li> <li>・事態の特性 <p>特になし（爆発物は、大量殺傷物質等を用いている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。）</p> </li> <li>・時期の特性 <p>夏季の気候で気温が高く、熱中症等に注意が必要である。</p> </li> </ul> <p>○ 一時集合場所での留意点</p> <p>—</p>	
11 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>○ 職員は沈着冷静に、毅然たる態度を保つこと</p> <p>○ 防災服又は作業服、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること</p>	
12 緊急時の連絡先	
半田市 国民保護／緊急対処事案対策本部	電 話：0569-84-0626 FAX：0569-84-0640

## 【ゲリラ及び特殊部隊による攻撃：半田地区】

避難実施要領	
半田市長	
7月3日（金）17時00分現在	
市域内避難	
1 愛知県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、7月3日（金）16時頃、JR武豊線半田駅前で爆発物が爆発し、多数の死傷者が発生した。実行したテログループは犯行声明を発表し、次の爆破を予告した。テログループの拠点を検索したところ名鉄河和線知多半田駅を爆破する計画が判明し、駅前で時限式爆発物を発見した。</p> <p>これにより、県から以下の内容で避難の指示が通知された。</p> <p>○住民の避難が必要となる地域：半田市泉町、広小路町、更生町、白山町、星崎町</p>	
	
<p>○住民の避難先となる地域：岩滑東町5丁目、柵町1丁目</p> <p>○避難施設：半田中学校、半田農業高等学校</p> <p>○主要な避難経路：名古屋半田線、国道247号線</p>	
	

○避難のための交通手段：徒歩を原則

2 関係機関の対応状況

○警察による周辺の交通規制：住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、次の区間で交通規制をしている。



○消防機関等との調整による警戒区域の設定：  
名鉄知多半田駅から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定している。

○交通機関：JR武豊線及び知多バスについては運行を停止している。

3 事態の状況、関係機関の措置

3-1 事態の状況

発生時期	〇〇年7月3日（金） 16：00頃			
発生場所	JR武豊線半田駅前			
実行の主体	—			
事案の概要と被害状況	知多半田駅爆破計画が発覚し、駅前に停車中の車両から時限式爆発物が発見された。 時限式爆発物は20時にセットしてある。			
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することから、1日程度避難施設にとどまることを考慮			
気象の状況	天候：晴れ	気温：24℃	風向：南	風速：3m/s

3-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	半田市泉町、広小路町、更生町、白山町、星崎町
-------	------------------------

避難先と避難誘導の方針	警戒区域のうち名鉄河和線以西の住民は半田農業高校へ、名鉄河和線以東の住民は半田中学校へ徒歩で避難させる。			
避難開始日時	〇〇年 7月3日（金） 17：00			
避難完了予定日時	〇〇年 7月3日（金） 19：00			
3-3 関係機関の措置等				
措置の概要	<p>警察：消防の警戒区域に基づき、8箇所交通規制</p> <p>消防：名鉄河和線知多半田駅から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定</p> <p>東海旅客鉄道(株)：JR武豊線乙川駅～成岩東駅間運行停止</p> <p>名古屋鉄道(株)：名鉄河和線半田口駅～青山駅間運行停止</p> <p>知多乗合(株)：半田地域の運行停止</p> <p>県対策本部：市職員2名を派遣</p> <p>現地調整所：市職員2名を派遣（成岩中学校）</p>			
連絡調整先	連絡先：半田市国民保護計画 資料編 「関係機関の連絡先」のとおり			
4 事態の特性で留意すべき事項				
<p>○大量殺傷物質（NBC剤）の使用は考えられないため、避難行動に特別な対応は考えられない。</p> <p>○半田商業高校が所在するため、高校生の避難誘導を行う必要がある。</p> <p>○半田市の主要な駅であるため、駅近傍には銀行や雁宿ホール、クラシィ半田などの集客施設等が多く立地している。</p>				
5 避難者数				
○ 要避難地域の住民等の数				
		うち自力避難が困難な要配慮者（人）		
町丁字名	総数（人）		入院患者等	外国人(人)
泉町	304	2	×	5
広小路町	150	3	×	0
更生町	327	9	×	2
白山町	3,101	64	×	42
星崎町	927	17	×	4

○ 周辺事業従業員数及び事業所等関係者数

町丁字名	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	買い物客 数 (人)	計
泉町	16	237	××	△△△
広小路町	24	289	××	〇〇〇
更生町	17	493	××	◎◎◎
白山町	21	163	××	☆☆☆
星崎町	35	669	××	****

○ 総括表

地区名	白山町 星崎町	泉町 広小路町 更生町		合 計
避難者数 (計)	*☆☆☆	△〇◎		★★★★
内 要配慮者	82	14		95
内 外国人等	46	7		53

6 避難施設と一時集合場所

6-1 避難施設

避難先地域	岩滑東町	柁町
避難施設名	半田中学校	半田農業高校
所在地	岩滑東町 5-80	柁町 1-1
収容可能人員	630	330
連絡先	21-0872	21-0247
連絡担当者	市本部	市本部
その他留意事項等	* * * * 避難先 * * * *	* * * * 避難先 * * * *

6-2 一時集合場所



一時集合場所名	雁宿公園	—	—
所在地	雁宿町3丁目	—	—
連絡先		—	—
連絡担当者	地域福祉課 渡邊	—	—
留意事項	避難行動要支援者輸送	—	—
7 避難手段			
避難手段	鉄道 ・ <u>バス</u> ・ 船舶 ・ 自家用車 ・ <u>徒歩</u> ・ 他		
避難手段 の 詳細	種類（車種等）	市大型バス	
	台数	1台	
	輸送可能人員	30名	
	連絡先	防災交通課84-0626	
輸送力配分 の考え方	自力歩行ができる住民は徒歩により避難し、避難行動要支援者は市の大型バスにより半田農業高等学校まで輸送する。		
その他 輸送手段	要配慮者 （避難行動要支援者）	努めて隣近所の助け合いにより、雁宿公園まで避難させる。	
	その他	—	
8 避難経路			
避難に使用する道路	国道247号線、半田名古屋線とする。		
交通規制	実施者の確認	半田警察署	
	規制人員	16人程度	
	規制場所	出口町、雁宿公園南交差点、半田球場南交差点、昭和町1、中町、住吉町5、銀座本町2、南本町	
警備体制	実施者の確認	半田警察署	
	警備人数	16人程度	
	警備場所	交通規制の場所に同じ	
9 避難誘導要領			
9-1 避難輸送要領			
地区	白山町、星崎町、泉町、広路小路町、更生町		
一時避難場所へ	誘導の実施単位	避難行動要支援者	

の避難方法	輸送手段	個別支援	
	避難先	雁宿公園	
	集合時間	7月3日（金） 18：30	
	その他（責任者）	地域福祉課 渡邊	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	名鉄河和線以西	名鉄河和線以東
	輸送手段	徒歩又は市大型バス	
	避難経路	国道247号線、半田名古屋線	
	避難先	半田農業高校	半田中学校
	避難開始日時	7月3日（金）17：00	
	避難完了予定日時	7月3日（金）19：00	
要配慮者等の避難方法	誘導の単位	警戒区域内の避難行動要支援者名簿に記載した住民	
	支援事項	一時集合場所まで個別支援、一時集合場所からバスによる搬送	
	輸送手段	市大型バス	
	避難経路	国道247号線	
	避難先	半田農業高等学校	
	避難開始日時	7月3日（金）17：00	
	避難完了予定日時	7月3日（金）19：00	
9-2 職員の配置			
配置場所、職員数 ○避難所（半田農業高等学校） ○避難所（半田中学校） ○主要交差点 15箇所×2名 30名 ○県対策本部 2名 ○現地調整所（成岩中学校）2名			
9-3 残留者への対応			
確認者	市職員、消防団（半田中分団、協和分団）		
時期	7月3日（金）17：30開始		
場所	白山町、星崎町、泉町、広路小路町、更生町		
方法	広報車及び防災行政無線により呼びかけ、戸別訪問		
措置	残留者に対し避難するよう勧告する。		



終了予定日時	7月3日（金）19：00まで
9-4 避難誘導時の食料の支援・提供	
食事時間	—（避難行動時は提供せず、避難所において提供）
食事場所	—
食事の種類	—
実施担当部署	—
9-5 追加情報の伝達方法	
避難所担当者を通じ伝達、防災行政無線、広報車、ホームページ等	
10 避難時の留意事項（主に住民）	
<p>○ 自宅から避難する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 避難時は、金銭・貴重品・パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、必要最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。</li> <li>b 隣近所に声を掛け合って、相互に助け合って避難する。</li> </ul> </li> <li>・事態の特性 <p>特になし（爆発物は、大量殺傷物質等を用いている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。）</p> </li> <li>・時期の特性 <p>夏季の気候で気温が高く、熱中症等に注意が必要である。</p> </li> </ul> <p>○ 一時集合場所での留意点</p> <p>—</p>	
11 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>○ 職員は沈着冷静に、毅然たる態度を保つこと</p> <p>○ 防災服又は作業服、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること</p>	
12 緊急時の連絡先	
半田市 国民保護／緊急処理事案対策本部	電 話：0569-84-0626 FAX：0569-84-0640

【大規模集客施設等に対する攻撃が行われる事態：市役所】

避難実施要領
半田市長
9月3日（木）11時00分現在
市域内避難
1 愛知県からの避難の指示の内容
<p>国の対策本部長は、9月3日（木）10時頃、愛知県〇〇市役所で爆発物が爆発し、多数の死傷者が発生した。実行したテログループは犯行声明を発表し、次の爆破を予告した。テログループの拠点を検索したところ半田市役所を爆破する計画が判明し、市役所4階で時限式爆発物を発見した。</p> <p>これにより、県から以下の内容で避難の指示が通知された。</p> <p>○住民の避難が必要となる地域：半田市東洋町、新栄町、源平町、幸町</p>

<p>○住民の避難先となる地域：東洋町、勘内町</p> <p>○避難施設：さくら小学校、半田小学校</p> <p>○主要な避難経路：県道112号線～県道262号線</p>


○避難のための交通手段：徒歩を原則

## 2 関係機関の対応状況

○警察による周辺の交通規制：住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、次の区間で交通規制をしている。



○消防機関等との調整による警戒区域の設定：

半田市役所から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定している。

○交通機関：知多バスについては運行を停止している。

## 3 事態の状況、関係機関の措置

### 3-1 事態の状況

発生時期	〇〇年9月3日（木） 10：00頃			
発生場所	半田市役所			
実行の主体	—			
事案の概要と被害状況	半田市役所爆破計画が発覚し、市役所4階から時限式爆発物が発見された。 時限式爆発物は16時にセットしてある。			
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することから、1日程度避難施設にとどまることを考慮			
気象の状況	天候：晴れ	気温：24℃	風向：南	風速：3m/s

3-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	東洋町、新栄町、源平町、幸町
避難先と避難誘導の方針	<p>○警戒区域の住民は半田小学校へ徒歩で避難させる。</p> <p>○市役所及び半田病院の外来者等はさくら小学校へ徒歩で避難させる。この際、市職員及び病院職員が避難誘導にあたる。</p> <p>○半田病院の入院患者のうち、歩行ができる患者は、知多乗合(株)のバスで避難させる。また、歩行が困難な患者は、知多中部広域事務組合及び病院の車両で避難させる。</p>
避難開始日時	〇〇年 9月3日(木) 11:00
避難完了予定日時	〇〇年 9月3日(木) 15:00
3-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>警察：消防の警戒区域に基づき、8箇所交通規制</p> <p>消防：市役所から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定</p> <p>知多乗合(株)：警戒区域内の運行停止</p> <p>県対策本部：市職員2名を派遣</p> <p>現地調整所：市職員2名を派遣(知多建設事務所)</p>
連絡調整先	連絡先：半田市国民保護計画 資料編 「関係機関の連絡先」のとおり
4 事態の特性で留意すべき事項	
<p>○大量殺傷物質(NBC剤)の使用は考えられないため、避難行動に特別な対応は考えられない。</p> <p>○警戒区域内に半田病院が所在し、入院患者の避難誘導を行う必要がある。</p> <p>○警戒区域内に知多中部広域事務組合があり、消防車両等の一時的な移動等の必要がある。</p> <p>○臨時の市対策本部を雁宿ホールに開設し、対応を指揮する。</p>	

## 5 避難者数

### ○ 要避難地域の住民等の数

町丁字名	総数 (人)	うち自力避難が困難な 要配慮者(人)		外国人(人)
			入院患者等	
東洋町	588	17	×	153
新栄町	133	6	×	11
源平町	99	6	×	0
幸町	156	11	×	13

### ○ 周辺事業従業員数及び事業所等関係者数

町丁字名	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	入院患者数	計
東洋町	9	63		63
新栄町	2	31		31
源平町	3	21		21
幸町	3	67		67

### ○ 総括表

地区名	東洋町	新栄町	源平町	幸町	合計
避難者数(計)	651	164	120	223	1,158
内 要配慮者	17	6	6	11	40
内 外国人等	153	11	0	13	177

## 6 避難施設と一時集合場所

### 6-1 避難施設

避難先地域	東洋町	勘内町
避難施設名	さくら小学校	半田小学校
所在地	東洋町 1-12-1	勘内町 1
収容可能人員	360	500
連絡先	26-0070	21-2918
連絡担当者	市本部	市本部
その他留意事項等	* * * * 避難先 * * * *	* * * * 避難先 * * * *

6-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—	—	—	—
所在地	—	—	—	—
連絡先	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—
留意事項	—	—	—	—
7 避難手段				
避難手段	鉄道 ・ <u>バス</u> ・ 船舶 ・ 自家用車 ・ <u>徒歩</u> ・ 他			
避難手段 の 詳細	種類（車種等）	乗合仕様大型バス		
	台数	5台		
	輸送可能人員	150名		
	連絡先	知多乗合(株) 21-5231		
輸送力配分の考え方	自力歩行ができる住民は徒歩により避難し、半田病院の患者は知多乗合(株)の大型バスで避難させる。			
その他 輸送手段	要配慮者 （避難行動要支援者）	努めて隣近所の助け合いにより、さくら小学校まで避難させる。		
	その他	—		
8 避難経路				
避難に使用する道路		県道112号線～県道262号線とする。		
交通規制	実施者の確認	半田警察署		
	規制人員	16人程度		
	規制場所	東雲町、源兵衛橋、船方橋、東浜町、江川橋、瑞穂記念館北交差点、康衛池南交差点、瑞穂町5		
警備体制	実施者の確認	半田警察署		
	警備人数	16人程度		
	警備場所	交通規制の場所に同じ		
9 避難誘導要領				
9-1 避難輸送要領				
地区		東洋町、新栄町、源平町、幸町		

一時避難場所への避難方法	誘導の実施単位	—	
	輸送手段	—	
	避難先	—	
	集合時間	—	
	その他（責任者）	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	市役所来庁者 半田病院外来	自力歩行可能な住民
	輸送手段	徒歩	
	避難経路	県道112号線～県道262号線	
	避難先	さくら小学校	半田小学校
	避難開始日時	9月3日（木）11：00	
	避難完了予定日時	9月3日（木）15：00	
要配慮者等の避難方法	誘導の単位	○警戒区域内の避難行動要支援者名簿に記載した住民 ○半田病院入院患者（自力歩行困難）	
	支援事項	避難行動支援	
	輸送手段	乗合仕様バス又は消防・病院車両	
	避難経路	県道112号線～県道262号線	
	避難先	半田小学校 患者受け入れ病院	
	避難完了予定日時	9月3日（木）15：00	
9-2 職員の配置			
配置場所、職員数 ○避難所（さくら小学校） ○避難所（半田小学校） ○主要交差点 15箇所×2名 30名 ○県対策本部 2名 ○現地調整所（知多建設事務所）2名			
9-3 残留者への対応			
確認者	市職員、消防団（半田東分団）		
時期	9月3日（木）11：30開始		

場 所	東洋町、新栄町、源平町、幸町
方 法	広報車及び防災行政無線により呼びかけ、戸別訪問
措 置	残留者に対し避難するよう勧告する。
終了予定日時	9月3日（木）15：00まで
9-4 避難誘導時の食料の支援・提供	
食事時間	—（避難行動時は提供せず、避難所において提供）
食事場所	—
食事の種類	—
実施担当部署	—
9-5 追加情報の伝達方法	
避難所担当者を通じ伝達、防災行政無線、広報車、ホームページ等	
10 避難時の留意事項（主に住民）	
<p>○ 自宅から避難する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 避難時は、金銭・貴重品・パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、必要最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。</li> <li>b 隣近所に声を掛け合って、相互に助け合って避難する。</li> </ul> </li> <li>・事態の特性 <p>特になし（爆発物は、大量殺傷物質等を用いている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。）</p> </li> <li>・時期の特性 <p>夏季の気候で気温が高く、熱中症等に注意が必要である。</p> </li> </ul> <p>○ 一時集合場所での留意点</p> <p>—</p>	
11 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>○ 職員は沈着冷静に、毅然たる態度を保つこと</p> <p>○ 防災服又は作業服、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること</p>	
12 緊急時の連絡先	
半田市 国民保護／緊急対処事案対策本部	電 話：0569-84-0626 FAX：0569-84-0640



【大規模集客施設等に対する攻撃が行われる事態：半田運動公園】

避難実施要領
半田市長
11月6日(土) 13時00分現在
市域内避難
<p>1 愛知県からの避難の指示の内容</p> <p>国の対策本部長は、11月6日(土) 11時頃、愛知県田原市渥美町海岸において潜水艦が座礁し、捜索していた海上保安庁により武装した工作船が武豊町海岸で発見された。現場において武装工作員6名の身柄を拘束したが、3~4名の武装工作員が半田市方向に逃走し、マラソン大会を開催中の半田運動公園に対する攻撃の可能性があるとして警報を発令し、半田市鵜ノ池町及び池田町を要避難地域とする避難措置の指示を行った。</p> <p>これにより、県から以下の内容で避難の指示が通知された。</p> <p>○住民の避難が必要となる地域： 半田市鵜ノ池町、池田町、金山町2丁目、馬捨町、宝来町2丁目</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>○住民の避難先となる地域：雁宿町 ○避難施設：半田市営半田球場</p>

○主要な避難経路：市道土井山横山線



○避難のための交通手段：乗合仕様バスによる避難を原則

## 2 関係機関の対応状況

○警察による周辺の交通規制：住民等を警戒区域に進入を阻止するため、警察では主要な進入経路のうち、次の区間で交通規制をしている。



○消防機関等との調整による警戒区域の設定：

半田運動公園全域に警戒区域を設定している。

○交通機関：知多バスについては運行を停止している。

3 事態の状況、関係機関の措置				
3-1 事態の状況				
発生時期	〇〇年11月6日(土) 11:00頃			
発生場所	半田運動公園			
実行の主体	N国			
事案の概要と被害状況	愛知県田原市渥美町海岸において潜水艦が座礁し、捜索していた海上保安庁により武装した工作船が武豊町海岸で発見された。現場において武装工作員6名の身柄を拘束したが、3~4名の武装工作員が半田市方向に逃走し、マラソン大会を開催中の半田運動公園に対する攻撃の可能性が生じた。			
今後の予測・影響と措置	武装工作員を確保する等、安全が確認できるまで、数日程度避難施設にとどまる又は住居地へ帰ることを考慮			
気象の状況	天候：晴れ	気温：16℃	風向：南	風速：3m/s
3-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	半田市鶴ノ池町、池田町、金山町2丁目、馬捨町、宝来町2丁目			
避難先と避難誘導の方針	<p>○半田運動公園マラソン大会参加者等は、一時避難場所の知多南部総合卸売市場へ避難し、知多乗合(株)の乗合仕様の大型バスにより半田市営半田球場まで避難する。</p> <p>○マラソン大会は健常者の大会のため、参加者は自力歩行が可能な者であり、避難行動要支援者は含まれていない。</p>			
避難開始日時	〇〇年11月6日(土) 13:30			
避難完了予定日時	〇〇年11月6日(土) 16:30			
3-3 関係機関の措置等				
措置の概要	<p>警察：消防の警戒区域に基づき、8箇所交通規制</p> <p>消防：半田運動公園全域に警戒区域を設定</p> <p>県対策本部：市職員2名を派遣</p> <p>現地調整所：市職員2名を派遣 (知多南部総合卸売市場)</p>			

連絡調整先	連絡先：半田市国民保護計画 資料編 「関係機関の連絡先」のとおり					
4 事態の特性で留意すべき事項						
<p>○大量殺傷物質（NBC剤）の使用は考えられないため、避難行動に特別な対応は考えられない。</p> <p>○冬季の避難のうえ、多数の避難者が発生する。このため施設に収容できないことから寒さ対策を考慮する必要がある。</p> <p>○避難者の多くは市内各所から集まったイベント参加者であり、半田市営半田球場に避難後、居住地に公共交通機関を使用して帰宅できる。</p>						
5 避難者数						
○ 要避難地域の住民等の数						
マラソン大会	総数 (人)	うち自力避難が困難な 要配慮者 (人)			外国人(人)	
			入院患者等			
申込み者	4,091	0	0			50
主催側スタッフ	404	0	0			0
見学・応援者	1,000	0	0			5
○ 総括表						
地区名	鵜ノ池町	池田町	金山町2	馬捨町	宝来町2	合計
避難者数(計)	11	56	0	1	0	68
内 要配慮者	1	6	0	1	0	8
内 外国人等	2	1	0	0	0	3
6 避難施設と一時集合場所						
6-1 避難施設						
<p>○避難先地域：雁宿町</p> <p>○避難施設名・所在地：半田市営半田球場・半田市雁宿町2-1</p> <p>○収容可能人員・連絡先：26,000人・21-0604</p> <p>○連絡担当者：</p> <p>○その他留意事項等：</p>						
6-2 一時集合場所						
<p>○一時集合場所名：知多南部総合卸売市場</p> <p>○所在地：半田市横山町200</p> <p>○連絡先：27-5400</p> <p>○連絡担当者：</p> <p>○留意事項：</p>						

7 避難手段		
避難手段	鉄道 ・ <u>バス</u> ・ 船舶 ・ 自家用車 ・ 徒歩 ・ 他	
避難手段 の 詳細	種類（車種等）	乗合仕様大型バス
	台数	20台
	輸送可能人員	1,000名/1回×10
	連絡先	知多乗合(株) 21-5231
輸送力配分の考え方	マラソン大会参加者及び見学・応援者を優先して避難させ、次いで主催側スタッフを避難させる。	
その他 輸送手段	要配慮者 （避難行動要支援者）	—
	その他	—
8 避難経路		
避難に使用する道路	市道土井山横山線	
交通規制	実施者の確認	半田警察署
	規制人員	16人程度
	規制場所	八助谷池北交差点、宝来町、横山町内5叉路、知多南部総合卸売市場南交差点2箇所、県道板山金山線と半田運動公園南の道路の交点、上り橋、半田特別支援学校北交差点
警備体制	実施者の確認	半田警察署
	警備人数	16人程度
	警備場所	交通規制の場所に同じ
9 避難誘導要領		
9-1 避難輸送要領		
地区	半田市鶴ノ池町、池田町、金山町2丁目、馬捨町、宝来町2丁目	
一時避難場所への避難方法	誘導の実施単位	マラソン大会参加者等
	輸送手段	徒歩
	避難先	知多南部総合卸売市場
	集合時間	14時30分
	その他（責任者）	主催者 スポーツ課長

避難施設への避難方法	誘導の実施単位	マラソン大会参加者等
	輸送手段	乗合仕様大型バス
	避難経路	市道土井山横山線
	避難先	半田市営半田球場
	避難開始日時	11月6日(土) 14:00
	避難完了予定日時	11月6日(土) 16:30
要配慮者等の避難方法	誘導の単位	—
	支援事項	—
	輸送手段	—
	避難経路	—
	避難先	—
	避難開始日時	—
	避難完了予定日時	—
9-2 職員の配置		
配置場所、職員数 ○避難所(半田市営半田球場) ○主要交差点 20箇所×2名 40名 ○県対策本部 2名 ○現地調整所(知多南部総合卸売市場) 2名		
9-3 残留者への対応		
確認者	市職員(大会主催担当課)、消防団(板山分団、半田西分団)	
時期	11月6日(土) 14:00開始	
場所	半田運動公園内	
方法	広報車及び巡回広報	
措置	残留者に対し避難するよう勧告する。	
終了予定日時	11月6日(土) 16:00まで	
9-4 避難誘導時の食料の支援・提供		
食事時間	—(避難行動時は提供せず、避難所において提供)	
食事場所	—	
食事の種類	—	
実施担当部署	—	

9-5 追加情報の伝達方法	
避難所担当者を通じ伝達、防災行政無線、広報車、ホームページ等	
10 避難時の留意事項（主にマラソン大会参加者）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マラソン大会で競技中の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 速やかに広報車により競技中止及び避難開始を周知する。</li> <li>b 広報はゴールから逆ルートで周知し、一時集合場所を明確に伝える。</li> </ul> </li> <li>・事態の特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし（爆発物は、大量殺傷物質等を用いている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。）</li> </ul> </li> <li>・時期の特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>冬季での避難となり、避難後の体温管理に考慮が必要である。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 一時集合場所での留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者による大会参加者の点呼を行うこと</li> </ul> </li> </ul>	
11 誘導に際しての留意事項（職員）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は沈着冷静に、毅然たる態度を保つこと</li> <li>○ 誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること</li> </ul>	
12 緊急時の連絡先	
半田市 国民保護／緊急処理事案対策本部	電 話：0569-84-0626 FAX：0569-84-0640

## 【大規模集客施設等に対する攻撃が行われる事態：パワードーム半田】

避難実施要領
半田市 市長
2月14日（火）11時00分現在
市域内避難
1 愛知県からの避難の指示の内容
<p>国の対策本部長は、2月14日（火）10時頃、愛知県常滑市中部国際空港近傍で数名のテログループを拘束した。拘束したテログループの自供により2月14日（火）16時から17時に同時多発的に中部国際空港（常滑市）とパワードーム半田（半田市）を爆破する内容の計画が明らかになった。</p> <p>これにより、県から以下の内容で避難の指示が通知された。</p> <p>○住民の避難が必要となる地域： 半田市乙川吉野町（パワードーム半田及びDCMカーマ21半田乙川店） 乙川一色町、乙川新町1・2丁目、乙川内山町、乙川町、住吉町2・3丁目、浜田町3丁目、岩滑南浜町</p>
<p>○住民の避難先となる地域：乙川北側町、岩滑東町</p> <p>○避難施設：乙川小学校、半田中学校</p>



○主要な避難経路：県道碧南半田常滑線、県道半田東浦線



○避難のための交通手段：原則徒歩

## 2 関係機関の対応状況

○警察による周辺の交通規制：住民等を警戒区域に進入を阻止するため、警察では主要な進入経路のうち、次の区間で交通規制をしている。



○消防機関等との調整による警戒区域の設定：

乙川吉野町商業施設から概ね300mの地域に警戒区域を設定している。

○交通機関：知多バスについては運行を停止している。

3 事態の状況、関係機関の措置				
3-1 事態の状況				
発生時期	〇〇年2月14日（火） 16:00頃			
発生場所	半田市乙川吉野町商業施設			
実行の主体	N国			
事案の概要と被害状況	2月14日（火）10時頃、愛知県常滑市中部国際空港近傍で数名のテログループを拘束され、拘束したテログループの自供により2月14日（火）16時から17時に同時多発的に中部国際空港（常滑市）とパワードーム半田（半田市）を爆破する内容の計画が明らかになった。			
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することから、1日程度避難施設にとどまることを考慮			
気象の状況	天候：晴れ	気温：6℃	風向：南	風速：3m/s
3-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	半田市乙川吉野町（パワードーム半田及びDCMカーマ21半田乙川店）、乙川一色町、乙川新町1・2丁目、乙川内山町、乙川町、住吉町2・3丁目、浜田町3丁目、岩滑南浜町			
避難先と避難誘導の方針	○パワードーム半田及びDCMカーマ21半田乙川店以東の住民は乙川小学校へ避難させる。 ○パワードーム半田及びDCMカーマ21半田乙川店へ来店している客及び従業員は半田中学校へ避難させる。			
避難開始日時	〇〇年2月14日（火） 11:30			
避難完了予定日時	〇〇年2月14日（火） 14:00			
3-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：消防の警戒区域に基づき、7箇所で交通規制 消防：乙川吉野町商業施設から概ね300mの地域に警戒区域を設定 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣（半田小学校）			

連絡調整先	連絡先：半田市国民保護計画 資料編 「関係機関の連絡先」のとおり			
4 事態の特性で留意すべき事項				
<p>○大量殺傷物質（NBC剤）の使用は考えられないため、避難行動に特別な対応は考えられない。</p> <p>○車両を使用した爆破や人員による自爆テロなど様々な爆破攻撃が考えられる。また、テログループは武装していることも考えられることから、銃の乱射や人質を取っての籠城等に発展することもあるため、多様性のある対応が必要となる。</p> <p>○冬季の避難となるため、避難所では寒さ対策を考慮する必要がある。</p>				
5 避難者数				
○ 要避難地域の住民等の数				
町丁字名	総数 (人)	うち自力避難が困難な 要配慮者 (人)	外国人(人)	
				入院患者等
乙川一色町	57	1		0
乙川新川町1・2丁目	812	29		80
乙川内山町	104	6		0
乙川町	492	10		16
住吉町2・3丁目	1,673	28		68
浜田町3丁目	35	1		0
岩滑南浜町	48	2		2
○ 周辺事業従業員数及び事業所等関係者数				
商業施設名	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	その他	計
パワードーム 半田	△	×		×
DCMカーマ2 1半田乙川店	△	×		×
○ 総括表				
区分	地域住民	商業施設 利用者	商業施設 従業員	合計
避難者数(計)	3,221	*	×	*****
内 要配慮者	77	*	×	***
内 外国人等	166	*	×	***

6 避難施設と一時集合場所				
6-1 避難施設				
	避難先地域	乙川北側町	岩滑東町	
	避難施設名	乙川小学校	半田中学校	
	所在地	乙川北側町1-1	岩滑東町5-80	
	収容可能人員	365	630	
	連絡先	21-0879	21-0872	
	連絡担当者	市本部	市本部	
	その他留意事項等	* * * * 避難先 * * * *	* * * * 避難先 * * * *	
6-2 一時集合場所				
	一時集合場所名	—	—	—
	所在地	—	—	—
	連絡先	—	—	—
	連絡担当者	—	—	—
	留意事項	—	—	—
7 避難手段				
避難手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 自家用車 <u>徒歩</u> ・ 他			
避難手段 の 詳細	種類（車種等）	—		
	台数	—		
	輸送可能人員	—		
	連絡先	—		
輸送力配分の考え方	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有する車両で搬送する。			
その他 輸送手段	要配慮者 （避難行動要支援者）	—		
	その他	—		
8 避難経路				
避難に使用する道路	県道碧南半田常滑線、県道半田東浦線			

交通規制	実施者の確認	半田警察署	
	規制人員	14人程度	
	規制場所	住吉町五、半田大橋、浜田町3東、住吉町2、住吉橋東、乙川薬師寺、ネオシティ半田南5叉路	
警備体制	実施者の確認	半田警察署	
	警備人数	14人程度	
	警備場所	交通規制の場所に同じ	
9 避難誘導要領			
9-1 避難輸送要領			
地区	半田市乙川吉野町(パワードーム半田及びDCMカーマ21半田乙川店)、乙川一色町、乙川新川町1・2丁目、乙川内山町、乙川町、住吉町2・3丁目、浜田町3丁目、岩滑南浜町		
一時避難場所への避難方法	誘導の実施単位	—	
	輸送手段	—	
	避難先	—	
	集合時間	—	
	その他(責任者)	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	商業施設近傍住民	商業施設関係者
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難経路	県道半田東浦線	県道碧南半田常滑線
	避難先	乙川小学校	半田中学校
	避難開始日時	2月14日(火) 11:30	
	避難完了予定日時	2月14日(火) 14:00	
要配慮者等の避難方法	誘導の単位	災害時避難行動要支援者の個別支援計画に基づき設定	
	支援事項	要支援者の区分に応じて対応	
	輸送手段	地域福祉課の車両	
	避難先	乙川小学校	

	避難開始日時	2月14日(火) 11:30
	避難完了予定日時	2月14日(火) 14:00
9-2 職員の配置		
配置場所、職員数 ○避難所(乙川小学校) ○避難所(半田中学校) ○主要交差点 15箇所×2名 30名 ○県対策本部 2名 ○現地調整所(半田小学校) 2名		
9-3 残留者への対応		
確認者	市職員、消防団(半田中分団、乙川南分団)	
時期	2月14日(火) 12:00開始	
場所	警戒区域内	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問	
措置	残留者に対し避難するよう勧告する。	
終了予定日時	2月14日(火) 14:00まで	
9-4 避難誘導時の食料の支援・提供		
食事時間	—(避難行動時は提供せず、避難所において提供)	
食事場所	—	
食事の種類	—	
実施担当部署	—	
9-5 追加情報の伝達方法		
避難所担当者を通じ伝達、防災行政無線、広報車、ホームページ等		
10 避難時の留意事項(主に住民)		
○ 自宅から避難する場合の留意事項 ・基本事項 a 避難時は、金銭・貴重品・パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、必要最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。 b 隣近所に声を掛け合って、相互に助け合って避難する。 ・事態の特性 特になし(爆発物は、大量殺傷物質等を用いている可能性は低く、避難時		

<p>に特別な対応は必要ない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 時期の特性 冬季での避難となり、避難後の体温管理に考慮が必要である。</li> <li>○ 一時集合場所での留意点 —</li> </ul>	
11 誘導に際しての留意事項（職員）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は沈着冷静に、毅然たる態度を保つこと</li> <li>○ 防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること</li> </ul>	
12 緊急時の連絡先	
半田市 国民保護／緊急処理事案対策本部	電 話：0569-84-0626 FAX：0569-84-0640

【大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態：知多半田駅】

※27ページ【ゲリラ及び特殊部隊による攻撃：半田地区】を参照

【大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態：青山駅】

避難実施要領	
半田市長	
3月30日（金）15時00分現在	
市域内避難	
1 愛知県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、3月30日（金）14時頃、愛知県〇〇市の名鉄〇〇線〇〇駅で爆破テロが発生し、多数の死傷者が出た。実行犯のテログループの数人を拘束し、名鉄河和線沿線の駅での爆破計画が明らかになり、警戒中の愛知県警により青山駅前に停車中の車両から爆発物が発見された。</p> <p>これにより、県から以下の内容で避難の指示が通知された。</p> <p>○住民の避難が必要となる地域：青山1～2丁目、有楽町3～6丁目</p>	
	
<p>○住民の避難先となる地域：青山5丁目、花園町</p> <p>○避難施設：青山中学校、花園小学校</p>	



○主要な避難経路：市道青山君ヶ橋線、半田環状線



○避難のための交通手段：徒歩を原則

## 2 関係機関の対応状況

○警察による周辺の交通規制：住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、次の区間で交通規制をしている。



<p>○消防機関等との調整による警戒区域の設定：  名鉄青山駅から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定している。</p> <p>○交通機関：名鉄河和線全線及び知多バスについては運行を停止している。</p>			
3 事態の状況、関係機関の措置			
3-1 事態の状況			
発生時期	〇〇年3月30日（金） 16：00頃		
発生場所	青山駅前		
実行の主体	—		
事案の概要と被害状況	3月30日（金）14時頃、愛知県〇〇市の名鉄〇〇線〇〇駅で爆破テロが発生し、多数の死傷者が出た。実行犯のテログループの数人を拘束し、名鉄河和線沿線の駅での爆破計画が明らかになり、警戒中の愛知県警により青山駅前に停車中の車両から爆発物が発見された。		
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することから、1日程度避難施設にとどまることを考慮		
気象の状況	天候：晴れ	気温：14℃	風向：南 風速：3m/s
3-2 避難住民の誘導の概要			
要避難地域	青山1～2丁目、有楽町3～6丁目		
避難先と避難誘導の方針	警戒区域のうち名鉄河和線以西の住民は青山中学校へ、名鉄河和線以东の住民は花園小学校へ徒歩で避難させる。		
避難開始日時	〇〇年 3月30日（金） 14：00		
避難完了予定日時	〇〇年 3月30日（金） 16：00		
3-3 関係機関の措置等			
措置の概要	警察：消防の警戒区域に基づき、11箇所で交通規制 消防：名鉄河和線青山駅から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定 名古屋鉄道(株)：名鉄河和線太田川駅～河和駅間運行停止 知多乗合(株)：成岩地域の運行停止 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣(青山記念武道館)		

連絡調整先	連絡先：半田市国民保護計画 資料編 「関係機関の連絡先」のとおり			
4 事態の特性で留意すべき事項				
<p>○大量殺傷物質（NBC剤）の使用は考えられないため、避難行動に特別な対応は考えられない。</p> <p>○半田市の主要な駅であるため、駅近傍にはマンションやアパート等が多く立地しているため、避難者は多数に上る。</p> <p>○また、マンションやアパートに入居している住民は自治区等に参加していない世帯が多く、情報の伝達や避難行動に時間を要す。</p>				
5 避難者数				
○ 要避難地域の住民等の数				
町丁字名	総数 (人)	うち自力避難が困難な 要配慮者(人)		外国人(人)
			入院患者等	
青山2丁目	1,030	11		23
青山3丁目	813	17		5
有楽町3丁目	362	12		7
有楽町4丁目	334	9		8
有楽町5丁目	515	10		5
有楽町6丁目	424	13		18
○ 周辺事業従業員数及び事業所等関係者数				
町丁字名	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	その他 (人)	計
青山2丁目	29	881		881
青山3丁目	14	128		128
有楽町3丁目	12	50		50
有楽町4丁目	15	167		167
有楽町5丁目	6	46		46
有楽町6丁目	11	136		136
○ 総括表				
地区名	青山2・3丁目	有楽町3～6丁目	合計	
避難者数(計)	2,852	2,034	4,886	
内 要配慮者	28	44	72	
内 外国人等	28	38	66	

6 避難施設と一時集合場所																						
6-1 避難施設																						
	<table border="1"> <tr> <td>避難先地域</td> <td>青山</td> <td>花園町</td> </tr> <tr> <td>避難施設名</td> <td>青山中学校</td> <td>花園小学校</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>青山5-6-1</td> <td>花園町3-5-1</td> </tr> <tr> <td>収容可能人員</td> <td>490</td> <td>432</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>23-3080</td> <td>21-7108</td> </tr> <tr> <td>連絡担当者</td> <td>市本部</td> <td>市本部</td> </tr> <tr> <td>その他留意事項等</td> <td>* * * * 避難先 * * * *</td> <td>* * * * 避難先 * * * *</td> </tr> </table>	避難先地域	青山	花園町	避難施設名	青山中学校	花園小学校	所在地	青山5-6-1	花園町3-5-1	収容可能人員	490	432	連絡先	23-3080	21-7108	連絡担当者	市本部	市本部	その他留意事項等	* * * * 避難先 * * * *	* * * * 避難先 * * * *
避難先地域	青山	花園町																				
避難施設名	青山中学校	花園小学校																				
所在地	青山5-6-1	花園町3-5-1																				
収容可能人員	490	432																				
連絡先	23-3080	21-7108																				
連絡担当者	市本部	市本部																				
その他留意事項等	* * * * 避難先 * * * *	* * * * 避難先 * * * *																				
6-2 一時集合場所																						
	<table border="1"> <tr> <td>一時集合場所名</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>連絡担当者</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>留意事項</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	一時集合場所名	—	—	所在地	—	—	連絡先	—	—	連絡担当者	—	—	留意事項	—	—						
一時集合場所名	—	—																				
所在地	—	—																				
連絡先	—	—																				
連絡担当者	—	—																				
留意事項	—	—																				
7 避難手段																						
避難手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 自家用車 ・ <u>徒歩</u> ・ 他																					
避難手段 の 詳細	種類（車種等）	—																				
	台数	—																				
	輸送可能人員	—																				
	連絡先	—																				
輸送力配分の考え方	—																					
その他 輸送手段	要配慮者 （避難行動要支援者）	努めて隣近所の助け合いにより、避難所まで避難させる。																				
	その他	—																				

8 避難経路			
避難に使用する道路		市道青山君ヶ橋線、半田環状線とする。	
交通規制	実施者の確認	半田警察署	
	規制人員	22人程度	
	規制場所	新成岩橋、成岩橋、神戸橋、昭和橋、斗セキ東海知多(株)西交差点、(株)マルモ西交差点、半田コロナワールド南交差点、有楽町8、青山公園南長泥の道交差点、ショッピングセンターララ西交差点	
警備体制	実施者の確認	半田警察署	
	警備人数	22人程度	
	警備場所	交通規制の場所に同じ	
9 避難誘導要領			
9-1 避難輸送要領			
地区		青山2・3丁目、有楽町3～6丁目	
一時避難場所への避難方法	誘導の実施単位	—	
	輸送手段	—	
	避難先	—	
	集合時間	—	
	その他(責任者)	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	名鉄河和線以西	名鉄河和線以东
	輸送手段	徒歩	
	避難経路	市道青山君ヶ橋線、半田環状線	
	避難先	青山中学校	花園小学校
	避難開始日時	3月30日(金) 14:00	
	避難完了予定日時	3月30日(金) 16:00	
要配慮者等の避難方法	誘導の単位	警戒区域内の避難行動要支援者名簿に記載した住民	
	支援事項	要支援者の区分に応じた対応	
	輸送手段	地域福祉課の車両	
	避難経路	避難経路以外を使用する。	

	避難先	青山中学校
	避難開始日時	3月30日（金）14：00
	避難完了予定日時	3月30日（金）16：00
9-2 職員の配置		
配置場所、職員数 ○避難所（青山中学校） ○避難所（花園小学校） ○主要交差点 15箇所×2名 30名 ○県対策本部 2名 ○現地調整所（青山記念武道館）2名		
9-3 残留者への対応		
確認者	市職員、消防団（成岩南分団）	
時期	3月30日（金）14：30開始	
場所	青山2・3丁目、有楽町3～6丁目	
方法	広報車及び防災行政無線により呼びかけ、戸別訪問	
措置	残留者に対し避難するよう勧告する。	
終了予定日時	3月30日（金）16：00まで	
9-4 避難誘導時の食料の支援・提供		
食事時間	—（避難行動時は提供せず、避難所において提供）	
食事場所	—	
食事の種類	—	
実施担当部署	—	
9-5 追加情報の伝達方法		
避難所担当者を通じ伝達、防災行政無線、広報車、ホームページ等		
10 避難時の留意事項（主に住民）		
○ 自宅から避難する場合の留意事項 ・ 基本事項 a 避難時は、金銭・貴重品・パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、必要最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。 b 隣近所に声を掛け合って、相互に助け合って避難する。 ・ 事態の特性		

<p>特になし（爆発物は、大量殺傷物質等を用いている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 時期の特性 花見の季節であり、警戒区域内の青山公園付近に花見客等がいることが考えられ情報の周知等に注意が必要である。</li> <li>○ 一時集合場所での留意点 —</li> </ul>	
11 誘導に際しての留意事項（職員）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は沈着冷静に、毅然たる態度を保つこと</li> <li>○ 防災服又は作業服、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること</li> </ul>	
12 緊急時の連絡先	
半田市 国民保護／緊急対処事案対策本部	電 話：0569-84-0626 FAX：0569-84-0640

## 【大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態：住吉町駅】

避難実施要領
半田市長
3月30日（金）15時00分現在
市域内避難
1 愛知県からの避難の指示の内容
<p>国の対策本部長は、3月30日（金）14時頃、愛知県〇〇市の名鉄〇〇線〇〇駅で爆破テロが発生し、多数の死傷者が出た。実行犯のテログループの数人を拘束し、名鉄河和線沿線の駅での爆破計画が明らかになり、警戒中の愛知県警により住吉町駅前に停車中の車両から爆発物が発見された。</p> <p>これにより、県から以下の内容で避難の指示が通知された。</p> <p>○住民の避難が必要となる地域：出口町1丁目、宮路町、清水北町</p>

<p>○住民の避難先となる地域：岩滑東町、柊町</p> <p>○避難施設：半田中学校、半田農業高等学校、半田工業高等学校</p>



○主要な避難経路：国道247号線、主要地方道名古屋半田線



○避難のための交通手段：徒歩を原則

## 2 関係機関の対応状況

○警察による周辺の交通規制：住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、次の区間で交通規制をしている。



<p>○消防機関等との調整による警戒区域の設定：  名鉄住吉駅から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定している。</p> <p>○交通機関：名鉄河和線全線及び知多バスについては運行を停止している。</p>			
3 事態の状況、関係機関の措置			
3-1 事態の状況			
発生時期	〇〇年3月30日（金） 16：00頃		
発生場所	住吉町駅前		
実行の主体	—		
事案の概要と被害状況	3月30日（金）14時頃、愛知県〇〇市の名鉄〇〇線〇〇駅で爆破テロが発生し、多数の死傷者が出た。実行犯のテログループの数人を拘束し、名鉄河和線沿線の駅での爆破計画が明らかになり、警戒中の愛知県警により住吉町駅前に停車中の車両から爆発物が発見された。		
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することから、1日程度避難施設にとどまることを考慮		
気象の状況	天候：晴れ	気温：14℃	風向：南 風速：3m/s
3-2 避難住民の誘導の概要			
要避難地域	出口町1丁目、宮路町、清水北町		
避難先と避難誘導の方針	警戒区域のうち名鉄河和線以西の住民は半田農業高等学校又は半田工業高等学校へ、名鉄河和線以东の住民は半田中学校へ徒歩で避難させる。		
避難開始日時	〇〇年 3月30日（金） 14：00		
避難完了予定日時	〇〇年 3月30日（金） 16：00		
3-3 関係機関の措置等			
措置の概要	警察：消防の警戒区域に基づき、8箇所で交通規制 消防：名鉄河和線住吉町駅から概ね300m圏内を包含する地域に警戒区域を設定 名古屋鉄道(株)：名鉄河和線太田川駅～河和駅間運行停止 知多乗合(株)：半田地域の運行停止 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣（半田小学校）		

連絡調整先	連絡先：半田市国民保護計画 資料編 「関係機関の連絡先」のとおり			
4 事態の特性で留意すべき事項				
<p>○大量殺傷物質（NBC剤）の使用は考えられないため、避難行動に特別な対応は考えられない。</p> <p>○半田市の主要な駅であり、駅近傍には半田警察署、愛知県知多総合庁舎、愛知県半田保健所等公共施設が多数立地していることから迅速な対応に支障がある。</p> <p>○また、近傍に半田高等学校や県立ひいらぎ特別支援学校など教育施設が立地しており、注意喚起が必要である。</p>				
5 避難者数				
○ 要避難地域の住民等の数				
		うち自力避難が困難な 要配慮者（人）		外国人(人)
町丁字名	総数 (人)	入院患者等		
出口町1丁目	380	4		10
宮路町	479	9		21
清水北町	190	4		0
○ 周辺事業従業員数及び事業所等関係者数				
町丁字名	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	その他 (人)	計
出口町1丁目	27	195		195
宮路町	18	586		586
清水北町	5	91		91
○ 総括表				
地区名	出口町1	宮路町	清水北町	合計
避難者数(計)	575	1,065	281	1,921
内 要配慮者	4	9	4	17
内 外国人等	10	21	0	31

6 避難施設と一時集合場所			
6-1 避難施設			
	避難先地域	岩滑東町	柁町
	避難施設名	半田中学校	半田農業高校
	所在地	岩滑東町5-80	柁町1-1
	収容可能人員	630	330
	連絡先	21-0872	21-0247
	連絡担当者	市本部	市本部
	その他留意事項等	高浪浅夫 避難先 吉川真人	高浪浅夫 避難先 青木美希
			半田工業高校 柁町3-1 605 21-2164 市本部 高浪浅夫 避難先 牧野毅彦
6-2 一時集合場所			
	一時集合場所名	—	—
	所在地	—	—
	連絡先	—	—
	連絡担当者	—	—
	留意事項	—	—
7 避難手段			
避難手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 自家用車 ・ 徒歩 ・ 他		
避難手段 の 詳細	種類（車種等）	—	
	台数	—	
	輸送可能人員	—	
	連絡先	—	
輸送力配分の考え方	—		
その他 輸送手段	要配慮者 （避難行動要支援者）	努めて隣近所の助け合いにより、避難所まで避難させる。	
	その他	—	

8 避難経路			
避難に使用する道路		国道247号線、主要地方道名古屋半田線とする。	
交通規制	実施者の確認	半田警察署	
	規制人員	16人程度	
	規制場所	住吉町2、住吉町五、第2半田街道踏切交差点、岩滑中町、岩滑中町4、柵3東、半田高校南、知多半田駅	
警備体制	実施者の確認	半田警察署	
	警備人数	16人程度	
	警備場所	交通規制の場所に同じ	
9 避難誘導要領			
9-1 避難輸送要領			
地区		出口町1丁目、宮路町、清水北町	
一時避難場所への避難方法	誘導の実施単位	—	
	輸送手段	—	
	避難先	—	
	集合時間	—	
	その他（責任者）	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	名鉄河和線以西	名鉄河和線以東
	輸送手段	徒歩	
	避難経路	国道247号線、主要地方道名古屋半田線	
	避難先	半田農業高校 半田工業高校	半田中学校
	避難開始日時	3月30日（金）14：00	
	避難完了予定日時	3月30日（金）16：00	

要配慮者等の避難方法	誘導の単位	警戒区域内の避難行動要支援者名簿に記載した住民
	支援事項	要支援者の区分に応じた対応
	輸送手段	地域福祉課の車両
	避難経路	避難経路以外を使用する。
	避難先	半田農業高校、半田中学校
	避難開始日時	3月30日（金）14：00
	避難完了予定日時	3月30日（金）16：00
9-2 職員の配置		
配置場所、職員数 ○避難所（半田中学校） ○避難所（半田農業高等学校） ○避難所（半田工業高等学校） ○主要交差点 15箇所×2名 30名 ○県対策本部 2名 ○現地調整所（半田小学校）2名		
9-3 残留者への対応		
確認者	市職員、消防団（半田中分団）	
時期	3月30日（金）14：30開始	
場所	出口町1丁目、宮路町、清水北町	
方法	広報車及び防災行政無線により呼びかけ、戸別訪問	
措置	残留者に対し避難するよう勧告する。	
終了予定日時	3月30日（金）16：00まで	
9-4 避難誘導時の食料の支援・提供		
食事時間	—（避難行動時は提供せず、避難所において提供）	
食事場所	—	
食事の種類	—	
実施担当部署	—	
9-5 追加情報の伝達方法		
避難所担当者を通じ伝達、防災行政無線、広報車、ホームページ等		

10 避難時の留意事項（主に住民）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自宅から避難する場合の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 避難時は、金銭・貴重品・パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、必要最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。</li> <li>b 隣近所に声を掛け合って、相互に助け合って避難する。</li> </ul> </li> <li>・事態の特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし（爆発物は、大量殺傷物質等を用いている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。）</li> </ul> </li> <li>・時期の特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>春季であり、警戒区域内の赤レンガ倉庫付近に観光客等がいることが考えられ情報の周知等に注意が必要である。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 一時集合場所での留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul> </li> </ul>	
11 誘導に際しての留意事項（職員）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は沈着冷静に、毅然たる態度を保つこと</li> <li>○ 防災服又は作業服、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること</li> </ul>	
12 緊急時の連絡先	
半田市 国民保護／緊急処理事案対策本部	電 話：0569-84-0626 FAX：0569-84-0640

【大量殺傷物質等による攻撃が行われる場合】

避難実施要領
半田市長
8月6日（水）15時00分現在
市域外避難
1 愛知県からの避難の指示の内容
<p>国の対策本部長は、8月6日（水）14時40頃、名鉄河和線知多半田駅における爆破について、化学剤（神経剤：V剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、爆発地区周辺の広小路町、泉町、天王町、雁宿町、星崎町、更生町、白山町及びその風下となる清水西町、出口町、岩滑中町、岩滑東町、榎下町、大坪町の地域を要避難地域として、警報を発令した。</p> <p>これにより、県から以下の内容で避難の指示が通知された。</p> <p>○住民の避難が必要となる地域：広小路町、泉町、天王町、雁宿町、星崎町、更生町、白山町、清水西町、出口町、岩滑中町、岩滑東町、榎下町、大坪町</p>

<p>○住民の避難先となる地域：東浦町、武豊町</p> <p>○避難施設：東浦町体育館、武豊町総合体育館</p>



○主要な避難経路：国道247号線、国道366号線、県道半田環状線



武豊町方面



東浦町方面

○避難のための交通手段：一時避難場所までは徒歩を原則、一時避難場所から避難所までは乗合仕様の大型バス

## 2 関係機関の対応状況

○警察による周辺の交通規制：住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、主要な交差点で交通規制をしている。

○消防機関等との調整による警戒区域の設定：

名鉄河和線知多半田駅周辺及び風下の地域に警戒区域を設定している。

○交通機関：名鉄河和線全線及び知多バスについては運行を停止している。

## 3 事態の状況、関係機関の措置

### 3-1 事態の状況

発生時期	〇〇年6月8日（水） 14：40頃
発生場所	知多半田駅
実行の主体	国籍不明のテログループ
事案の概要と被害状況	8月6日（水）14時40分頃、名鉄河和線知多半田駅において爆破物が爆発した。この爆発物

	による被害は数名の負傷者のみであったが、爆発物に化学剤（神経剤：V剤と推定される。）を用いた可能性が高いことが明らかになった。			
今後の予測・影響と措置	対応に数日から数週間を要することから、1ヶ月程度避難施設にとどまることを考慮			
気象の状況	天候：晴れ	気温：29℃	風向：南南東	風速：6m/s
<b>3-2 避難住民の誘導の概要</b>				
要避難地域	広小路町、泉町、天王町、雁宿町、星崎町、更生町、白山町、清水西町、出口町、岩滑中町、岩滑東町、榎下町、大坪町			
避難先と避難誘導の方針	警戒区域のうち広小路町、泉町、天王町、雁宿町、星崎町、更生町、白山町の住民は一時避難場所として市営半田球場に避難し、その後、大型バスで武豊町へ避難する。爆発地域の風下にあたる清水西町、出口町、岩滑中町、岩滑東町、榎下町、大坪町の住民は、一時避難場所として半田上浜グラウンドに避難し、その後、東浦町へ避難する。			
避難開始日時	〇〇年 8月6日（水） 15：00			
避難完了予定日時	〇〇年 8月6日（水） 17：00			
<b>3-3 関係機関の措置等</b>				
措置の概要	警察：避難経路の主要交差点で交通規制 消防：名鉄河和線知多半田駅周辺及び風下の地域に警戒区域を設定 名古屋鉄道(株)：名鉄河和線全線運行停止 知多乗合(株)：半田地域の運行停止 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣（成岩中学校）			
連絡調整先	連絡先：半田市国民保護計画 資料編 「関係機関の連絡先」のとおり			
<b>4 事態の特性で留意すべき事項</b>				
<p>○化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散する。また、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる性質があるため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させる。</p> <p>○NBCを用いた攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施にあたることから、政府の関係機関・県と連絡を取り合って活動することが必要である。</p>				

○近傍には学校が立地しているが、夏休みの最中であり、児童・生徒は少数である。また、警察や保健所、裁判所といった公共施設が立地しているが、職員の避難誘導が期待できるため迅速な避難行動ができる。

## 5 避難者数

### ○ 要避難地域の住民等の数

町丁字名	総数 (人)	うち自力避難が困難な 要配慮者(人)		外国人(人)
			入院患者等	
広小路町	150	3		0
泉町	304	2		0
天王町	236	6		3
雁宿町	1,196	15		35
星崎町	927	17		4
更生町	327	9		2
白山町	3,101	64		42
清水西町	185	3		6
出口町	1,093	26		17
岩滑中町	2,245	72		37
岩滑東町	1,924	43		42
榎下町	111	2		5
大坪町	2	0		0

### ○ 周辺事業従業員数及び事業所等関係者数

町丁字名	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	その他 (人)	計
広小路町	24	289		289
泉町	16	237		237
天王町	13	108		108
雁宿町	18	794		794
星崎町	35	669		669
更生町	17	493		493
白山町	21	163		167
清水西町	1	1		1
出口町	34	270		270
岩滑中町	36	504		504
岩滑東町	14	156		156

榎下町	5	29		29
大坪町	0	0		0

○ 総括表

地区名	爆発地域周辺 (武豊町避難者)	爆発の風下地域 (東浦町避難者)	合 計
避難者数(計)	6,181	6,492	12,673
内 要配慮者	116	146	262
内 外国人等	86	107	193

6 避難施設と一時集合場所

6-1 避難施設

避難先地域	武豊町	東浦町
避難施設名	武豊町総合体育館	東浦町体育館
所在地	知多郡武豊町東大高清水1 28	知多郡東浦町生路狭間8 0
収容可能人員		
連絡先	0569-72-1114	0562-83-8333
連絡担当者	町担当者	町担当者
その他留意事項等	* * * * 市本部 * * * * 避難先 * * * *	* * * * 市本部 * * * * 避難先 * * * *

6-2 一時集合場所

一時集合場所名	市営半田球場	半田上浜グラウンド
所在地	半田市雁宿町2丁目1	半田市上浜町26番地4
連絡先	21-0604	27-6663
連絡担当者	スポーツ課	スポーツ課
留意事項	—	—

7 避難手段

避難手段 鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 自家用車 ・ 徒歩 ・ 他

避難手段 の 詳細	種類（車種等）	乗合仕様大型バス	
	台数	30	
	輸送可能人員	1,500人	
	連絡先	知多乗合(株)	
輸送力配分 の考え方			
その他 輸送手段	要配慮者 （避難行動要支援者）	努めて隣近所の助け合いにより、一時避難場所まで避難させる。	
	その他	—	
8 避難経路			
避難に使用する道路		国道247号線、国道366号線、県道半田環状線	
交通規制	実施者の確認	半田警察署	
	規制人員	20人程度	
	規制場所	国道247号線、国道366号線、県道半田環状線の避難所に至る主要交差点	
警備体制	実施者の確認	半田警察署	
	警備人数	20人程度	
	警備場所	交通規制の場所に同じ	
9 避難誘導要領			
9-1 避難輸送要領			
地区		爆発地域周辺 （武豊町避難者）	爆発の風下地域 （東浦町避難者）
一時避難場所への避難方法	誘導の実施単位	広小路町 439 泉町 541 天王町 344 雁宿町 1,990 星崎町 1,596 更生町 820 白山町 3,264	清水西町 186 出口町 1,363 岩滑中町 2,749 岩滑東町 2,080 榎下町 140 大坪町 2
	輸送手段	徒歩	

	避難先	市営半田球場	半田上浜グラウンド
	集合時間	16:00	16:00
	その他(責任者)	各町内会長	各町内会長
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	広小路町 439 泉町 541 天王町 344 雁宿町 1,990 星崎町 1,596 更生町 820 白山町 3,264	清水西町 186 出口町 1,363 岩滑中町 2,749 岩滑東町 2,080 榎下町 140 大坪町 2
	輸送手段	乗合仕様大型バス	
	避難経路	雁宿公園駐車場 ピアゴラフーズ 図書館東 昭和町三 国道247号線 新成岩橋 県道半田環状線 武豊総合体育館	半田上浜グラウンド 半田大橋 国道247号線 祢宜町 国道366号線 亀崎町七丁目 国道366号線 東浦町体育館
	避難先	武豊総合体育館	東浦町体育館
	避難開始日時	8月6日(水) 16:00	
	避難完了予定日時	8月6日(水) 17:00	
	要配慮者等の避難方法	誘導の単位	警戒区域内の避難行動要支援者名簿に記載した住民
支援事項		要支援者の区分に応じた対応	
輸送手段		地域福祉課の車両	
避難経路		避難経路以外を使用する。	
避難先		武豊総合体育館、東浦町体育館	
避難開始日時		8月6日(水) 15:00	
避難完了予定日時		8月6日(水) 17:00	
9-2 職員の配置			
配置場所、職員数 ○避難所(武豊町総合体育館) ○避難所(東浦町体育館)			

<p>○主要交差点 16箇所×2名 32名</p> <p>○県対策本部 2名</p> <p>○現地調整所（成岩中学校）2名</p>	
9-3 残留者への対応	
確認者	市職員、消防団（半田中分団、協和分団）
時期	8月6日（水）16：00開始
場所	広小路町、泉町、天王町、雁宿町、星崎町、更生町、白山町、清水西町、出口町、岩滑中町、岩滑東町、榎下町、大坪町
方法	広報車及び防災行政無線により呼びかけ、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう勧告する。
終了予定日時	8月6日（水）17：00まで
9-4 避難誘導時の食料の支援・提供	
食事時間	—（避難行動時は提供せず、避難所において提供）
食事場所	—
食事の種類	—
実施担当部署	—
9-5 追加情報の伝達方法	
避難所担当者を通じ伝達、防災行政無線、広報車、ホームページ等	
10 避難時の留意事項（主に住民）	
<p>○ 自宅から避難する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 避難時は、金銭・貴重品・パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、必要最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。</li> <li>b 隣近所に声を掛け合って、相互に助け合って避難する。</li> </ul> </li> <li>・事態の特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 爆発物は、大量殺傷物質等を用いている可能性が高く、一時避難場所において除染を行った後に大型バスで避難する。</li> <li>b 一時避難場所で除染後は、新しい衣類に着替えて、着替えた衣類は破棄する。</li> </ul> </li> <li>・時期の特性 <p>夏季であり、避難行動により熱中症の危険もあることから一時避難場所において飲料水の配給を行う。</p> </li> </ul>	

<p>○ 一時集合場所での留意点</p> <p>a 一時集合場所に集合した場合は、町内会ごとに集合し、町内会長又は自主防災会等のリーダーにより安否確認及び健康状態の把握を行う。</p> <p>b 一時集合場所に避難した後は、警戒区域に帰ることは指示のない限り禁止する。</p>	
11 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>○ 職員は沈着冷静に、毅然たる態度を保つこと</p> <p>○ 防災服又は作業服、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること</p>	
12 緊急時の連絡先	
半田市 国民保護／緊急処理事案対策本部	電 話：0569-84-0626 FAX：0569-84-0640



## 第5編 巻末資料

### 1. 参考となる過去の事故・避難事例

#### 【不発弾処理】（東京都調布市）

概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 2008年5月18日に東京の調布市、京王線国領駅付近で大型不発弾の処理が行われ、陸上自衛隊が信管を抜き安全化した。</li><li>○ 不発弾は米国製1トン爆弾（AN-M66）で、長さ約1.8メートル、直径約60センチ。</li><li>○ 1945年4月に同市上空で撃墜されたB29爆撃機が搭載していたものと推定。</li><li>○ 市対策本部では、災害対策基本法に基づき、警戒宣言を発令、不発弾から半径500メートルの地域を警戒地域に設定した。（警戒区域は、埋設された不発弾が地下にあり、また、土のうによる防護柵をとったうえでの設定範囲である。）</li><li>○ 警戒区域内約8,000戸の住民約16,000人を区域外に避難させ、国道20号線、旧甲州街道など幹線道の一部通行止めや京王線の一部運休など大規模な交通規制が敷かれた。</li></ul>
主な課題、対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難を検討する際は、調布市、自衛隊、東京都、京王電鉄、警察、消防による現地調整会議やその他の会議が複数回実施され、意思決定が行われた。</li><li>○ 現地対策本部を設置し、住民避難の実施状況、各機関の対応状況、社内状況などについて関係機関の情報共有が行われ、避難が円滑に行われた。</li><li>○ 警戒区域内に含まれる大型店舗や住民に対しては説明会を複数回実施し、市職員による避難拒否者への戸別訪問も実施された。</li></ul>

### 【三宅島噴火災害】（東京都三宅村）

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2000年6月26日に始まった三宅島の噴火活動はいったん収束したが、8月29日には火砕流を伴う噴火が発生した。</li> <li>○ 三宅村長は8月31日に発表された火山噴火予知連絡会の統一見解を受け、9月2日7時に防災及び生活維持関係者を除く住民の島外避難指示を発令した。</li> <li>○ 避難対象者は2000年9月1日現在の人口で3,829人が対象となった。</li> <li>○ 避難方法は、9月2日から4日までに、定期船で避難することとし、村営バスが各地区をまわり、住民を港まで移送した。</li> <li>○ 島外に避難した住民の一時受け入れは、東京都渋谷区の国立オリンピック記念青少年総合センターとし、9月5日までに防災関係者を除く村民の同センターへの避難を完了した。</li> <li>○ 東京都は、都営住宅や都民住宅を一時避難先として確保するとともに、都内外の各自治体にも支援を要請し、公営住宅・施設等の提供を受け避難先を確保した。</li> <li>○ これらの公営住宅等のあっせんや親族等への避難を行った結果、村民の避難先は北海道から沖縄県まで広範囲に分散した。</li> <li>○ 漁業関係者は、保有する漁船とともに三宅島から距離的にも近く漁船係留施設のある静岡県下田市に避難した。</li> <li>○ 2005年2月1日には、三宅村長が避難指示を解除した。</li> </ul>
<p>主な課題、対応のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者には、バス乗車時に避難者リストに氏名等を記入してもらい、乗船時には目印になるリボンをつけてもらった。</li> <li>○ 高齢者・要配慮等は優先して避難先の割振りを行った。</li> <li>○ 避難者には、バスの配車時間や注意事項等を防災行政無線で周知した。</li> </ul>

【新潟県中越地震山古志村全村避難】（新潟県山古志村）

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2004年10月23日に発生した新潟県中越地震において、山古志村では大きな被害を受けた。</li> <li>○ この地震では、マグニチュード6以上の地震が短時間内に3回連続して起こり、その後も強い余震が続いた。</li> <li>○ この結果、走行中の上越新幹線が脱線、関越・北陸自動車道の被災、家屋倒壊、地滑り等が起こり、広範囲の地域において大被害となった。</li> <li>○ 山古志村では、村域に通じる全ての道路が寸断されたため孤立し、全村避難（約2,200人）が実施された。</li> </ul>
<p>主な課題、対応のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 村役場は被災したため、2箇所本部が設置された。山古志中学校に設置された山古志村災害対策本部では、村民を避難させることを調整し、長岡地域振興局に設置された本部においては、県・長岡市・隣接市町村との間で受入調整が行われ、明確な役割分担のもとに2つの本部が機能した。</li> <li>○ 全村避難は、自衛隊がヘリにより収集した情報に基づき、地震発生翌日のうちに村長が決定した。避難住民の受入れや救援物資の手配においては、山古志村から県・長岡市に対して多くの要請をおこなった。</li> <li>○ 避難情報の伝達は、村職員が自衛隊のヘリに搭乗し、各集落に情報伝達した。</li> <li>○ 全村避難にあたっては、地区内住民の顔と名前を全て把握している各地区の区長が実施した。</li> <li>○ 避難は山古志中学校ほか各地区からのヘリコプターによる避難をおこなった。避難させる村民は、老人や病人を優先した。村長の判断により、診療所のカルテを全て持ち出し、病人に対して継続的な治療が可能な体制を整えた。</li> <li>○ 避難住民の受入れは、長岡地域振興局に設置した本部において、県や市に対し避難所の確保を要請し、10月25日までに8箇所の避難所を確保できた。</li> </ul>

## 2. 過去のテロ事件等

事件名	概要
ロンドン同時爆破テロ事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2005年7月7日、午前8時50分頃、ロンドン市中心の地下鉄内で3件の爆破事件がほぼ同時に発生</li> <li>○ 午前9時47分頃にも、同市内でバスが爆発</li> <li>○ 死者52名、負傷者700名</li> <li>○ 大規模なテロ組織によるものではなく、4人のイスラム系英国人グループによる犯行</li> </ul>
松本サリン事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1994年6月27日の夜、長野県松本市北深志において化学剤のサリンが散布された。</li> <li>○ 死者7名、負傷者100名以上</li> <li>○ オウム真理教による組織的な犯行</li> </ul>
地下鉄サリン事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1995年3月20日、午前8時頃、東京の都心部を走るラッシュ時の地下鉄を有毒ガス「サリン」で攻撃し、多数の市民を無差別に殺傷する事件が発生</li> <li>○ 事件の犯人は、営団地下鉄千代田線、日比谷線、丸の内線を走る列車内において「サリン」の入ったナイロン袋を傘で突き破り、「サリン」を漏出させた。</li> <li>○ この事件の結果、11人が死亡するとともに、意識障害を負うなど多数の人が負傷した。</li> </ul>
北朝鮮潜水艦侵入事件（江陵事案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1996年9月～11月、韓国の日本海側（江陵）海岸に北朝鮮の潜水艦が座礁し、乗員（その後、北朝鮮の特殊部隊であることが判明）が上陸し、北朝鮮を目指し北上したため、掃討作戦が行われた。</li> <li>○ 北朝鮮側は11人が死体で発見、13人射殺、1人逮捕、1人行方不明</li> <li>○ 韓国側軍・警察は8人、民間人4人が死亡</li> <li>○ 北朝鮮の特殊部隊工作員が潜入したとみられる山間部の地域は、住宅が存在しており、夜間通行の禁止、作戦地域の住民の避難が行われた。</li> </ul>

### 3. 愛知県からの避難の指示の様式例

避難指示様式例

愛知県緊急対処事態対策本部第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

半田市長 様

愛知県知事 ○ ○ ○ ○  
( 公 印 省 略 )

緊急対処事態における避難指示について（通知）

標記のことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、別紙のとおり避難を指示したので、住民及び関係機関等へ速やかに伝達するとともに、避難実施要領を早急に定め、避難住民の誘導を実施してください。

（担当）

愛知県緊急対処事態対策本部

（△△班）

電 話 052-XXXX-XXXX

FAX 052-XXXX-XXXX

## 避難指示様式例

愛知県緊急対処事態対策本部第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

## 避難の指示

本県においては、平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

- 1 住民の避難が必要な地域
- 2 住民の避難先となる地域
- 3 住民の避難に関して関係機関が講ずるべき措置の概要  
上記1、2及び3は、別添平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分緊急対処事態対策本部第〇〇号のとおり
- 4 避難地域
  - (1) 避難先  
当該避難措置の指示に示す半田市〇〇町以外の半田市内の避難施設を避難先として、〇〇月〇〇日〇〇時を目処に避難を開始すること（避難誘導は、同日〇〇時を目処に避難完了すること）
  - (2) 避難経路 別紙のとおり
- 5 避難のための交通手段その他の避難の方法
  - (1) 輸送手段  
県が手配するバス（〇〇自動車(株)〇〇台を確保予定）  
（半田市〇〇地区〇〇〇人を対象）
  - (2) 交通規制区域 なし
- 6 その他  
避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

避難指示様式例

別紙

地区名	人口	バス乗込場所	バス手配台数			避難施設	収容人員	避難経路
			乗合	大型	計			
〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇中学校	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇高校	〇〇〇	国道 247号線

#### 4. 弾道ミサイル発射に依ずる避難場所の一例

○ 屋内（近くに堅固な建物があった場合）

【例：雁宿ホール】



※ガラスの面が少ない場所で堅固な壁に身を寄せて姿勢を低くする。



【例：雁宿駐車場】



【例：市役所立体駐車場】





○屋外（近くに堅固な構造物があり、屋内に避難する余裕がない場合）

【例：名鉄河和線青山駅周辺】

【例：アンダーパス】



【例：知多半島道路高架下】



※ 堅固な壁面に身を寄せて姿勢を低くする。

○屋外（近くに堅固な構造物がない場合）

【例：公園】



【例：公園】



【例：道路】



【例：田畑】

